

人権に関する意識調査 報告書

(令和7年度調査版)

令和8年3月

埼葛郡市人権施策推進協議会

目 次

I 調査の概要

1	調査の目的	3
2	調査の概要	3
3	調査項目	3
4	回収結果	3
5	回答者の基本属性	3
6	報告書の見方（留意点）	4
7	その他	4

II 調査結果の分析

1	人権全般に対する意識	6
2	女性の人権に対する意識	16
3	こどもの人権に対する意識	20
4	高齢者の人権に対する意識	24
5	障がいのある人の人権に対する意識	28
6	部落差別に対する意識	33
7	外国人の人権に対する意識	53
8	インターネットによる人権侵害に対する意識	58
9	性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識	63

III 調査票

1	人権に関する意識調査	70
---	------------	----

I 調査の概要

1 調査の目的

人権に関する住民の意識を、2年に1回調査することにより、その意識の変化を把握し、今後の人権行政・教育を推進するための基礎資料として、各施策に活用することを目的とする。

2 調査の概要

- (1) 調査地域 三郷市・八潮市・越谷市・春日部市・杉戸町・松伏町
- (2) 調査対象 各市町内に在住する満18歳以上の方
(階層 18～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上)
- (3) 標本数 1,000人(市：200人、町：100人)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳からの層化無作為抽出(令和7年10月1日現在)
※階層ごとの標本数及び男女の割合については均等とする。
- (5) 調査方法 郵送(発信及び返信：封書、礼状：はがき)または電子申請
- (6) 調査期間 令和7年11月1日(土)～11月30日(日)

3 調査項目

- (1) 属性(性別、年代)
- (2) 人権全般に対する意識について
- (3) 女性の人権について
- (4) こどもの人権について
- (5) 高齢者の人権について
- (6) 障がいのある人の人権について
- (7) 部落差別について
- (8) 外国人の人権について
- (9) インターネットによる人権侵害について
- (10) 性的マイノリティ(LGBTQ+)の人権について
- (11) 人権問題についての意見

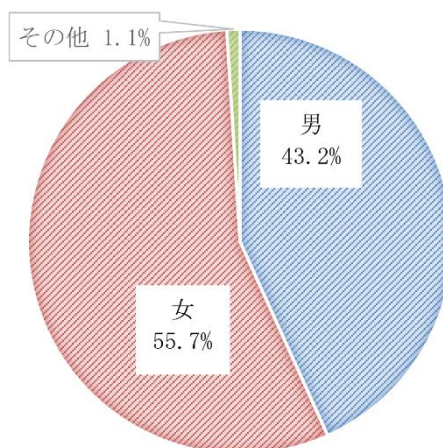
4 回収結果

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 調査票配布人数 | 1,000人 |
| (2) 回答者数 | 456人 |
| (3) 回答率 | 45.6% |

5 回答者の基本属性

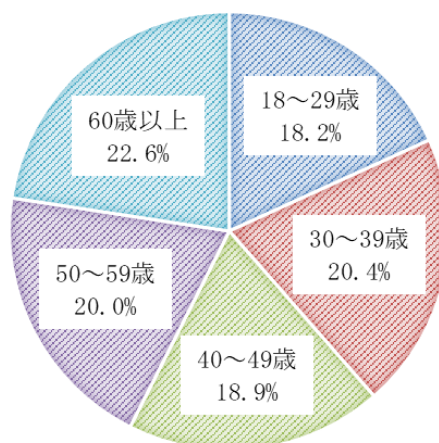
【性別】

項目	回答数	前回回答数	割合	前回割合
男	197	189	43.2%	43.4%
女	254	241	55.7%	55.4%
その他	5	5	1.1%	1.1%
計	456	435	100.0%	100.0%



【年代別】

項目	回答数	割合	前回割合
18～29歳	83	18.2%	14.3%
30～39歳	93	20.4%	16.3%
40～49歳	86	18.9%	19.5%
50～59歳	91	20.0%	23.0%
60歳以上	103	22.6%	26.2%
無回答	0	0.0%	0.7%
計	456	100.0%	100.0%



【性別・年代別】

項目	全体		男		女		その他	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18～29歳	83	18.2%	38	19.3%	44	17.3%	1	20.0%
30～39歳	93	20.4%	40	20.3%	53	20.9%	0	0.0%
40～49歳	86	18.9%	31	15.7%	52	20.5%	3	60.0%
50～59歳	91	20.0%	41	20.8%	49	19.3%	1	20.0%
60歳以上	103	22.6%	47	23.9%	56	22.0%	0	0.0%
計	456	100.0%	197	100.0%	254	100.0%	5	100.0%

6 報告書の見方（留意点）

（1）調査結果の分析区分について

調査結果は、次の区分により分析しています。

【全体】 特定の区分を分けずに回答者全員 456 人を対象に分析しています。

【年代別】 回答者の中で 18～29 歳 83 人、30～39 歳 93 人、40～49 歳 86 人、50～59 歳 91 人、60 歳以上 103 人（合計 456 人）に分けて傾向を分析しています。

（2）回答割合の算出方法について

「○は1つ」としている設問については、【全体】【年代別】ごとの回答者数を分母とし、それぞれの選択肢を選んだ人数の割合を算出しています。

「該当するものすべてに○」など、1人の回答者が複数の項目を選択する設問については、その設問の回答者数を分母とし、それぞれの選択肢の回答数の割合を算出しています。

（3）端数について

割合を求めたときの端数については、小数点第2位を四捨五入しています。そのため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

7 その他

各設問中の「その他」、問 23 の「意見欄」については、紙面の都合等により報告書には載せていません。今後の人権問題に対する取組のための参考とさせていただきます。

各表中の「前回割合」について、前回調査（令和 5 年度調査）の回答割合を参考に載せています。

設問において、前回調査（令和 5 年度調査）から質問を追加又は質問や項目を変更している箇所があります。

Ⅱ 調査結果の分析

1 人権全般に対する意識

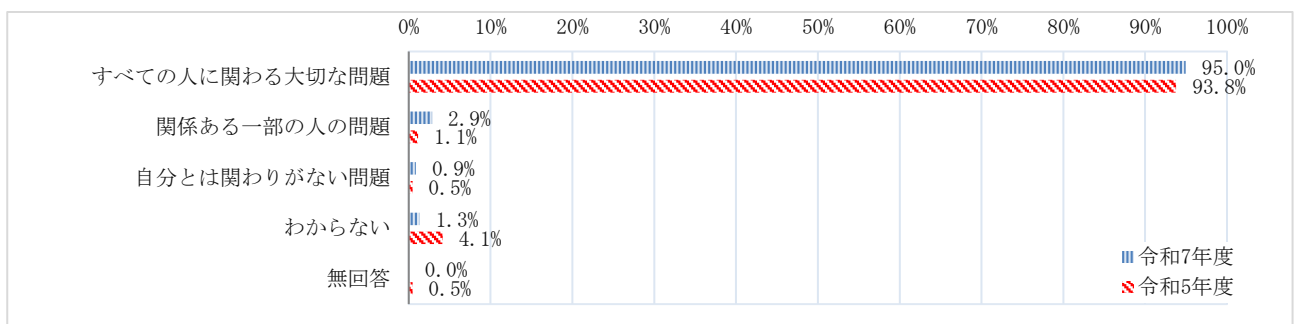
問1 あなたは、人権について、どのように考えていますか。(〇は1つ)

【全体】

前回調査と同様に「すべての人に関わる大切な問題」が90%を超え、最も高くなっており、「自分とは関わりがない問題」と回答した人は、0.9%とわずかながらも存在した。

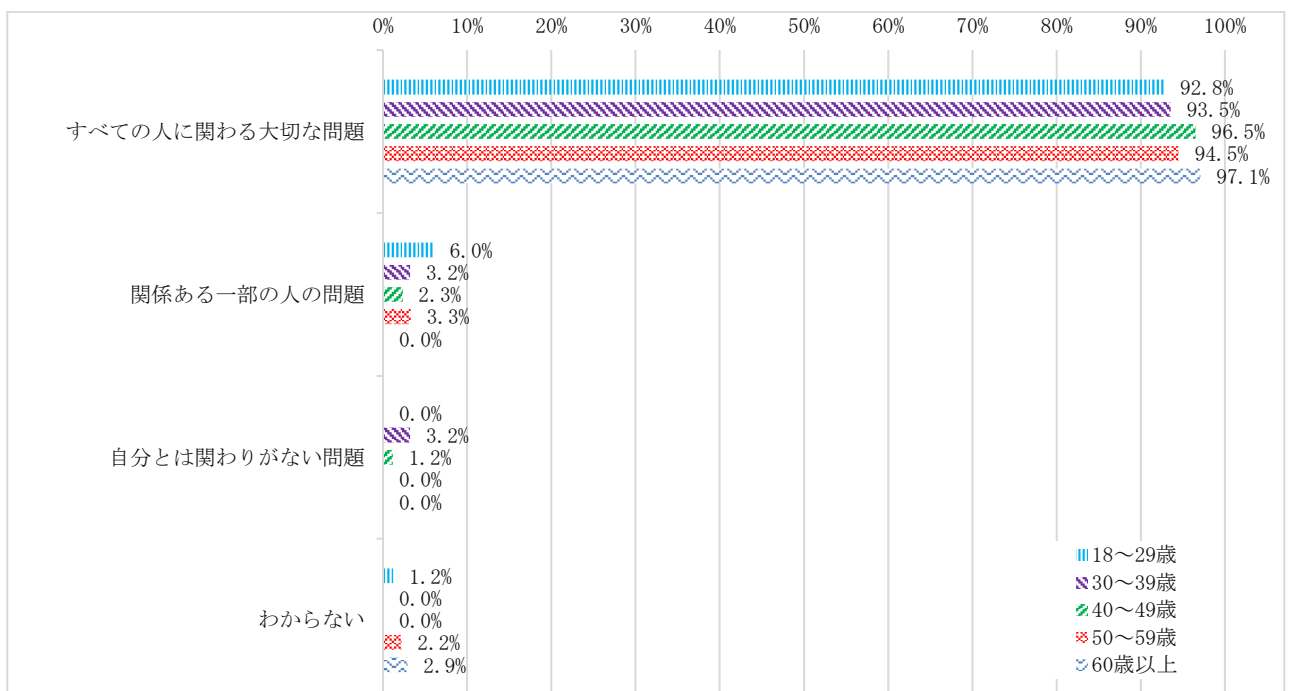
また、「関係ある一部の人の問題」という回答も見受けられることから、引き続き人権教育・啓発を行う必要がある。

項目	回答数	割合	前回割合
すべての人に関わる大切な問題	433	95.0%	93.8%
関係ある一部の人の問題	13	2.9%	1.1%
自分とは関わりがない問題	4	0.9%	0.5%
わからない	6	1.3%	4.1%
無回答	0	0.0%	0.5%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

「すべての人に関わる大切な問題」が全ての年代で90%以上と最も高くなっており、おおむね年代が高くなるにつれて割合が高い傾向が見られる。



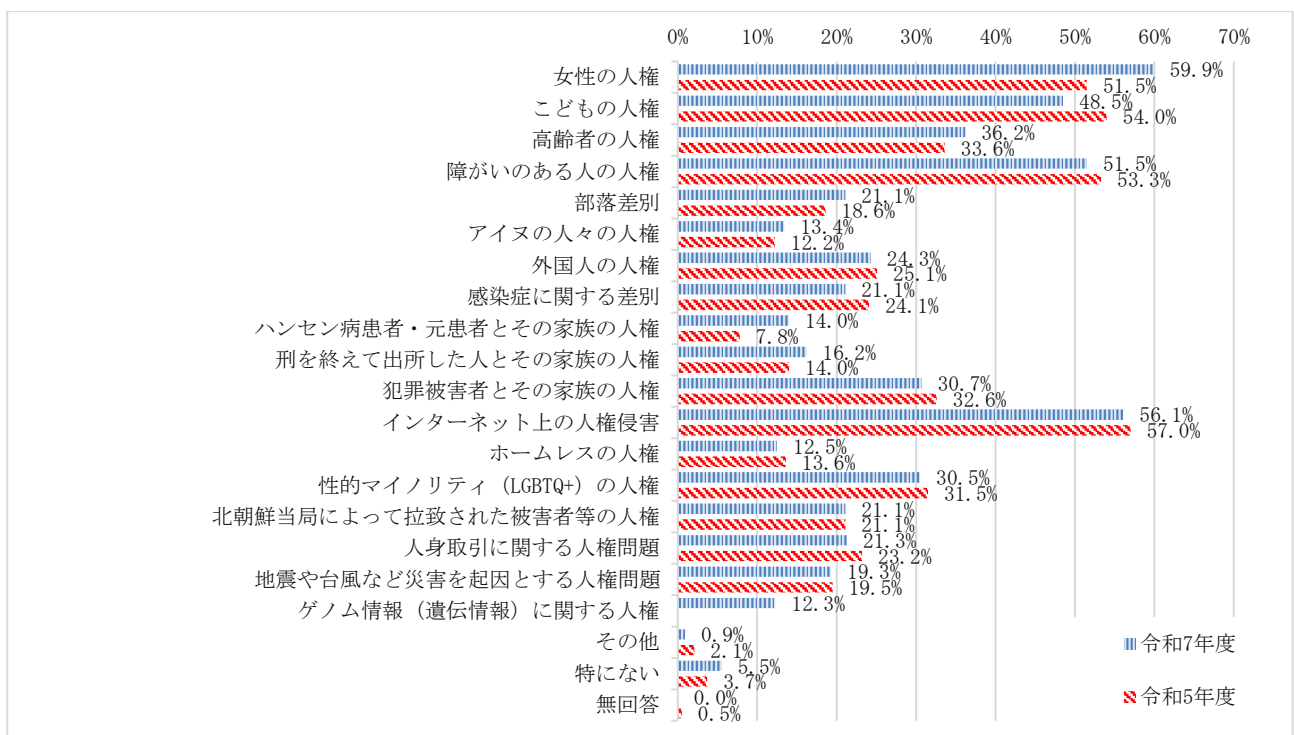
問2 いまの日本の社会には様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。

(該当するものすべてに○)

【全体】

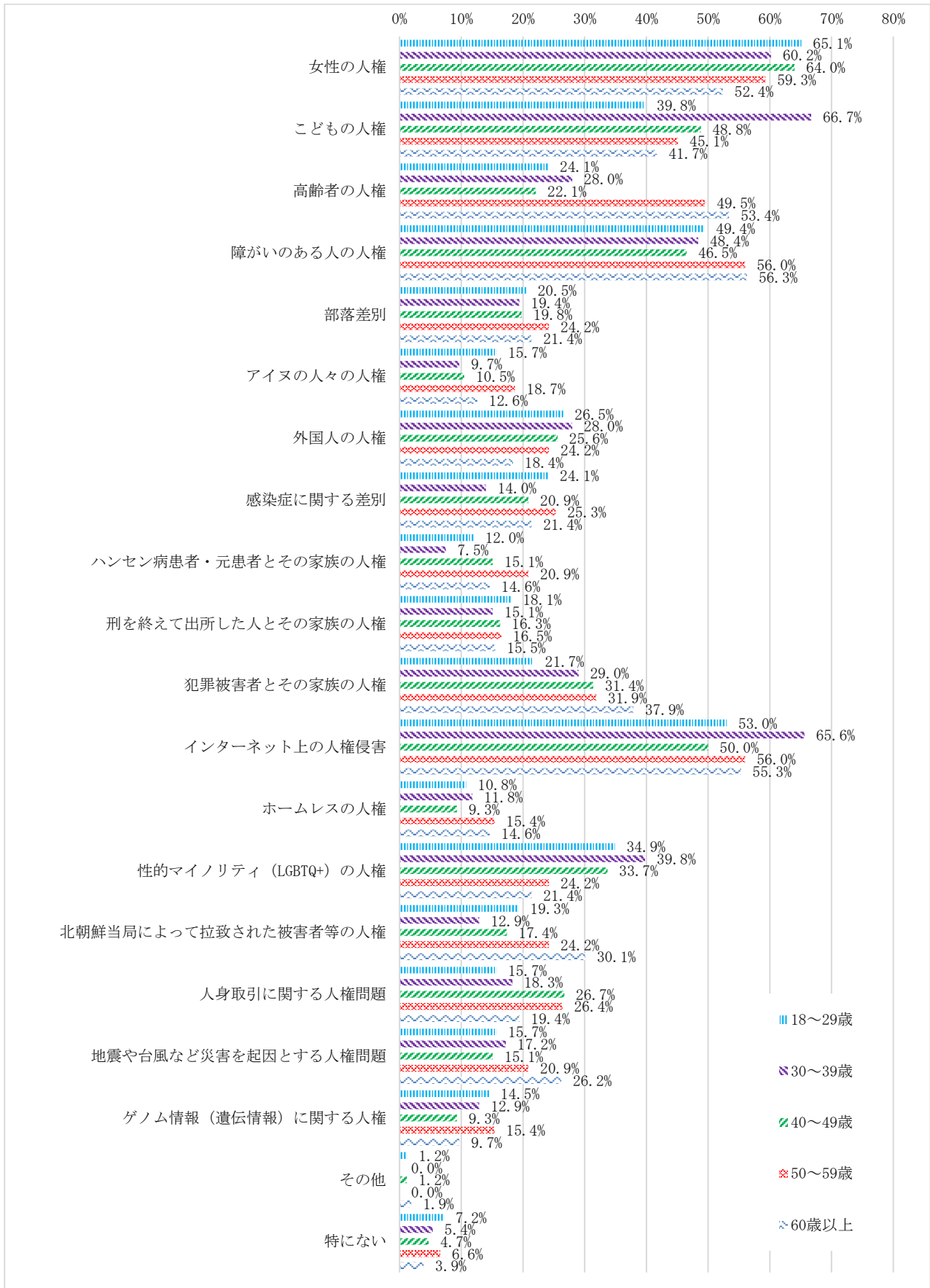
「女性の人権」が前回調査と比べて8.4ポイント増加し59.9%で最も高くなっており、次いで「インターネット上の人権侵害」が56.1%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
女性の人権	273	59.9%	51.5%
こどもの人権	221	48.5%	54.0%
高齢者の人権	165	36.2%	33.6%
障がいのある人の人権	235	51.5%	53.3%
部落差別	96	21.1%	18.6%
アイヌの人々の人権	61	13.4%	12.2%
外国人の人権	111	24.3%	25.1%
感染症に関する差別	96	21.1%	24.1%
ハンセン病患者・元患者とその家族の人権	64	14.0%	7.8%
刑を終えて出所した人とその家族の人権	74	16.2%	14.0%
犯罪被害者とその家族の人権	140	30.7%	32.6%
インターネット上の人権侵害	256	56.1%	57.0%
ホームレスの人権	57	12.5%	13.6%
性的マイノリティ (LGBTQ+) の人権	139	30.5%	31.5%
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	96	21.1%	21.1%
人身取引に関する人権問題	97	21.3%	23.2%
地震や台風など災害を起因とする人権問題	88	19.3%	19.5%
ゲノム情報 (遺伝情報) に関する人権	56	12.3%	—
その他	4	0.9%	2.1%
特にない	25	5.5%	3.7%
無回答	0	0.0%	0.5%
計	2,354		



【年代別】

18～29歳、40～49歳、50～59歳においては「女性の人権」が、30～39歳においては「子どもの人権」が、60歳以上の年代においては「障がいのある人の人権」が最も高くなっている。

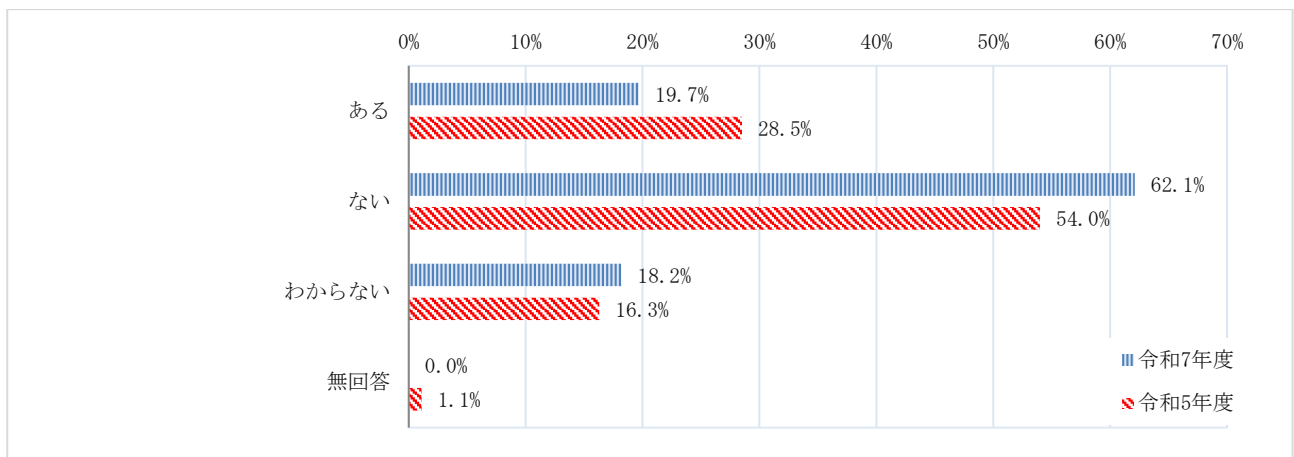


問3 あなたは、日常生活の中で、あなた自身、またはあなたの周りの人（家族・友人など）の人権が侵害されたと感じたことがありますか。（○は1つ）

【全体】

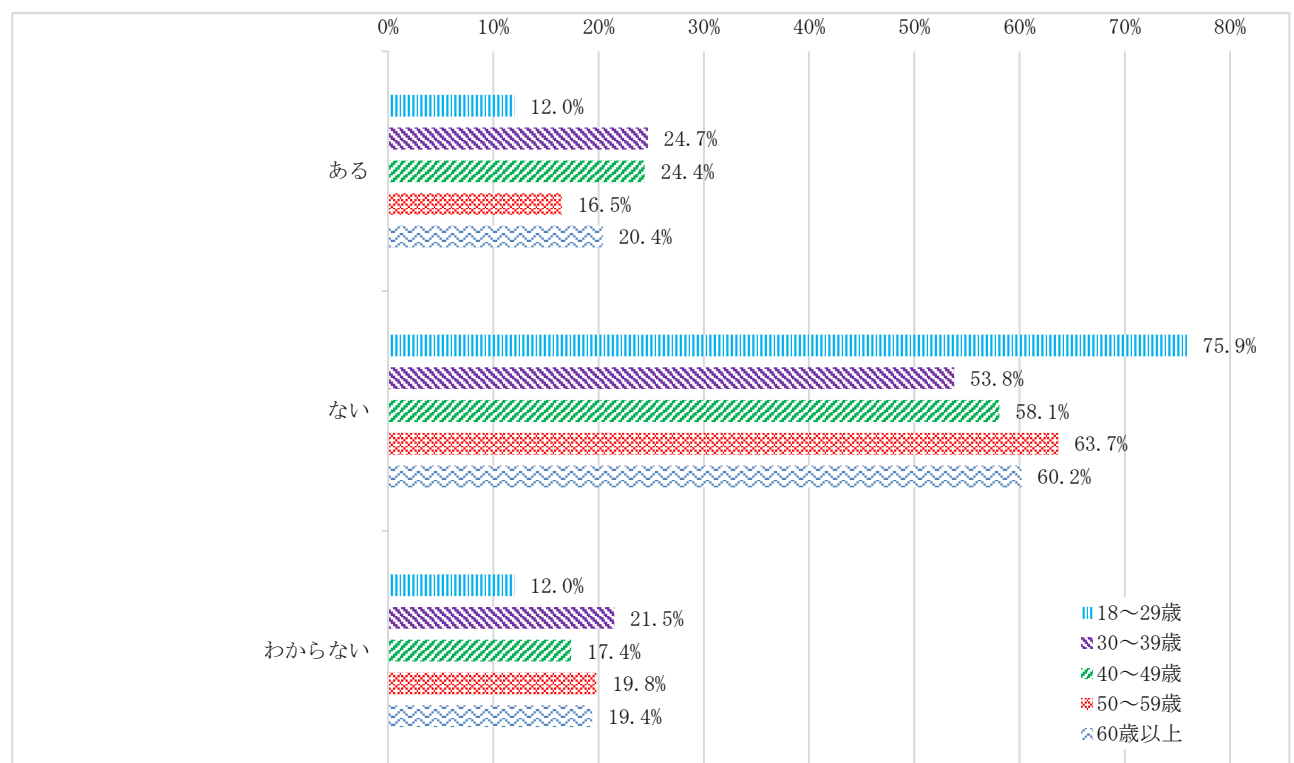
人権が侵害されたと感じたことが「ある」は19.7%、「ない」は62.1%となっており、「ある」が前回調査より8.8ポイント減少した。

項目	回答数	割合	前回割合
ある	90	19.7%	28.5%
ない	283	62.1%	54.0%
わからない	83	18.2%	16.3%
無回答	0	0.0%	1.1%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

人権が侵害されたと感じたことが「ある」について、18～29歳が12.0%と最も低くなっている。



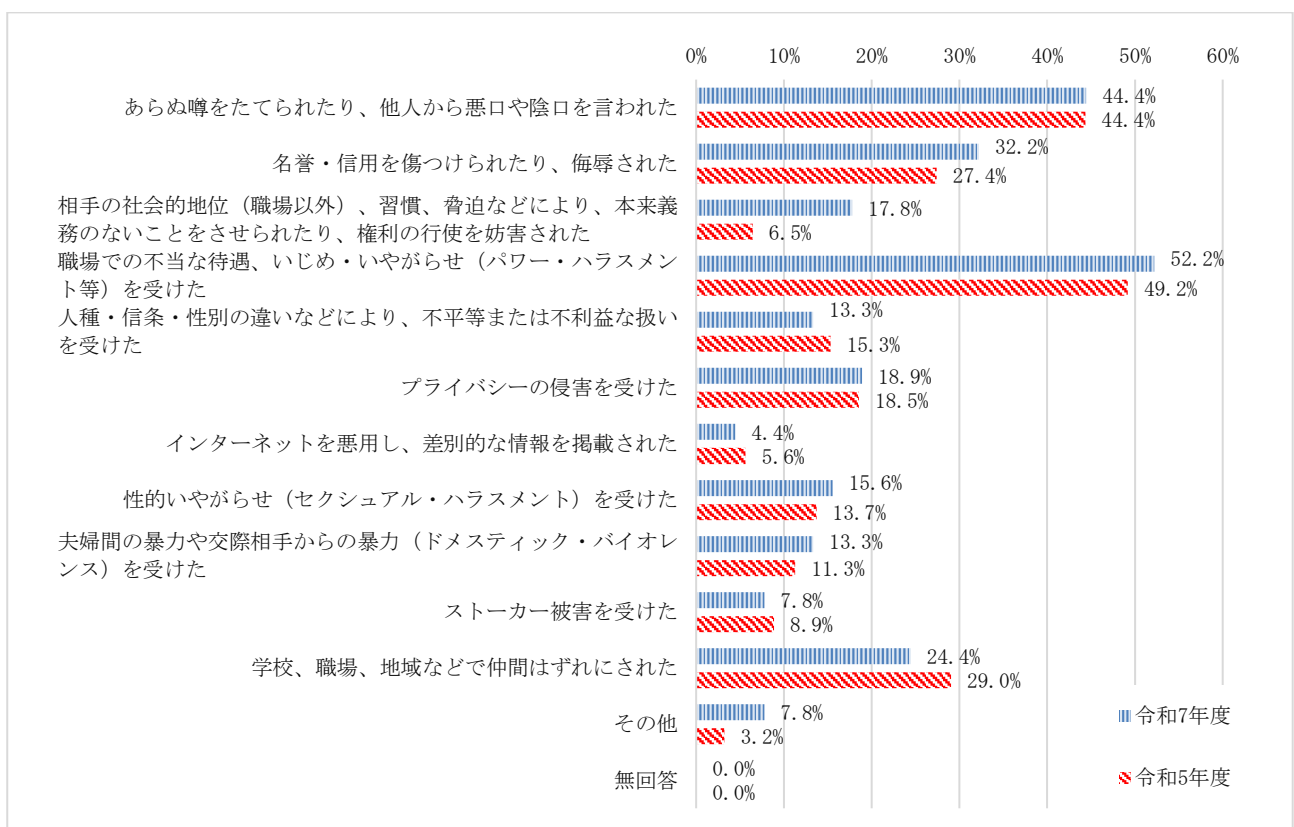
(問3で「人権が侵害されたと感じたことがある」と回答した人(90人)に対して)

問3-1 それはどのような内容ですか。(該当するものすべてに○)

【全体】

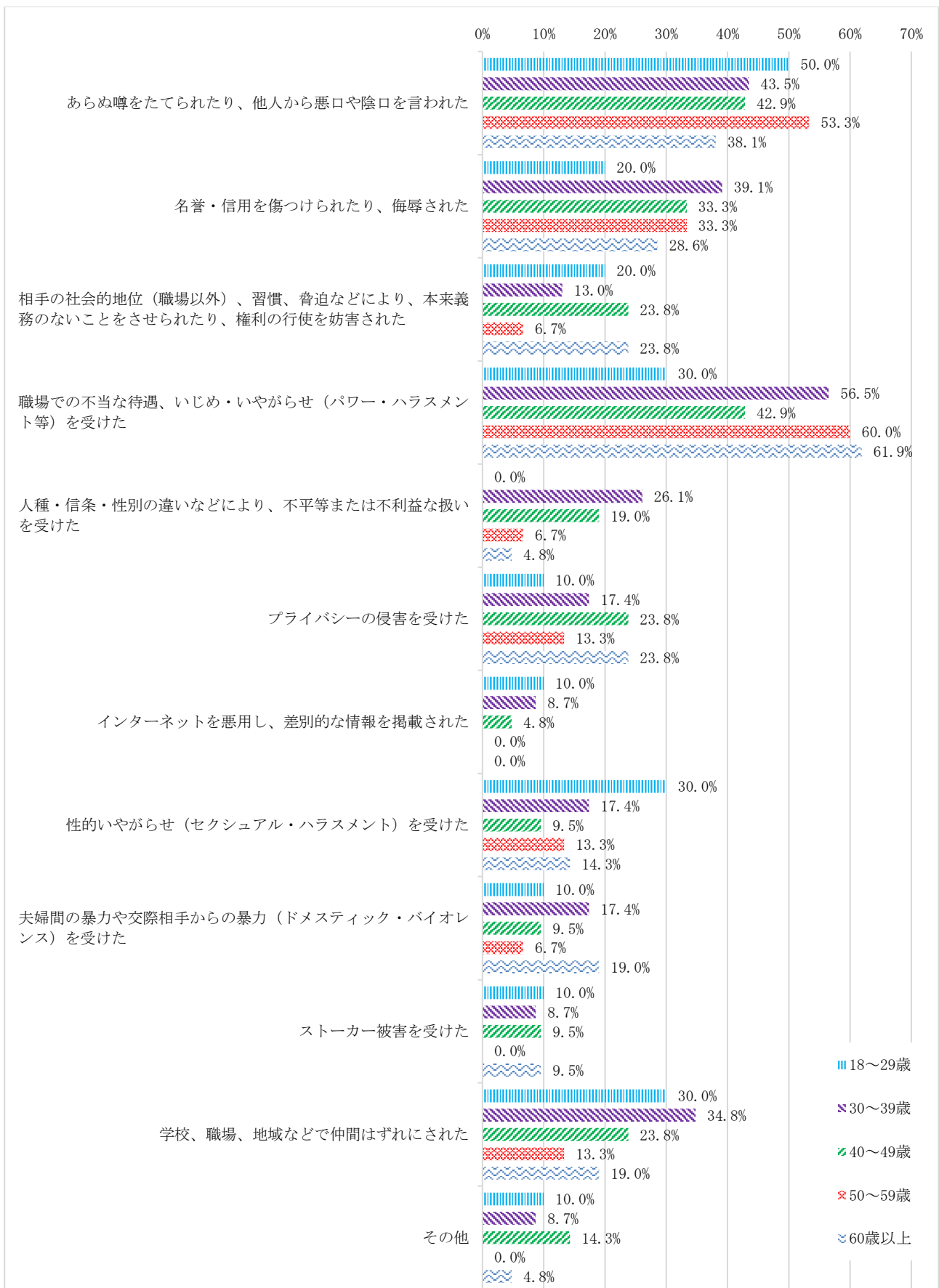
「職場での不当な待遇、いじめ・いやがらせ(パワー・ハラスメント等)を受けた」が52.2%と最も高いが、全体的には前回調査と同様の傾向が見られる。

項目	回答数	割合	前回割合
あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた	40	44.4%	44.4%
名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された	29	32.2%	27.4%
相手の社会的地位(職場以外)、習慣、脅迫などにより、本来義務のないことをさせられたり、権利の行使を妨害された	16	17.8%	6.5%
職場での不当な待遇、いじめ・いやがらせ(パワー・ハラスメント等)を受けた	47	52.2%	49.2%
人種・信条・性別の違いなどにより、不平等または不利益な扱いを受けた	12	13.3%	15.3%
プライバシーの侵害を受けた	17	18.9%	18.5%
インターネットを悪用し、差別的な情報を掲載された	4	4.4%	5.6%
性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)を受けた	14	15.6%	13.7%
夫婦間の暴力や交際相手からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を受けた	12	13.3%	11.3%
ストーカー被害を受けた	7	7.8%	8.9%
学校、地域などで仲間はずれにされた	22	24.4%	29.0%
その他	7	7.8%	3.2%
無回答	0	0.0%	0.0%
計	227		



【年代別】

50～59歳、60歳以上において「あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた」が60%以上で最も高くなっている。また、18～29歳において「性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた」が30.0%と高くなっている。

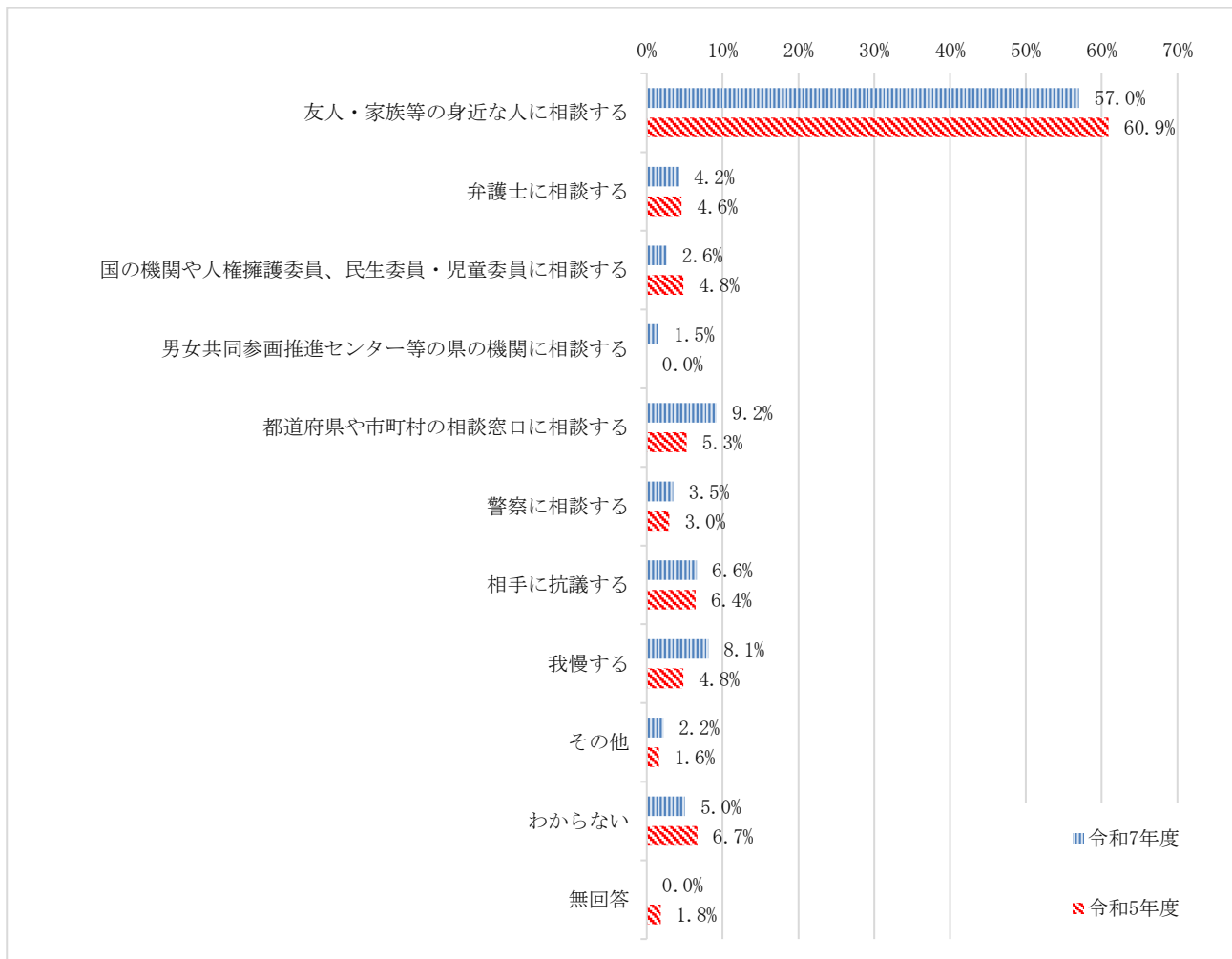


問4 もし、あなたが、ご自身の人権を侵害されたと感じた場合、まず、どのような対応をしますか。(〇は1つ)

【全体】

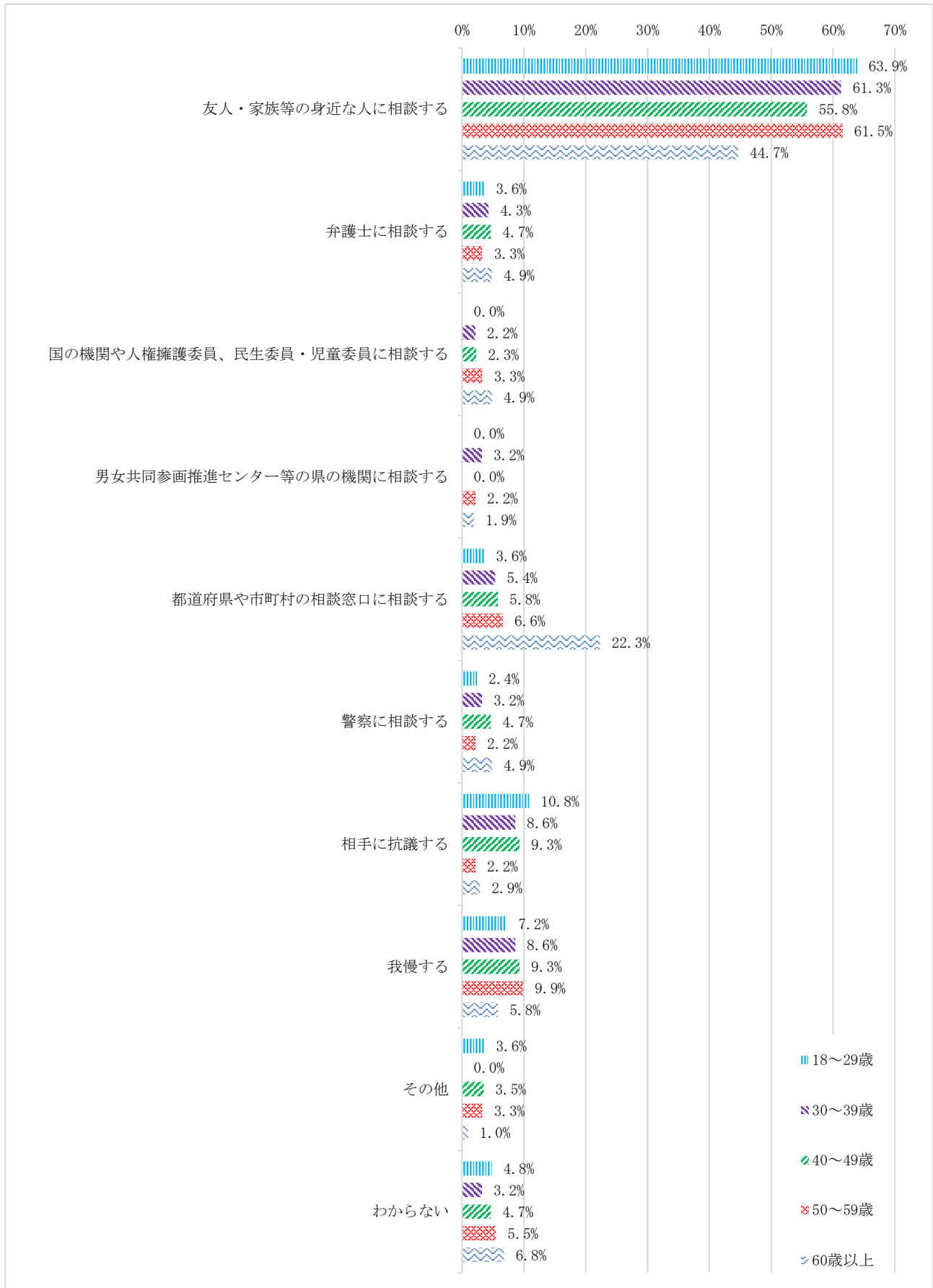
「友人・家族等の身近な人に相談する」が57.0%で、前回調査と同様に最も高くなっている。

項目	回答数	割合	前回割合
友人・家族等の身近な人に相談する	260	57.0%	60.9%
弁護士に相談する	19	4.2%	4.6%
国の機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員に相談する	12	2.6%	4.8%
男女共同参画推進センター等の県の機関に相談する	7	1.5%	0.0%
都道府県や市町村の相談窓口相談する	42	9.2%	5.3%
警察に相談する	16	3.5%	3.0%
相手に抗議する	30	6.6%	6.4%
我慢する	37	8.1%	4.8%
その他	10	2.2%	1.6%
わからない	23	5.0%	6.7%
無回答	0	0.0%	1.8%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

各年代において「友人・家族等の身近な人に相談する」が最も高くなっている。また、60歳以上において「都道府県や市町村の相談窓口」に相談する」が22.3%と高くなっている。

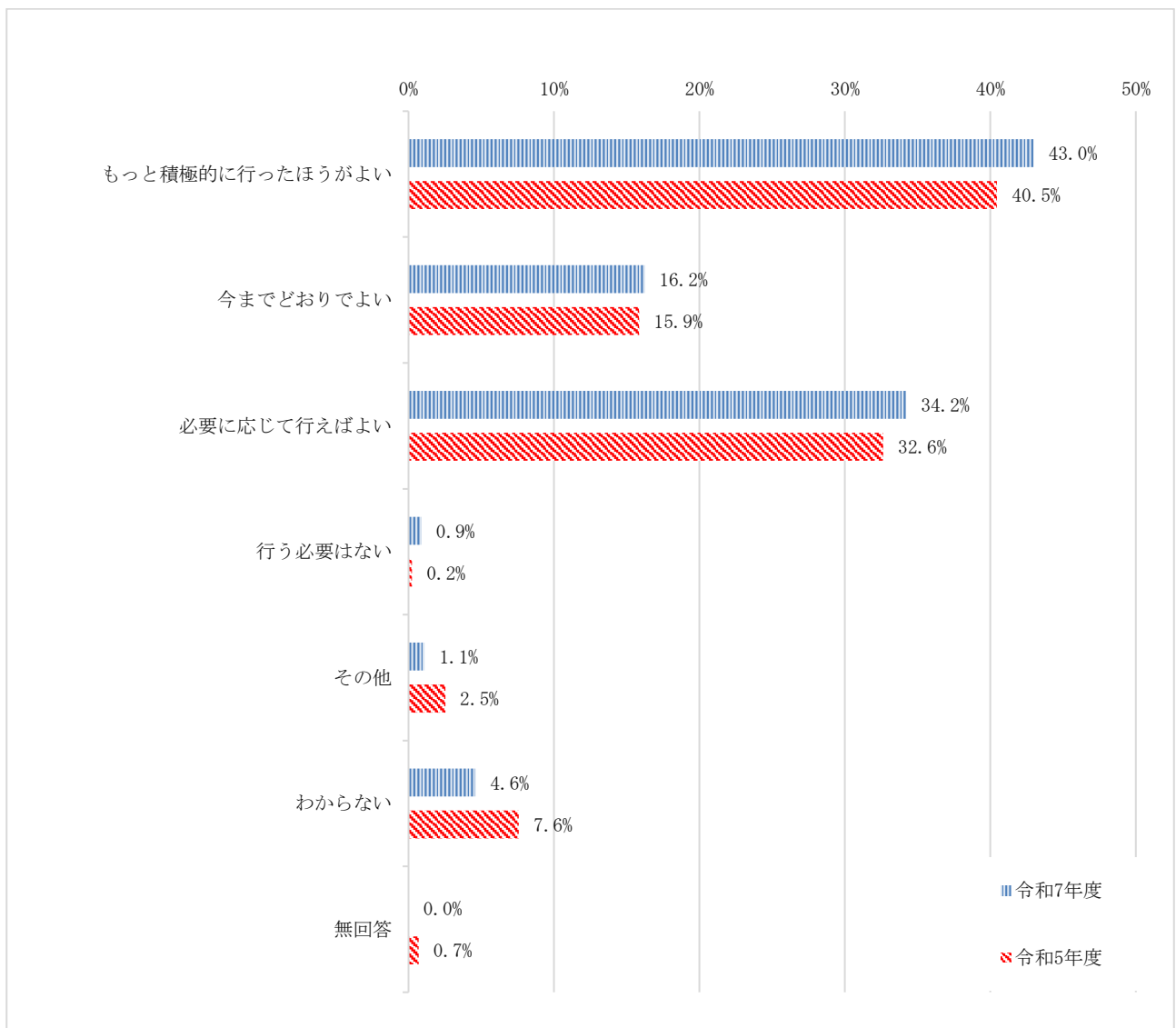


問5 あなたは、市や町において、人権教育・啓発をどのように進めたらよいと思いますか。
(〇は1つ)

【全体】

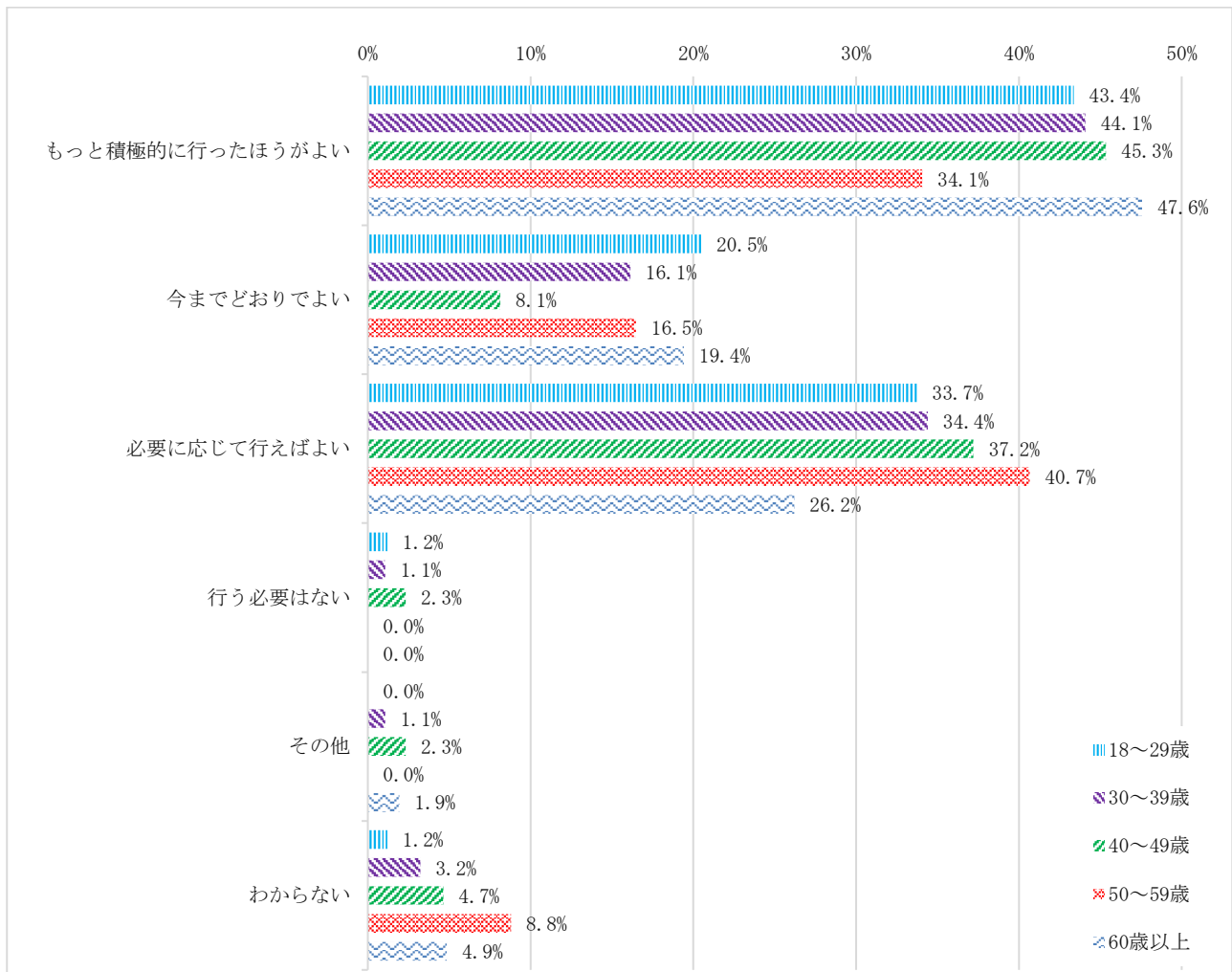
「もっと積極的に行ったほうがよい」が43.0%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「必要に応じて行えばよい」が34.2%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
もっと積極的に行ったほうがよい	196	43.0%	40.5%
今までどおりでよい	74	16.2%	15.9%
必要に応じて行えばよい	156	34.2%	32.6%
行う必要はない	4	0.9%	0.2%
その他	5	1.1%	2.5%
わからない	21	4.6%	7.6%
無回答	0	0.0%	0.7%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

50～59歳において「必要に応じて行えばよい」が最も高いが、他の年代においては、「もっと積極的に行ったほうがよい」が最も高くなっている。



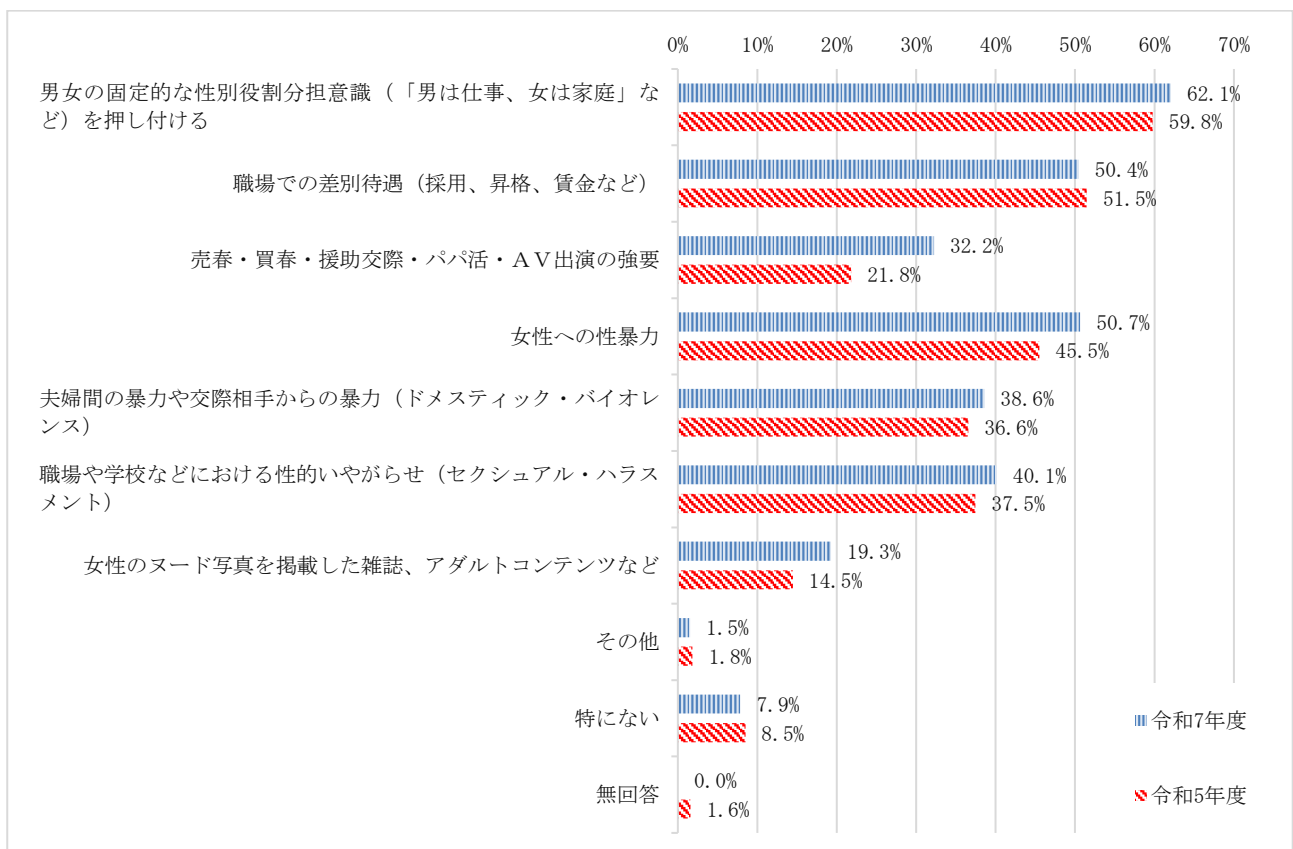
2 女性の人権に対する意識

問6 あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのような行為に対してですか。(該当するものすべてに○)

【全体】

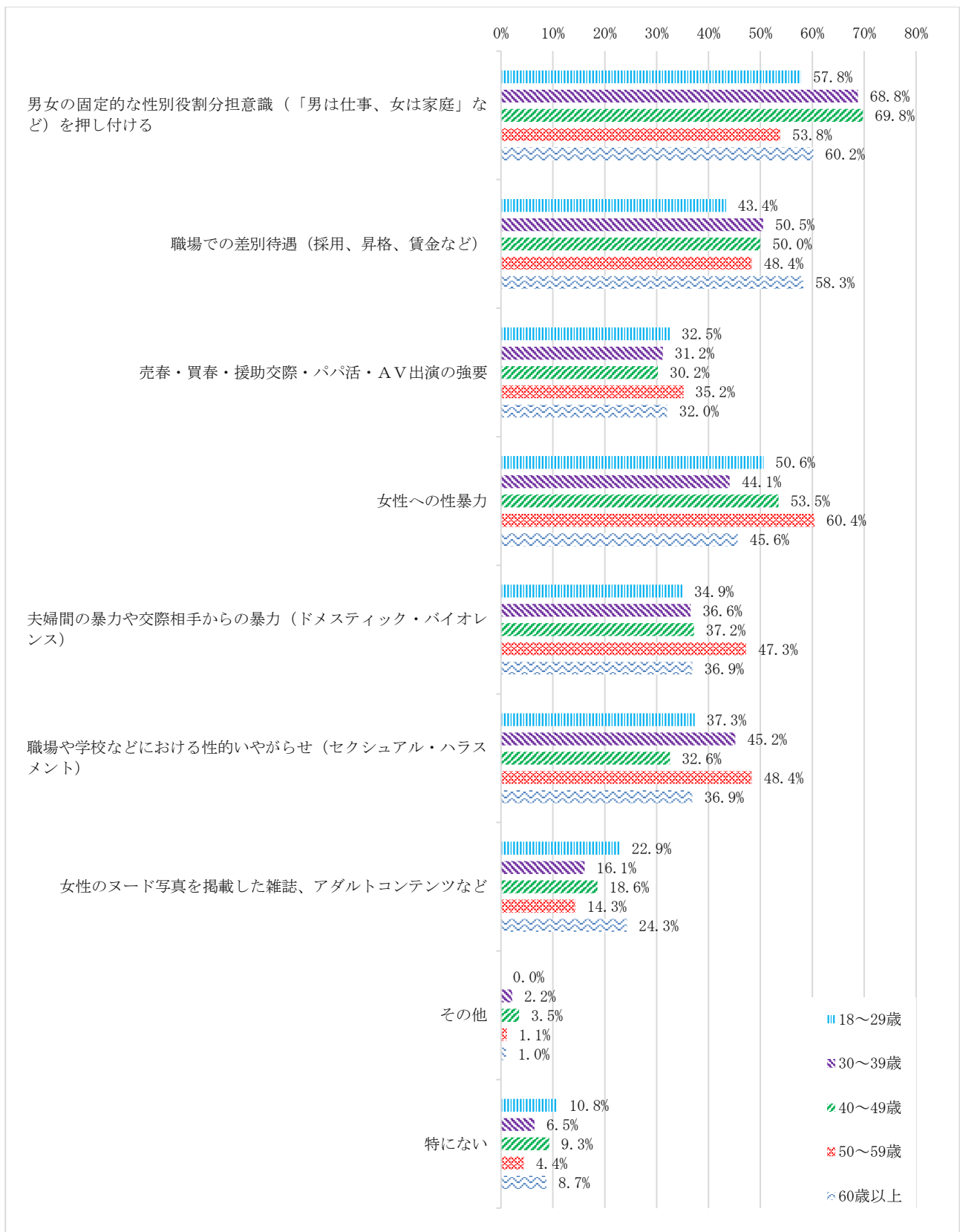
「男女の固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押し付ける」が62.1%で最も高くなっており、次いで「女性への性暴力」が50.7%、「職場での差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が50.4%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
男女の固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押し付ける	283	62.1%	59.8%
職場での差別待遇（採用、昇格、賃金など）	230	50.4%	51.5%
売春・買春・援助交際・パパ活・AV出演の強要	147	32.2%	21.8%
女性への性暴力	231	50.7%	45.5%
夫婦間の暴力や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	176	38.6%	36.6%
職場や学校などにおける性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）	183	40.1%	37.5%
女性のヌード写真を掲載した雑誌、アダルトコンテンツなど	88	19.3%	14.5%
その他	7	1.5%	1.8%
特にない	36	7.9%	8.5%
無回答	0	0.0%	1.6%
計	1,381		



【年代別】

18～29 歳から 40～49 歳及び 60 歳以上の各年代において「男女の固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押し付ける」が最も高くなっている。また、「職場での差別待遇（採用、昇格、賃金など）」と「女性への性暴力」は各年代で高い傾向が見られる。



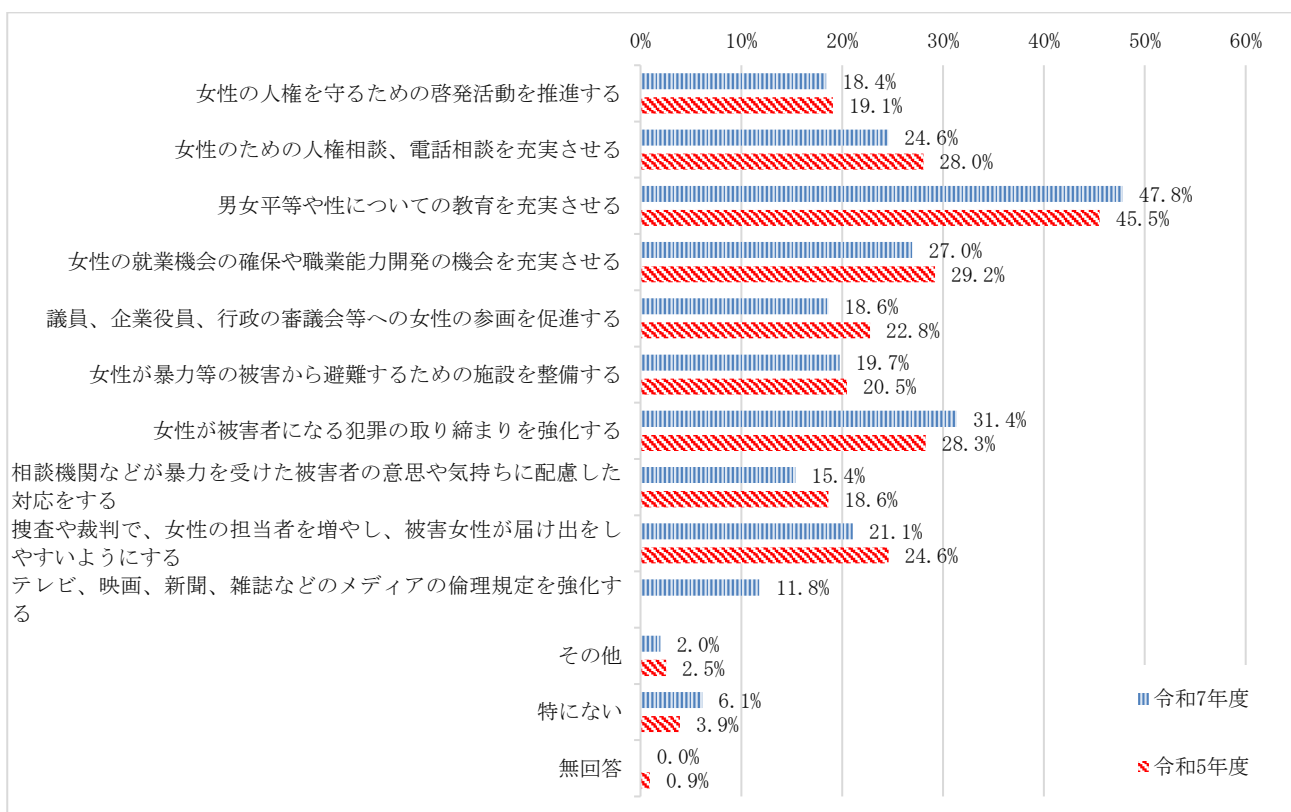
問7 あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

【全体】

「男女平等や性についての教育を充実させる」が47.8%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで、「女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する」が31.4%となっている。

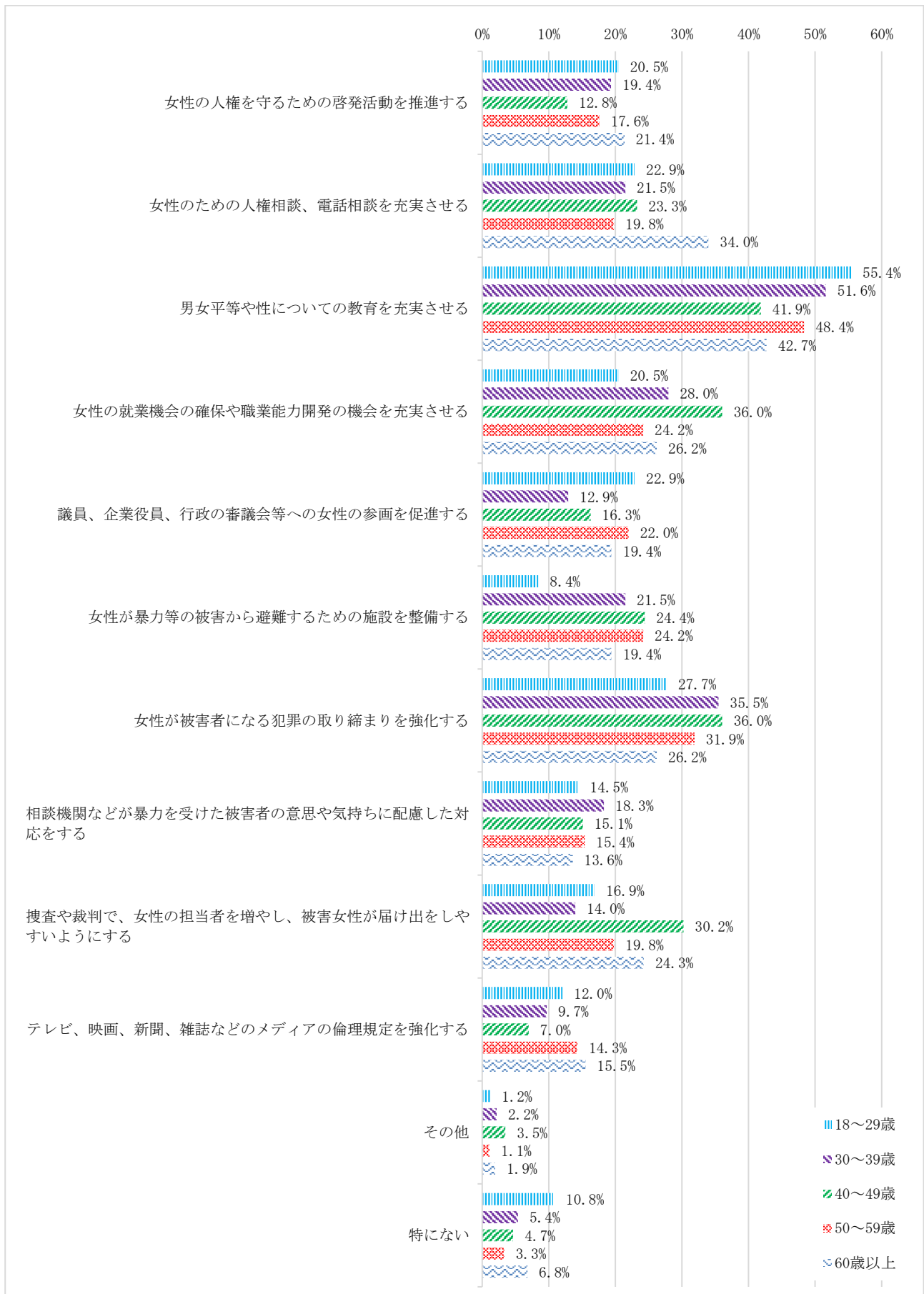
その一方で、「女性の就業機会の確保や職業能力開発の機会を充実させる」が前回調査より2.2ポイント減少した。

項目	回答数	割合	前回割合
女性の人権を守るための啓発活動を推進する	84	18.4%	19.1%
女性のための人権相談、電話相談を充実させる	112	24.6%	28.0%
男女平等や性についての教育を充実させる	218	47.8%	45.5%
女性の就業機会の確保や職業能力開発の機会を充実させる	123	27.0%	29.2%
議員、企業役員、行政の審議会等への女性の参画を促進する	85	18.6%	22.8%
女性が暴力等の被害から避難するための施設を整備する	90	19.7%	20.5%
女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する	143	31.4%	28.3%
相談機関などが暴力を受けた被害者の意思や気持ちに配慮した対応をする	70	15.4%	18.6%
捜査や裁判で、女性の担当を増やし、被害女性が届け出をしやすいようにする	96	21.1%	24.6%
テレビ、映画、新聞、雑誌などのメディアの倫理規定を強化する	54	11.8%	—
その他	9	2.0%	2.5%
特にない	28	6.1%	3.9%
無回答	0	0.0%	0.9%
計	1,112		



【年代別】

各年代において「男女平等や性についての教育を充実させる」が最も高くなっている。また、「女性のための人権相談、電話相談を充実させる」は、60歳以上が34.0%と高くなっている。



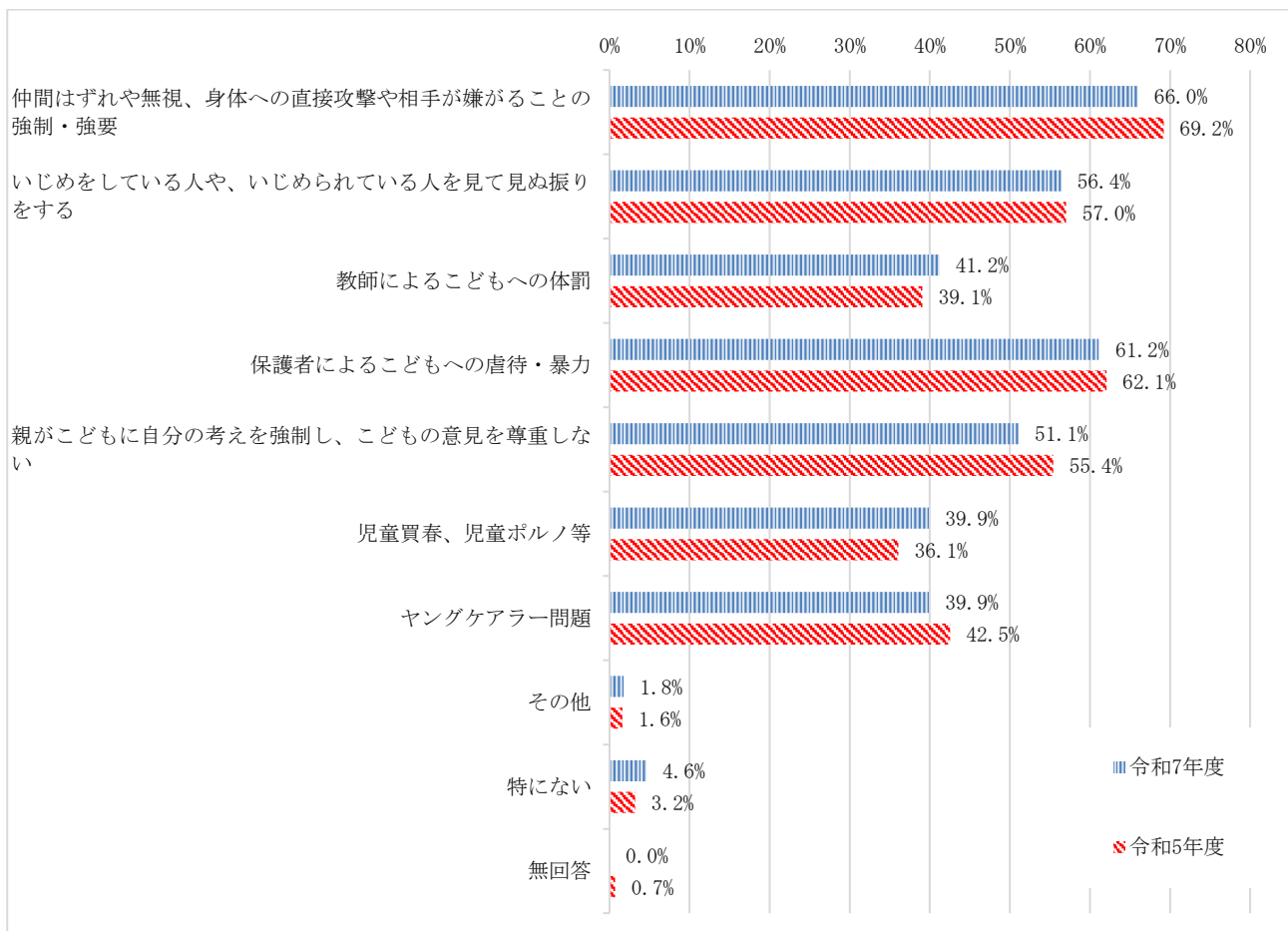
3 こどもの人権に対する意識

問8 あなたは、こどもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。
(該当するものすべてに○)

【全体】

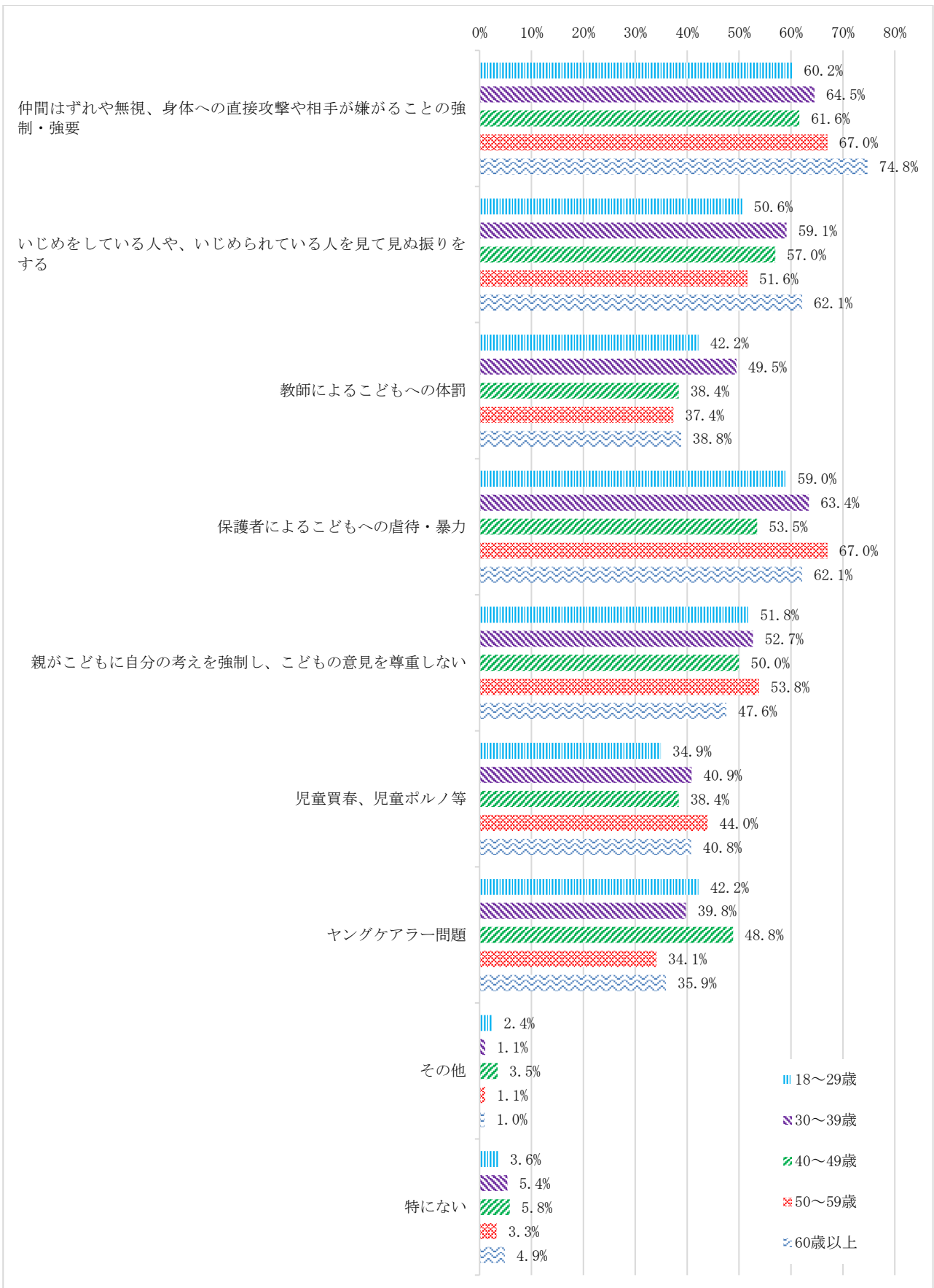
「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることの強制・強要」が66.0%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「保護者によるこどもへの虐待・暴力」が61.2%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることの強制・強要	301	66.0%	69.2%
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬ振りをする	257	56.4%	57.0%
教師によるこどもへの体罰	188	41.2%	39.1%
保護者によるこどもへの虐待・暴力	279	61.2%	62.1%
親がこどもに自分の考えを強制し、こどもの意見を尊重しない	233	51.1%	55.4%
児童買春、児童ポルノ等	182	39.9%	36.1%
ヤングケアラー問題	182	39.9%	42.5%
その他	8	1.8%	1.6%
特になし	21	4.6%	3.2%
無回答	0	0.0%	0.7%
計	1,651		



【年代別】

「教師による子どもへの体罰」は30～39歳が他の年代より7ポイント以上高くなっている。また、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることの強制・強要」は各年代において高くなっている。



問9 あなたは、こどもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

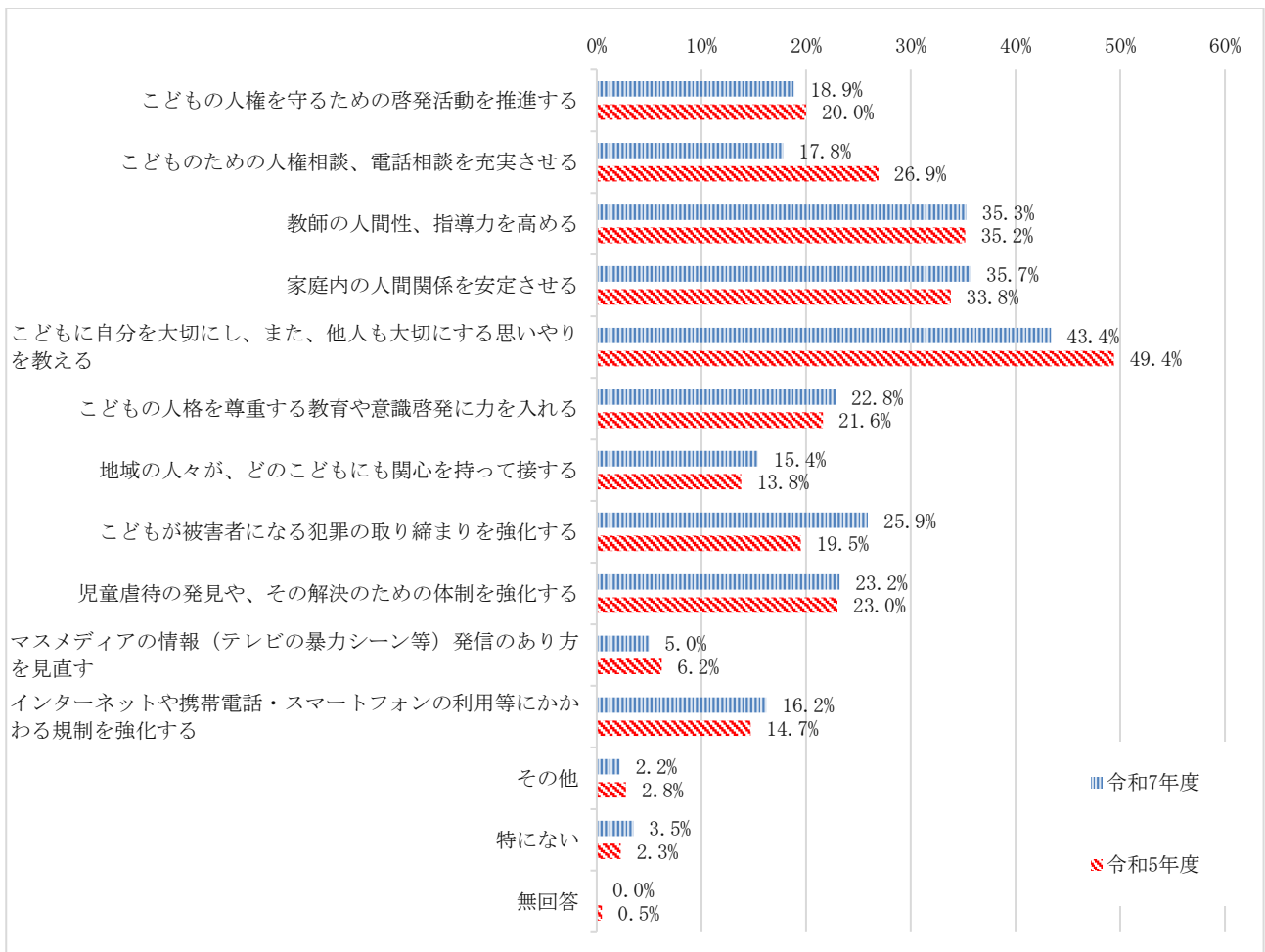
(〇は3つまで)

【全体】

「こどもに自分を大切にし、また、他人も大切に思いやりを教える」が43.4%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「家庭内の人間関係を安定させる」が35.7%となっている。

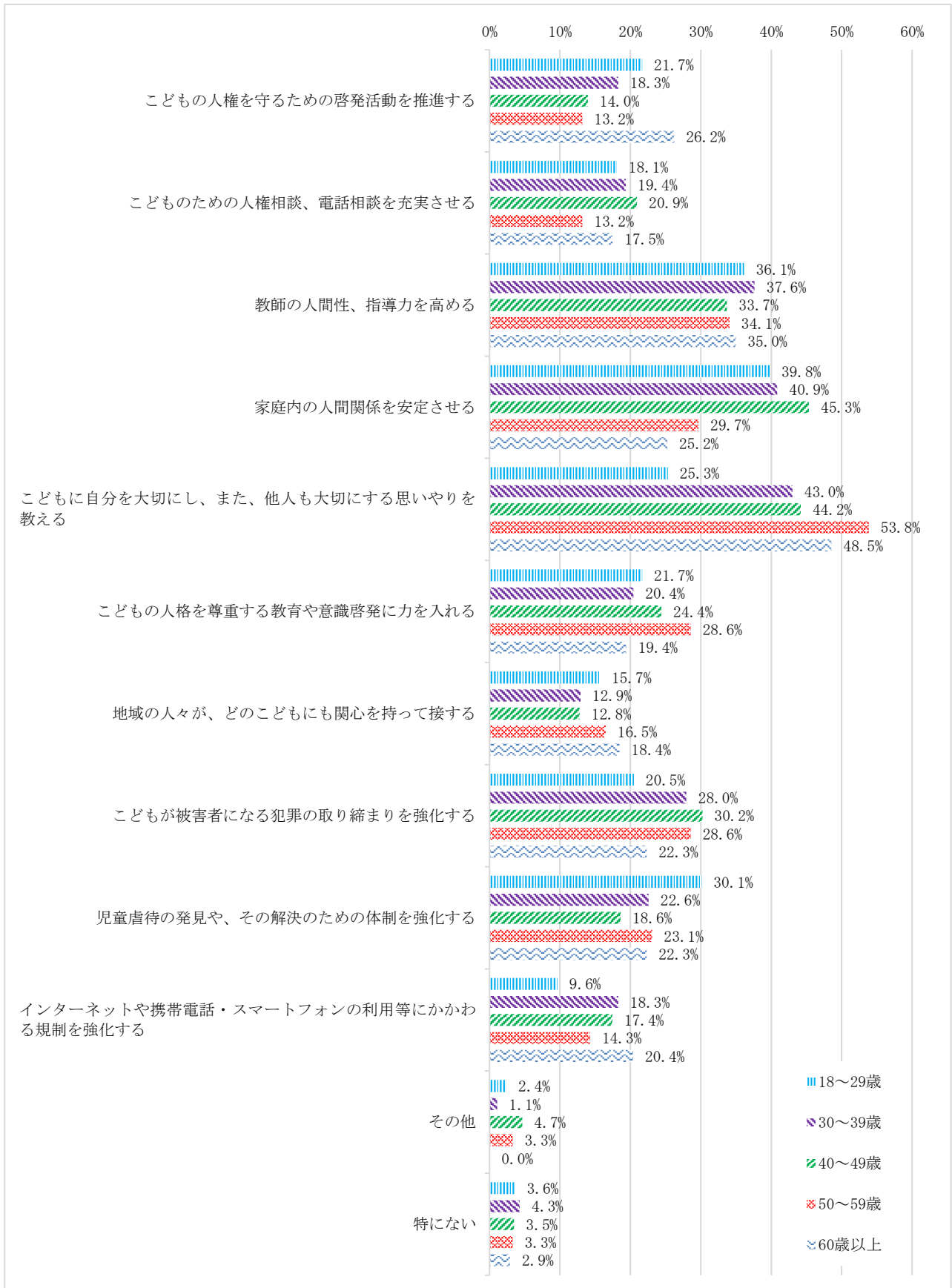
その一方で、「こどもが被害者になる犯罪の取り締まりを強化する」が前回調査より6.4ポイント増加している。

項目	回答数	割合	前回割合
こどもの人権を守るための啓発活動を推進する	86	18.9%	20.0%
こどものための人権相談、電話相談を充実させる	81	17.8%	26.9%
教師の人間性、指導力を高める	161	35.3%	35.2%
家庭内の人間関係を安定させる	163	35.7%	33.8%
こどもに自分を大切にし、また、他人も大切に思いやりを教える	198	43.4%	49.4%
こどもの人格を尊重する教育や意識啓発に力を入れる	104	22.8%	21.6%
地域の人々が、どのこどもにも関心を持って接する	70	15.4%	13.8%
こどもが被害者になる犯罪の取り締まりを強化する	118	25.9%	19.5%
児童虐待の発見や、その解決のための体制を強化する	106	23.2%	23.0%
マスメディアの情報（テレビの暴力シーン等）発信のあり方を見直す	23	5.0%	6.2%
インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用等にかかわる規制を強化する	74	16.2%	14.7%
その他	10	2.2%	2.8%
特にない	16	3.5%	2.3%
無回答	0	0.0%	0.5%
計	1,173		



【年代別】

50～59歳において「こどもに自分を大切にし、また、他人も大切にすることを教える」が50%を超えている。また、各年代において「教師の人間性、指導力を高める」が30%を超えており、教師の人間性、指導力の向上が重要であると感じる人が多いことを示している。



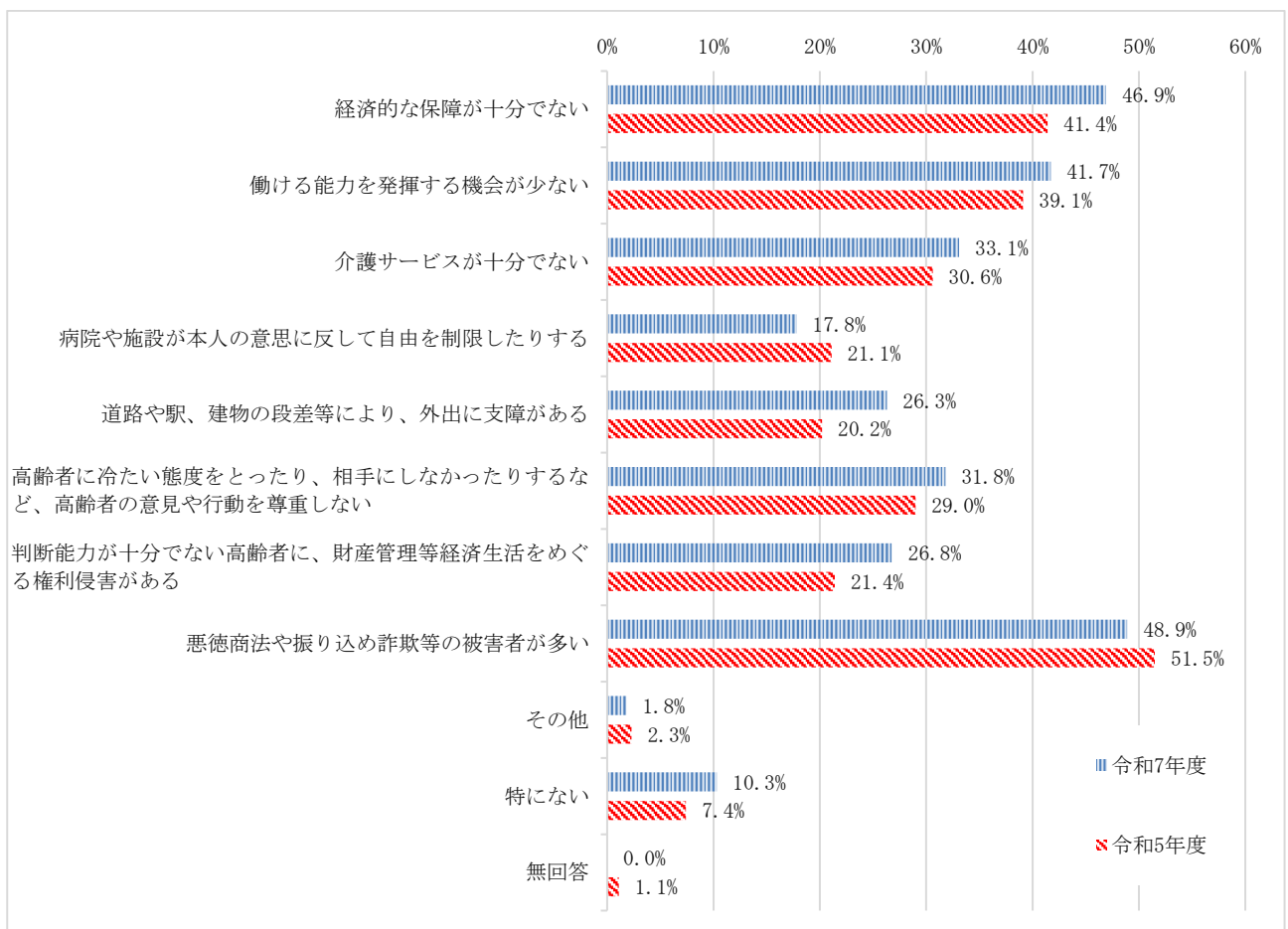
4 高齢者の人権に対する意識

問10 あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

【全体】

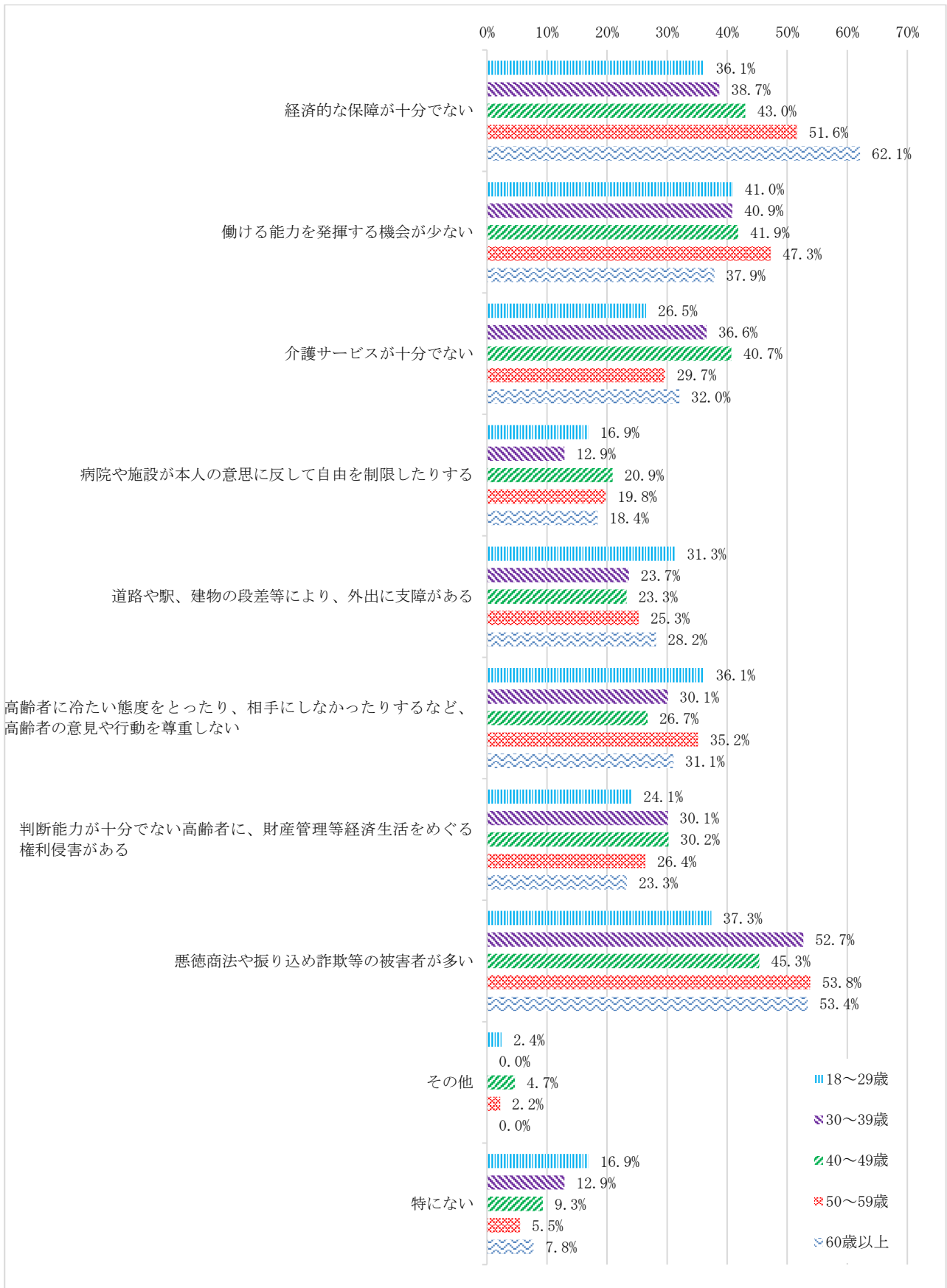
「悪徳商法や振り込め詐欺等の被害者が多い」が48.9%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「経済的な保障が十分でない」が46.9%、「働ける能力を発揮する機会が少ない」が41.7%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
経済的な保障が十分でない	214	46.9%	41.4%
働ける能力を発揮する機会が少ない	190	41.7%	39.1%
介護サービスが十分でない	151	33.1%	30.6%
病院や施設が本人の意思に反して自由を制限したりする	81	17.8%	21.1%
道路や駅、建物の段差等により、外出に支障がある	120	26.3%	20.2%
高齢者に冷たい態度をとったり、相手にしなかったりするなど、高齢者の意見や行動を尊重しない	145	31.8%	29.0%
判断能力が十分でない高齢者に、財産管理等経済生活をめぐる権利侵害がある	122	26.8%	21.4%
悪徳商法や振り込め詐欺等の被害者が多い	223	48.9%	51.5%
その他	8	1.8%	2.3%
特にない	47	10.3%	7.4%
無回答	0	0.0%	1.1%
計	1,301		



【年代別】

年代が高くなるにつれて「経済的な保障が十分でない」が高くなっている。



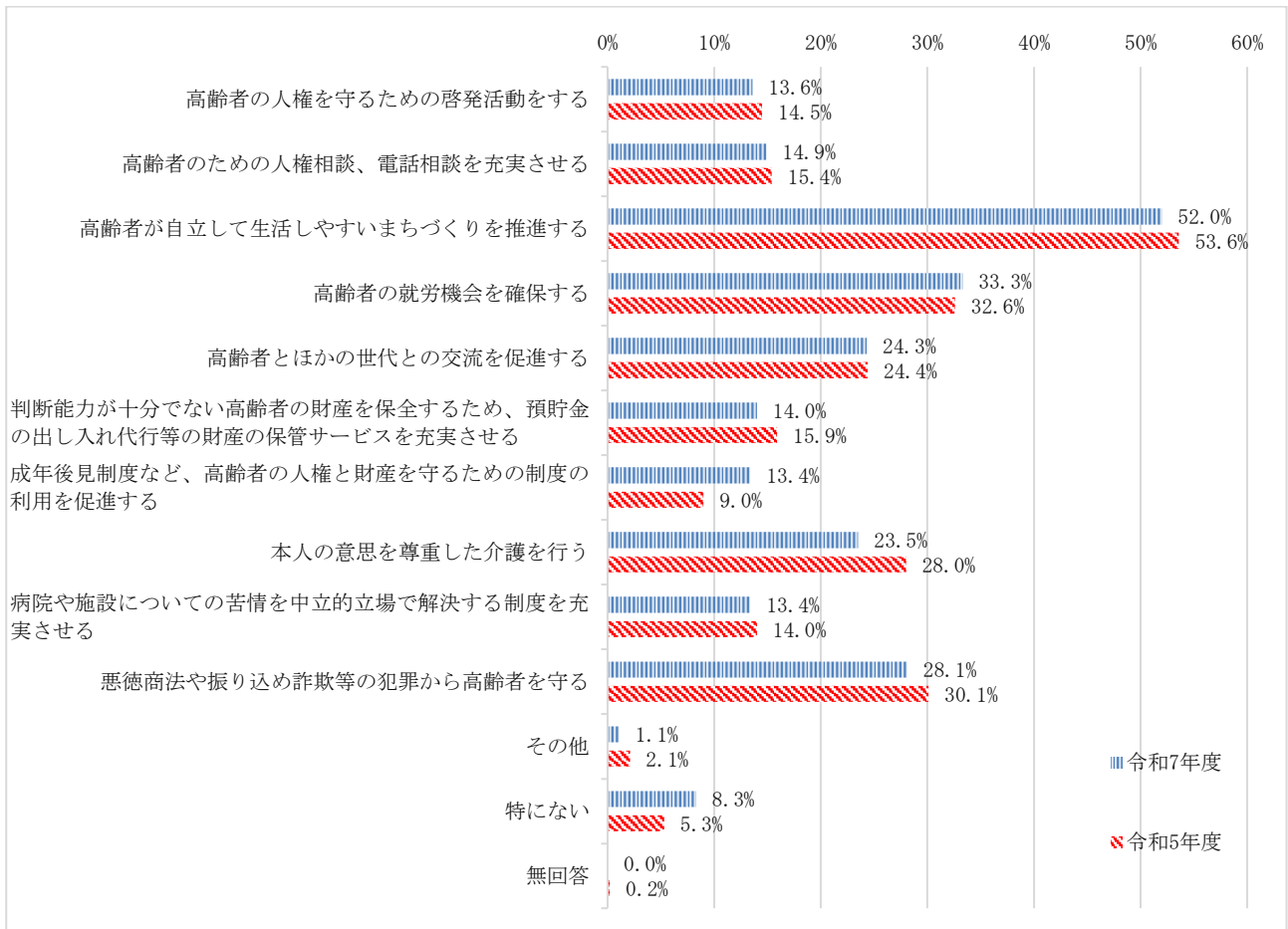
問11 あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(〇は3つまで)

【全体】

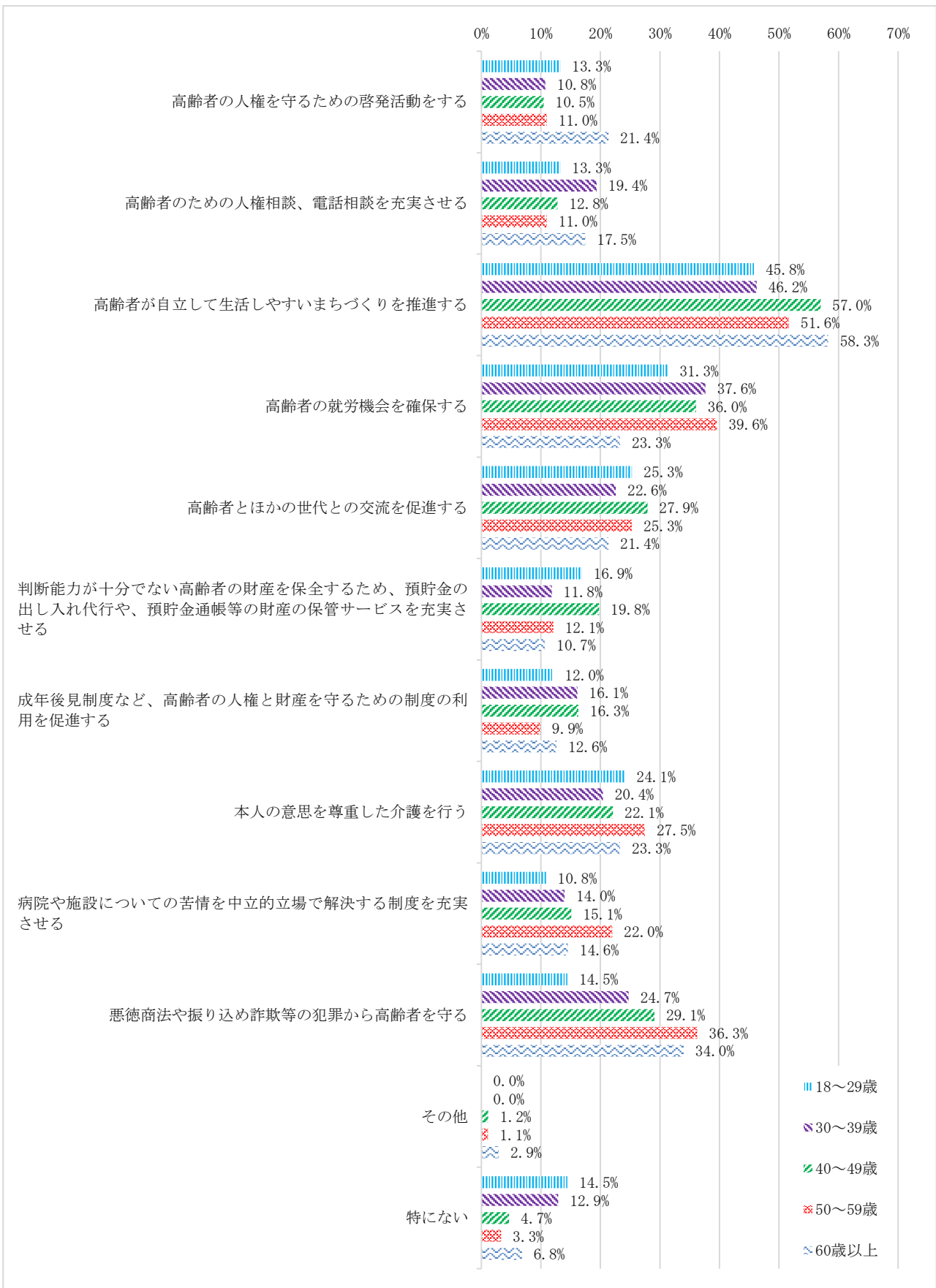
「高齢者が自立して生活しやすいまちづくりを推進する」が52.0%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「高齢者の就労機会を確保する」が33.3%、「悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪から高齢者を守る」が28.1%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
高齢者の人権を守るための啓発活動をする	62	13.6%	14.5%
高齢者のための人権相談、電話相談を充実させる	68	14.9%	15.4%
高齢者が自立して生活しやすいまちづくりを推進する	237	52.0%	53.6%
高齢者の就労機会を確保する	152	33.3%	32.6%
高齢者とほかの世代との交流を促進する	111	24.3%	24.4%
判断能力の十分でない高齢者の財産を保全するため、預貯金の出し入れ代行や、預貯金通帳等の財産の保管サービスを充実させる	64	14.0%	15.9%
成年後見制度など、高齢者の人権と財産を守るための制度の利用を促進する	61	13.4%	9.0%
本人の意思を尊重した介護を行う	107	23.5%	28.0%
病院や施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実させる	70	13.4%	14.0%
悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪から高齢者を守る	128	28.1%	30.1%
その他	5	1.1%	2.1%
特になし	38	8.3%	5.3%
無回答	0	0.0%	0.2%
計	1,103		



【年代別】

各年代において「高齢者が自立して生活しやすいまちづくりを推進する」が最も高くなっている。また、おおむね年代が高くなるにつれて「悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪から高齢者を守る」が高くなっている。



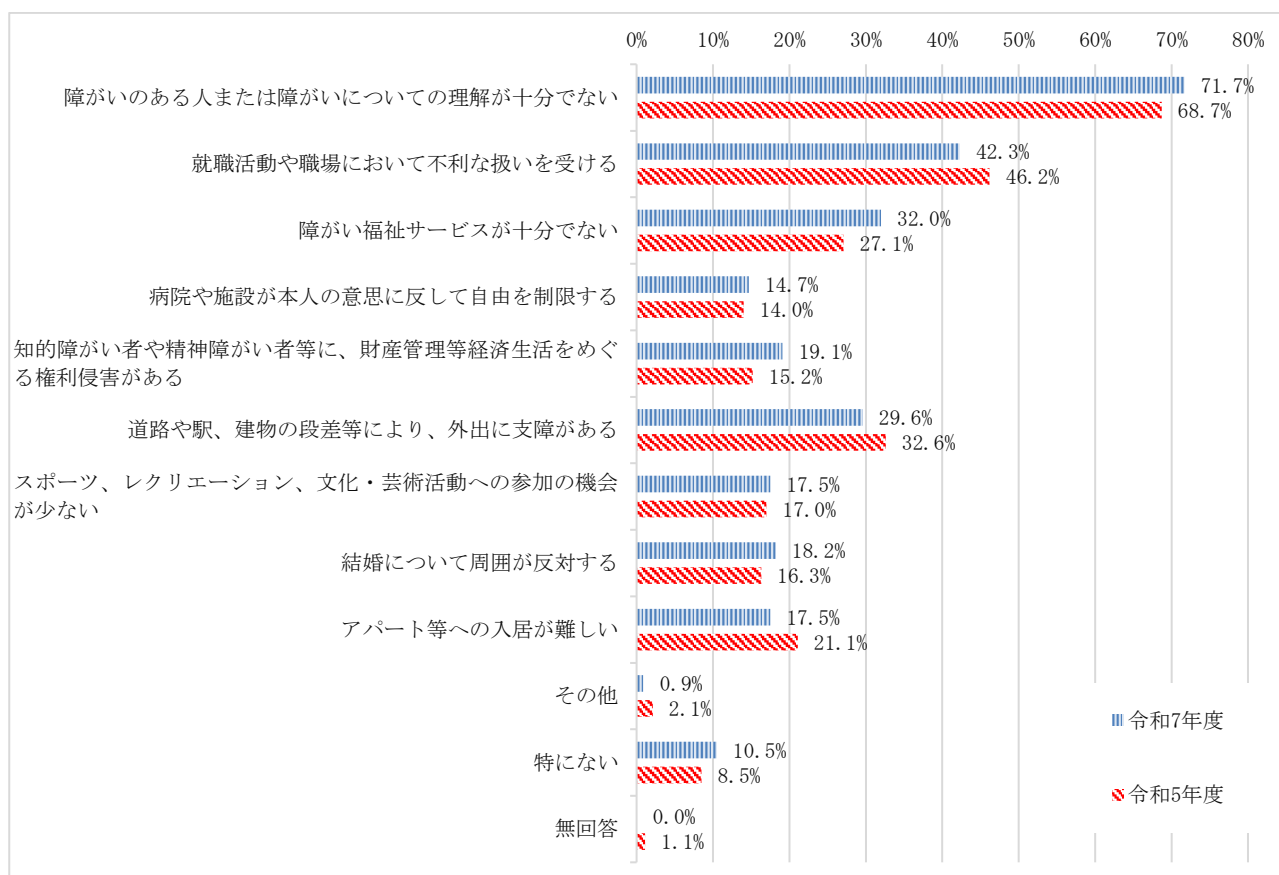
5 障がいのある人の人権に対する意識

問12 あなたは、障がいのある人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

【全体】

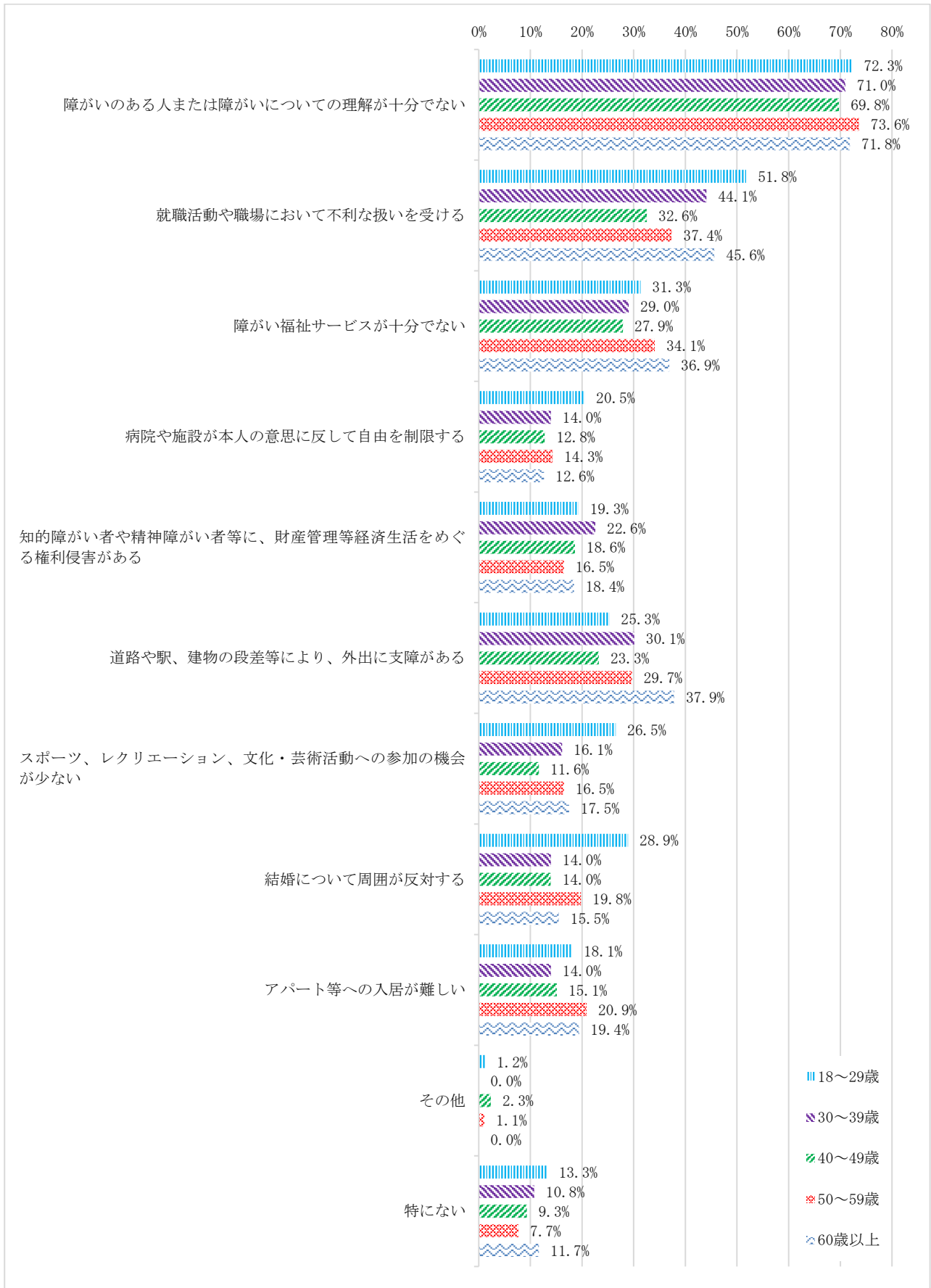
「障がいのある人または障がいについての理解が十分でない」が71.7%と最も高くなっており、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が42.3%、「障がい福祉サービスが十分でない」が32.0%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
障がいのある人または障がいについての理解が十分でない	327	71.7%	68.7%
就職活動や職場において不利な扱いを受ける	193	42.3%	46.2%
障がい福祉サービスが十分でない	146	32.0%	27.1%
病院や施設が本人の意思に反して自由を制限する	67	14.7%	14.0%
知的障がい者や精神障がい者等に、財産管理等経済生活をめぐる権利侵害がある	87	19.1%	15.2%
道路や駅、建物の段差等により、外出に支障がある	135	29.6%	32.6%
スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動への参加の機会が少ない	80	17.5%	17.0%
結婚について周囲が反対する	83	18.2%	16.3%
アパート等への入居が難しい	80	17.5%	21.1%
その他	4	0.9%	2.1%
特にない	48	10.5%	8.5%
無回答	0	0.0%	1.1%
計	1,250		



【年代別】

18～29歳において、「スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動への参加の機会が少ない」と「結婚について周囲が反対する」が他の年代に比べて9ポイント以上高くなっている。

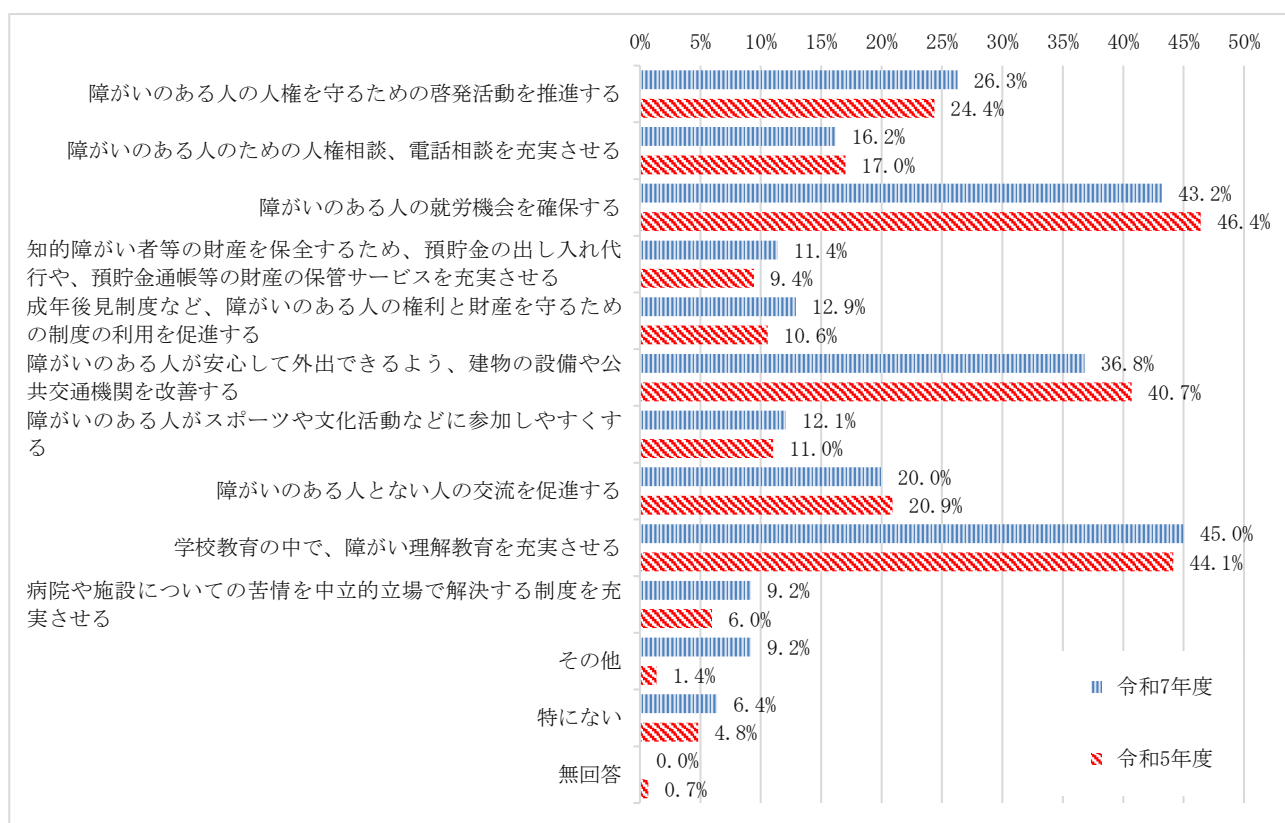


問13 あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

【全体】

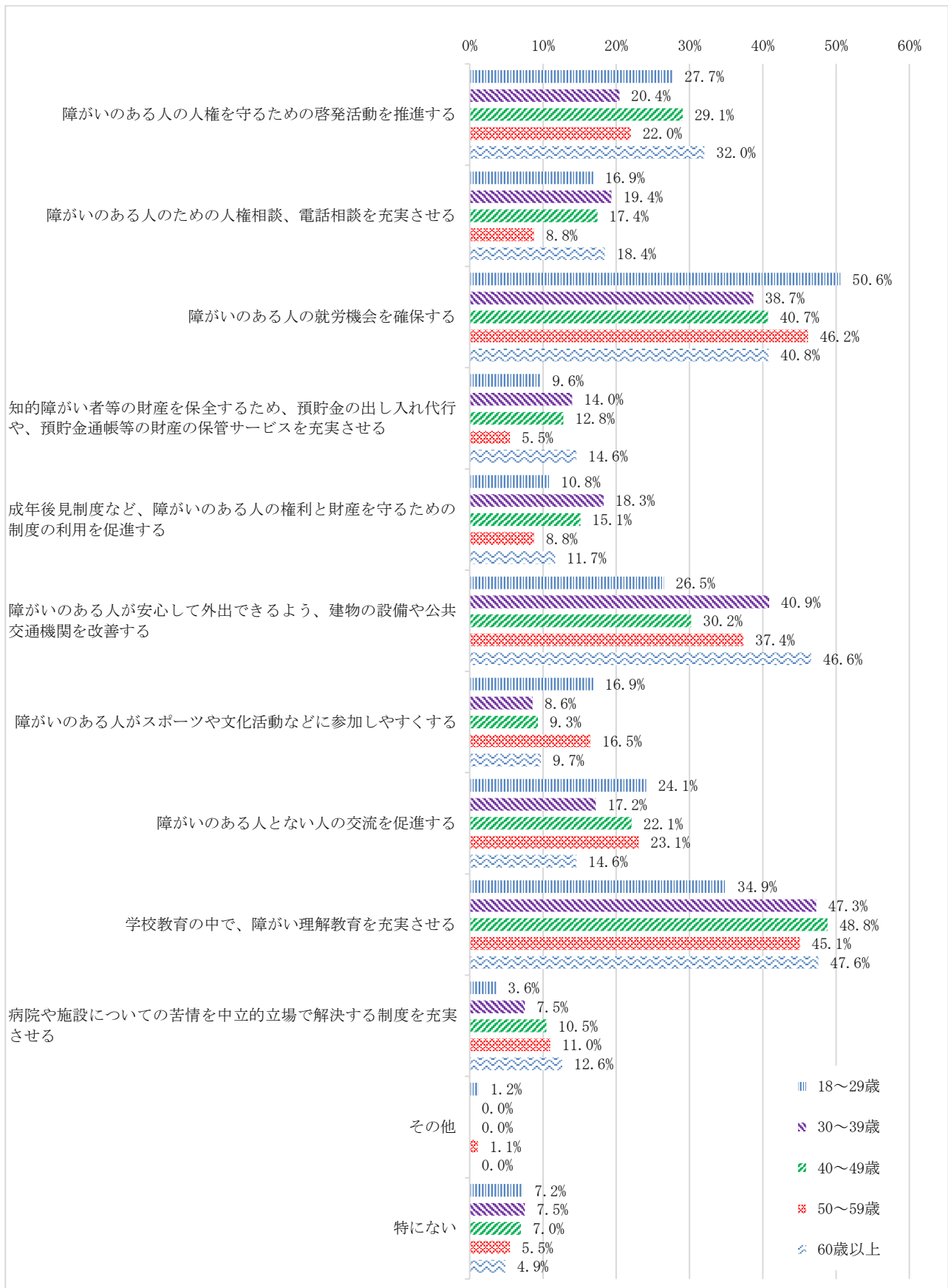
「学校教育の中で、障がい理解教育を充実する」が45.0%と最も高くなっており、次いで「障がいのある人の就労機会を確保する」が43.2%、「障がいのある人が安心して外出できるよう、建物の設備や公共交通機関を改善する」が36.8%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
障がいのある人の人権を守るための啓発活動を推進する	120	26.3%	24.4%
障がいのある人のための人権相談、電話相談を充実させる	74	16.2%	17.0%
障がいのある人の就労機会を確保する	197	43.2%	46.4%
知的障がい者等の財産を保全するため、預貯金の出し入れ代行や、預貯金通帳等の財産の保管サービスを充実させる	52	11.4%	9.4%
成年後見制度など、障がいのある人の権利と財産を守るための制度の利用を促進する	59	12.9%	10.6%
障がいのある人が安心して外出できるよう、建物の設備や公共交通機関を改善する	168	36.8%	40.7%
障がいのある人がスポーツや文化活動などに参加しやすくする	55	12.1%	11.0%
障がいのある人とない人の交流を促進する	91	20.0%	20.9%
学校教育の中で、障がい理解教育を充実させる	205	45.0%	44.1%
病院や施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実させる	42	9.2%	6.0%
その他	2	9.2%	1.4%
特にない	29	6.4%	4.8%
無回答	0	0.0%	0.7%
計	1,094		



【年代別】

年代が高くなるにつれて、「病院や施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実させる」が高くなっている。



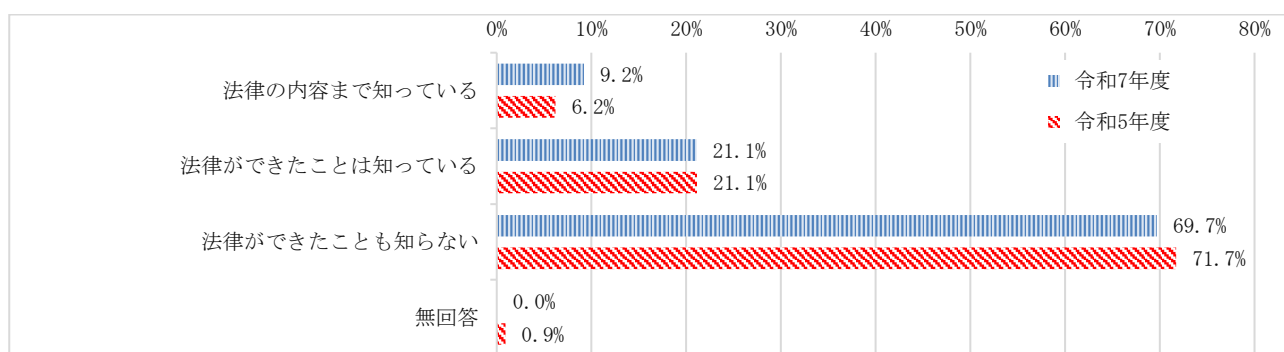
問14 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をご存じですか。(〇は1つ)

【全体】

「法律の内容まで知っている」が9.2%と前回調査より3ポイント増加している。

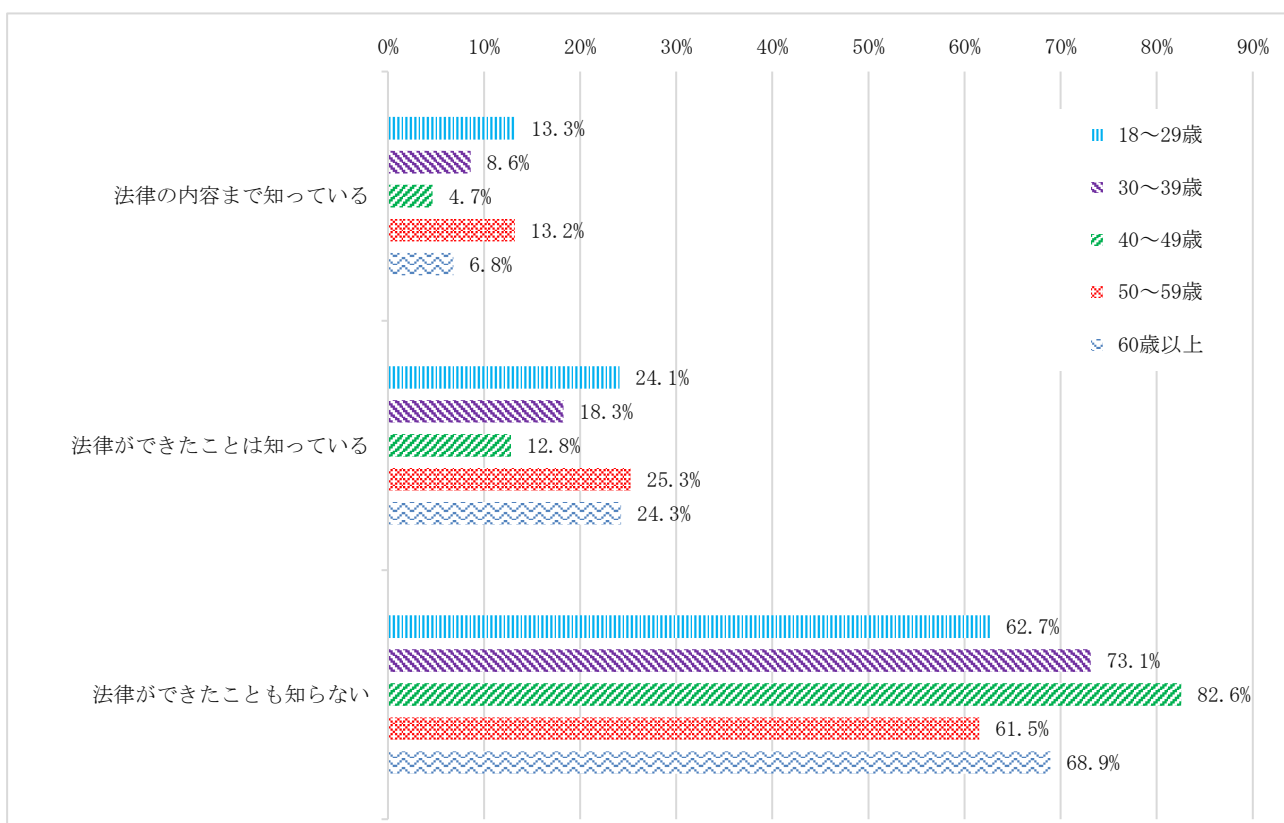
しかしながら、法の認知が十分とは言えない状況であることから、引き続き「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について周知に努める必要がある。

項目	回答数	割合	前回割合
法律の内容まで知っている	42	9.2%	6.2%
法律ができたことは知っている	96	21.1%	21.1%
法律ができたことも知らない	318	69.7%	71.7%
無回答	0	0.0%	0.9%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

「法律ができたことも知らない」の割合は各年代でも最も高くなっており、特に40歳～49歳では82.6%と高くなっている。その一方で、18歳～29歳、50歳～59歳では「法律の内容まで知っている」及び「法律ができたことは知っている」と回答した割合はいずれも高くなっており、他の年代と比べて法の認知が進んでいる傾向が見られる。



6 部落差別に対する意識

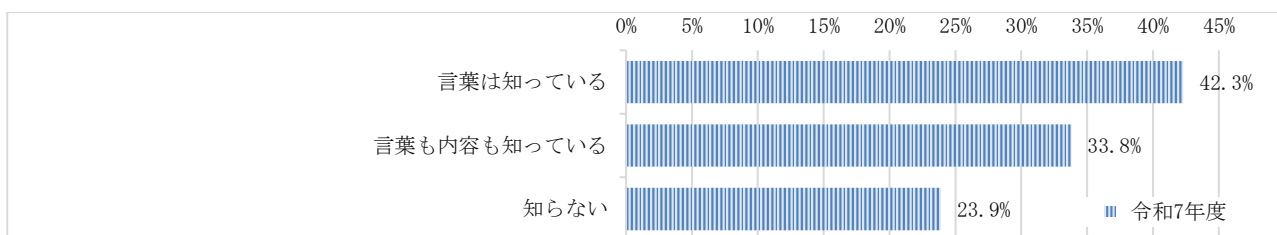
問15 あなたは、部落差別について、ご存じですか。(〇は1つ)

※今回の調査から追加した設問

【全体】

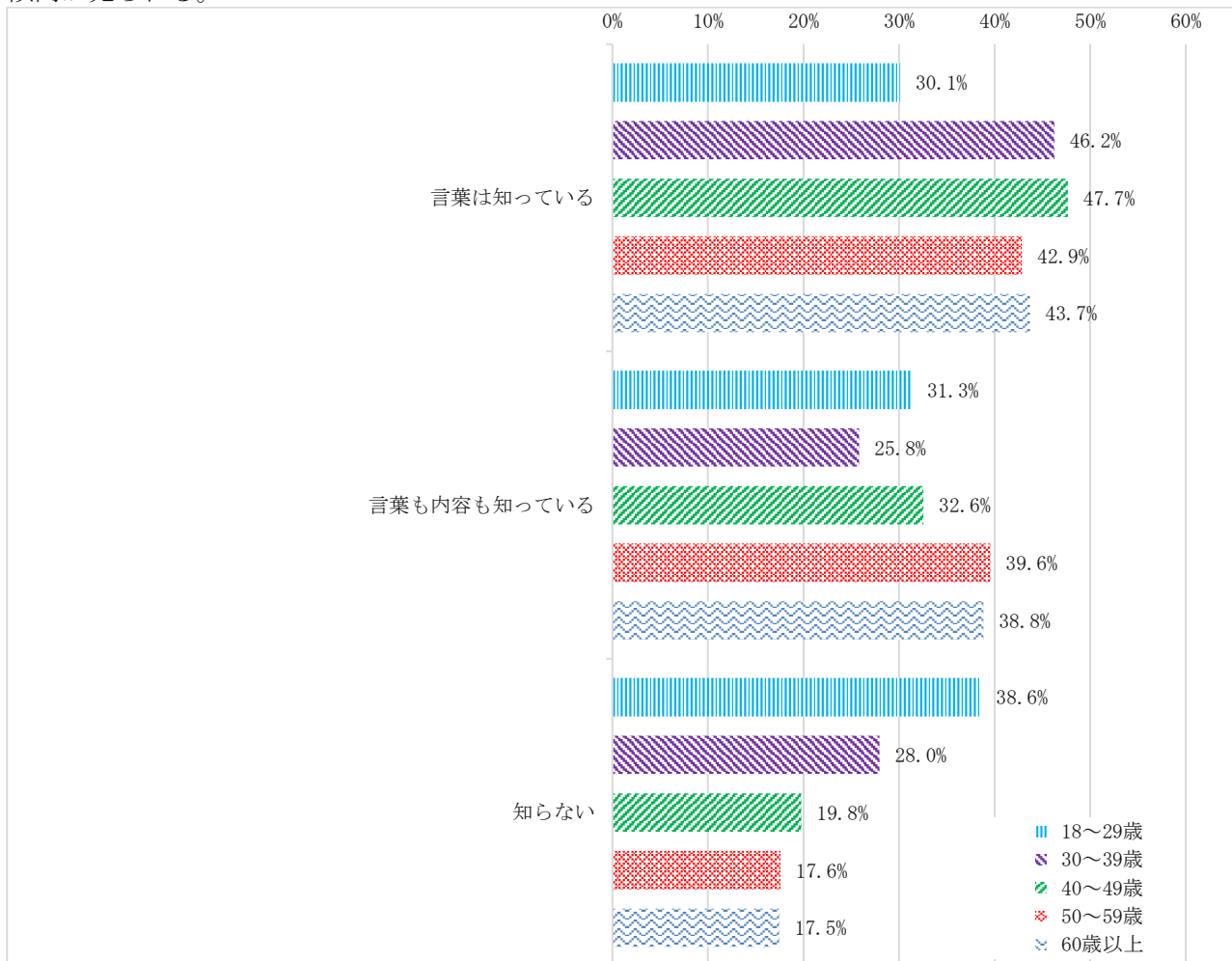
「言葉は知っている」が42.3%で最も高くなっている。次いで「言葉も内容も知っている」が33.8%となっており、80%近くの回答者が部落差別を知っているという結果となっている。

項目	回答数	割合
言葉は知っている	193	42.3%
言葉も内容も知っている	154	33.8%
知らない	109	23.9%
計	456	100.0%



【年代別】

「部落差別を知らない」は18～29歳が38.6%と最も高くなっており、年代が若くなるにつれて高い傾向が見られる。

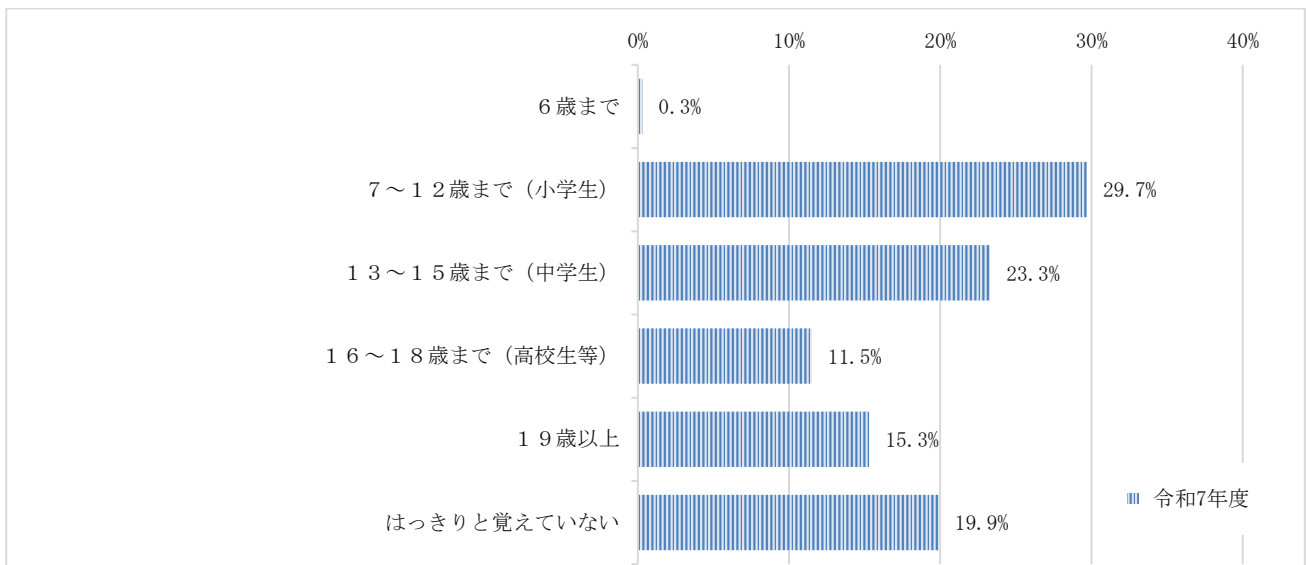


(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-1 あなたは、部落差別について、初めて知ったのはいつですか。(〇は1つ)
 ※今回の調査から追加した設問

【全体】

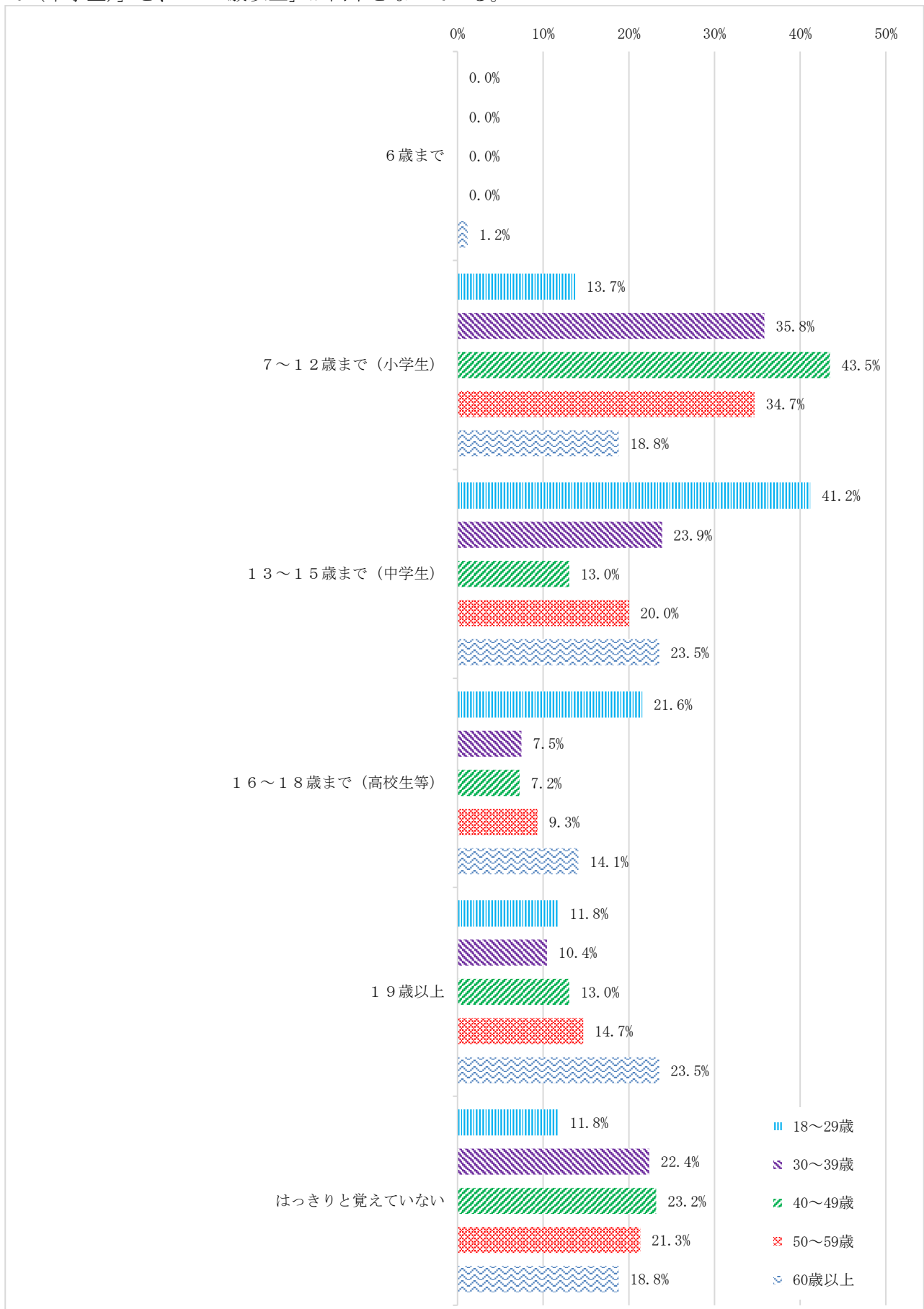
「7～12歳まで(小学生)」が29.7%で最も高くなっており、次いで「13～15歳まで(中学生)」が23.3%となっている。

項目	回答数	割合
6歳まで	1	0.3%
7～12歳まで(小学生)	103	29.7%
13～15歳まで(中学生)	81	23.3%
16～18歳まで(高校生等)	40	11.5%
19歳以上	53	15.3%
はっきりと覚えていない	69	19.9%
計	347	100.0%



【年代別】

18～29歳においては「13～15歳まで（中学生）」が最も高くなっており、30～39歳、40～49歳、50～59歳は「7～12歳まで（小学生）」が最も高くなっている。60歳以上は「13～15歳まで（中学生）」と、「19歳以上」が同率となっている。



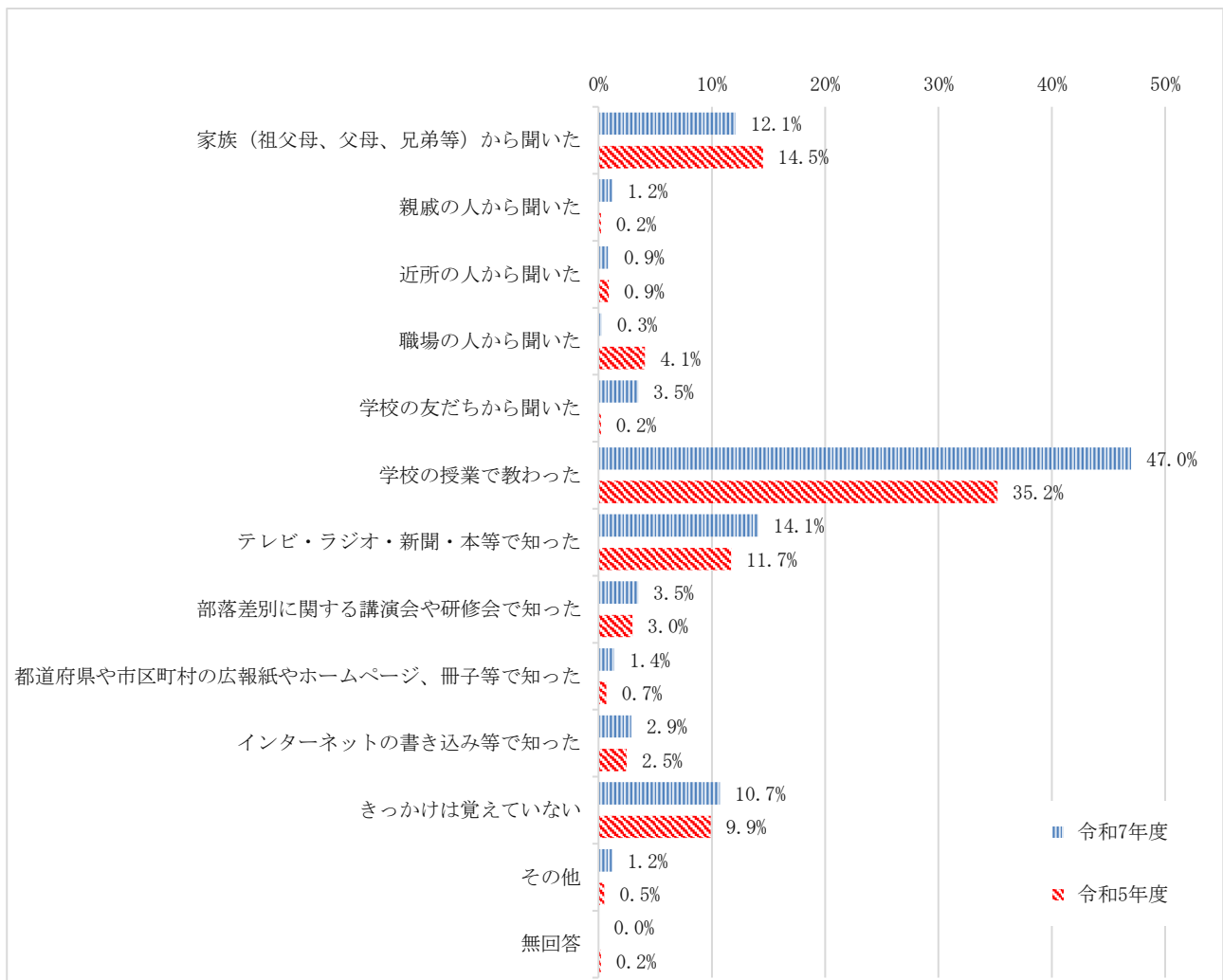
(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)

問15-2 あなたは、部落差別について、初めて知ったきっかけは、何からですか。(〇は1つ)

【全体】

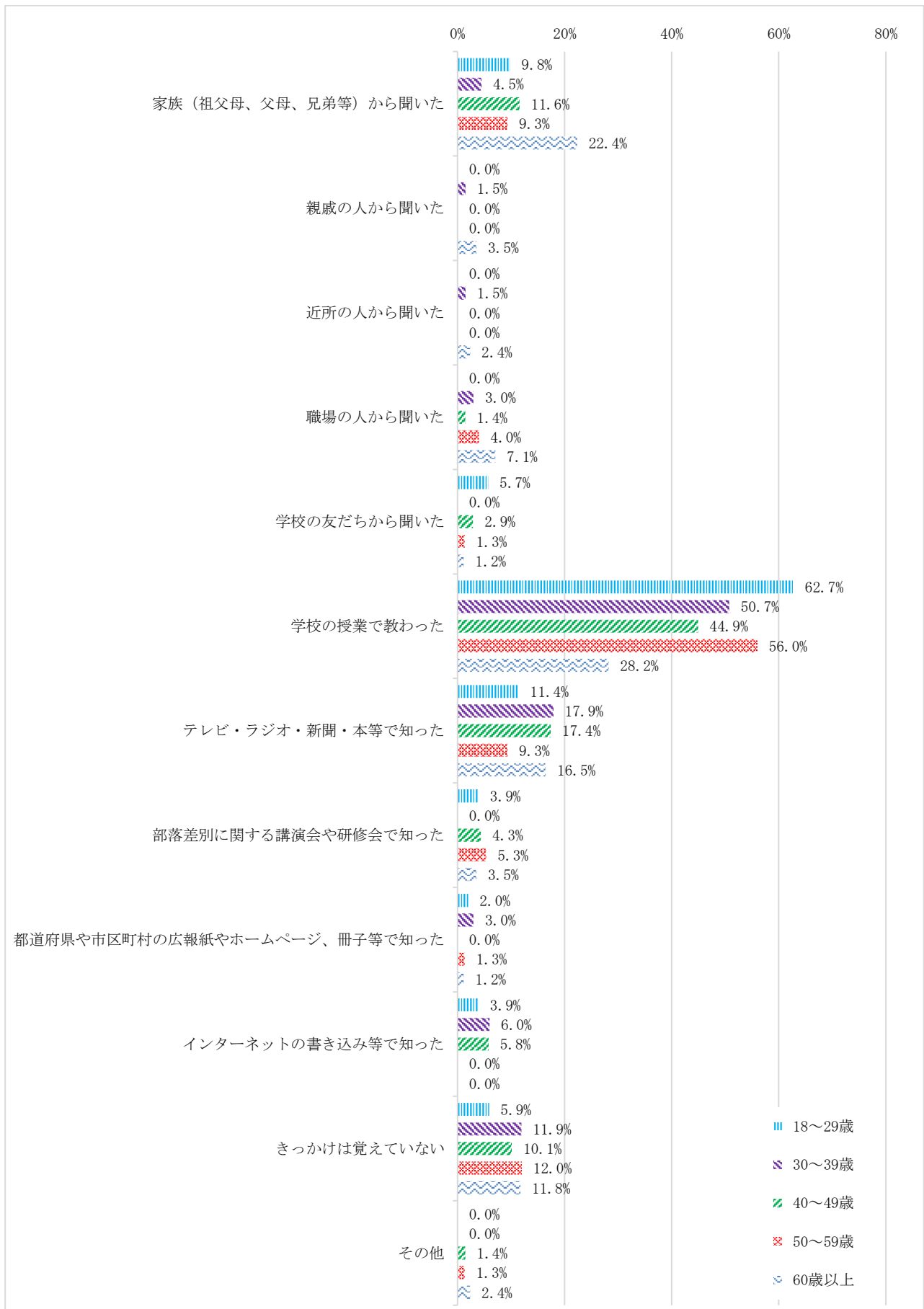
「学校の授業で教わった」が47.0%で最も高く、前回調査と比べて11.8ポイント増加している。その一方で、「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」は12.1%となっており、前回調査と比べて2.4ポイント減少している。

項目	回答数	割合	前回割合
家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた	42	12.1%	14.5%
親戚の人から聞いた	4	1.2%	0.2%
近所の人から聞いた	3	0.9%	0.9%
職場の人から聞いた	12	3.5%	4.1%
学校の友だちから聞いた	6	1.7%	0.2%
学校の授業で教わった	163	47.0%	35.2%
テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	49	14.1%	11.7%
部落差別に関する講演会や研修会で知った	12	3.5%	3.0%
都道府県や市区町村の広報紙やホームページ、冊子等で知った	5	1.4%	0.7%
インターネットの書き込み等で知った	10	2.9%	2.5%
きっかけは覚えていない	37	10.7%	9.9%
その他	4	1.2%	0.5%
無回答	0	0.0%	0.2%
計	347	100.0%	100.0%



【年代別】

各年代において「学校の授業で教わった」が最も高くなっている。また、「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」は、60歳以上が22.4%と高くなっている。



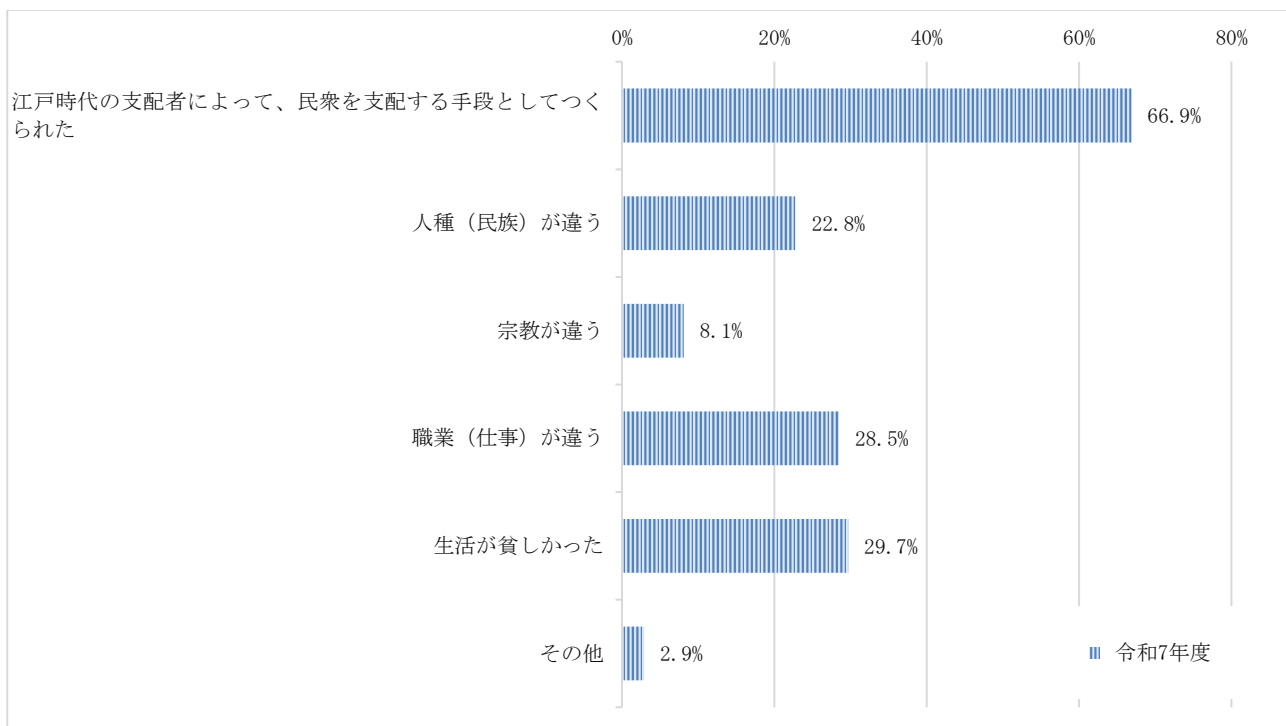
(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-3 あなたは、部落差別の起こりについて、どのように受け止めていますか。
 (該当するものすべてに○)

※今回の調査から追加した設問

【全体】

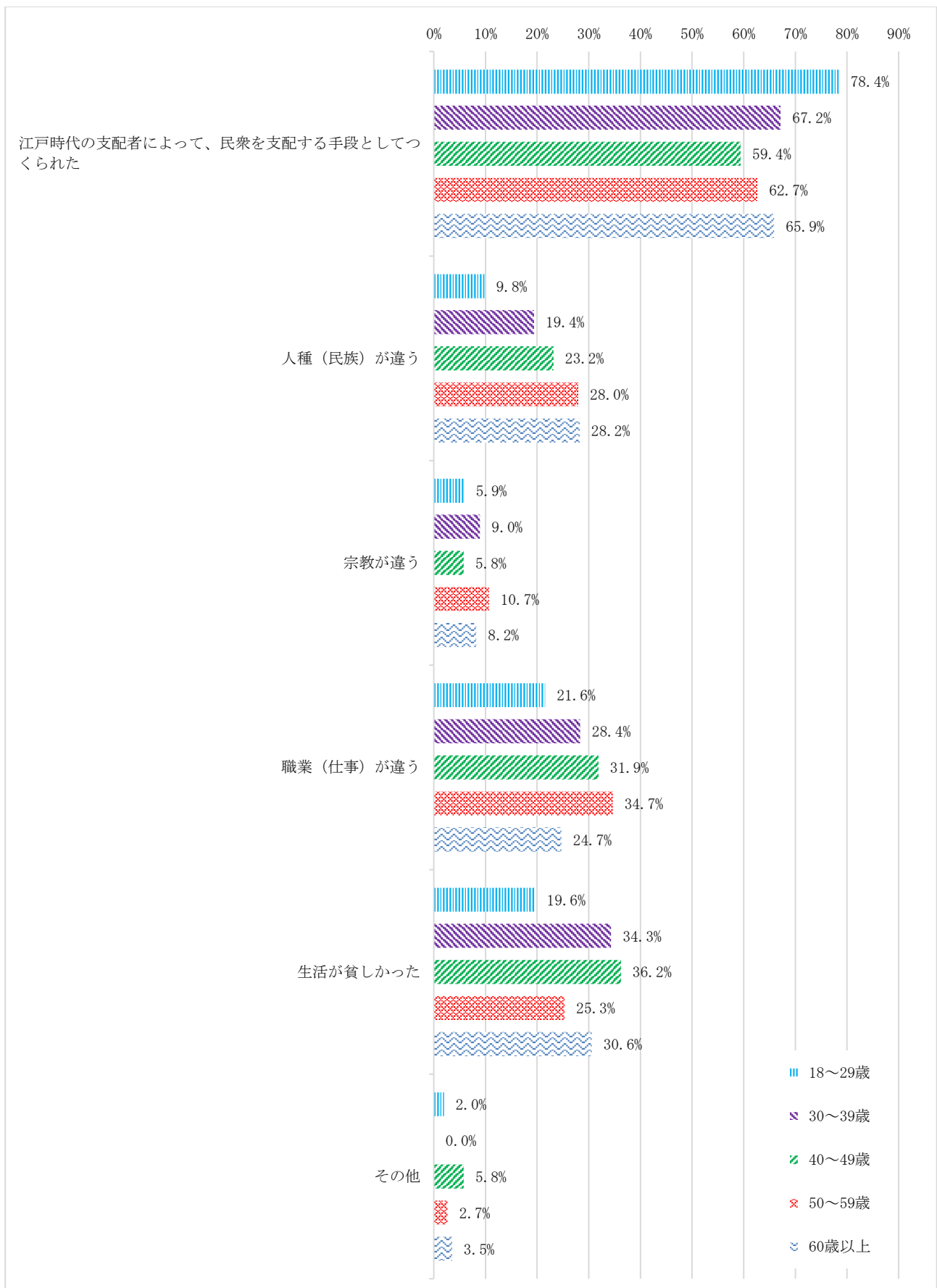
「江戸時代の支配者によって、民衆を支配する手段としてつくられた」が66.0%で最も高くなっており、次いで「生活が貧しかった」が29.7%となっている。

項目	回答数	割合
江戸時代の支配者によって、民衆を支配する手段としてつくられた	229	66.0%
人種(民族)が違う	79	22.8%
宗教が違う	28	8.1%
職業(仕事)が違う	99	28.5%
生活が貧しかった	103	29.7%
その他	10	2.9%
計	548	



【年代別】

各年代において「江戸時代の支配者によって、民衆を支配する手段としてつくられた」が最も高くなっている。また、「人種（民族）が違う」は、18～29歳が9.8%と最も低くなっており、年代が若くなるにつれて低い傾向が見られる。



(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)

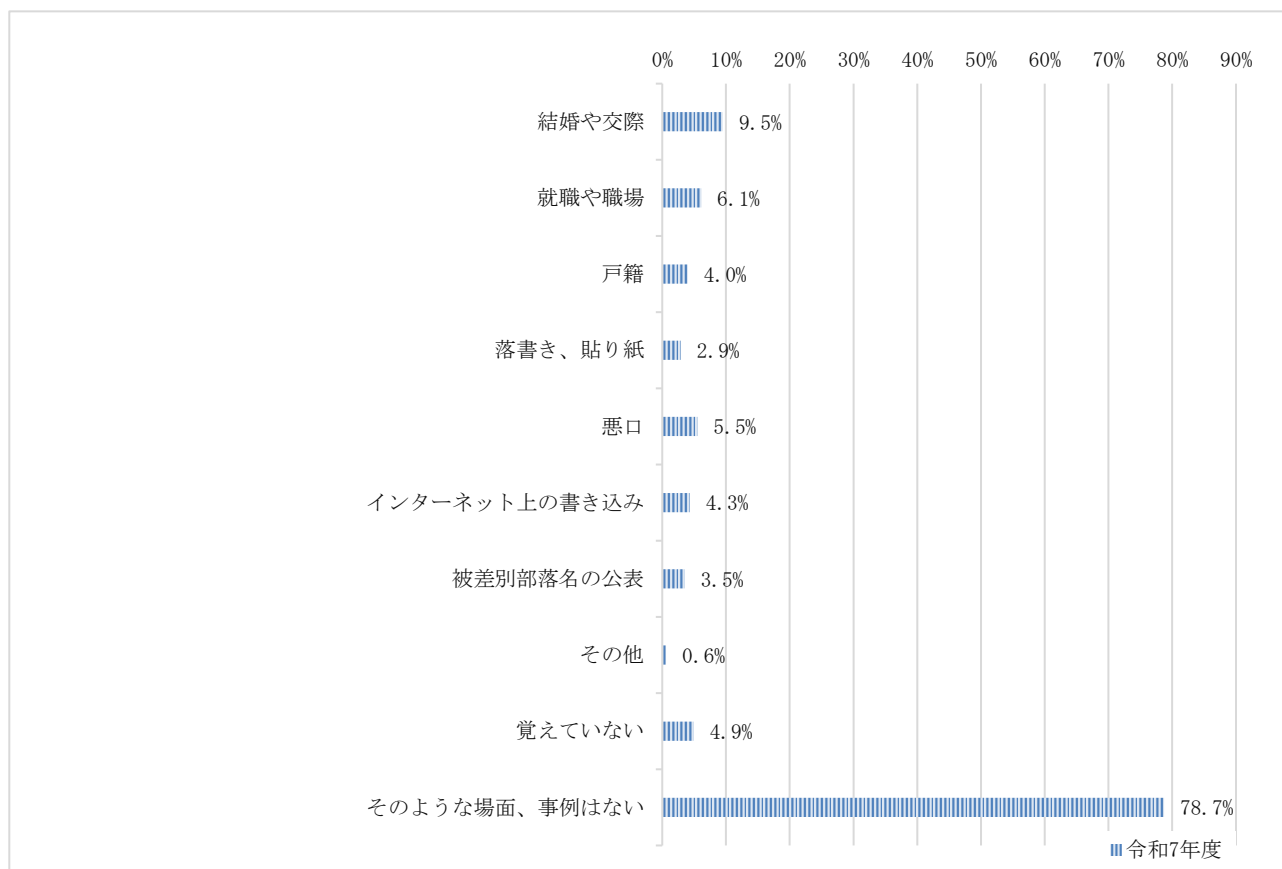
問15-4 あなたは、過去に実社会やインターネット上で、部落差別による被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしたことがありますか。あるいは、あなたの親族・知人が、過去に同様の被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしているのを見聞きしたことがありますか。あるとしたら、どのような場面、事例でしたか。(該当するものすべてに○)

※今回の調査から追加した設問

【全体】

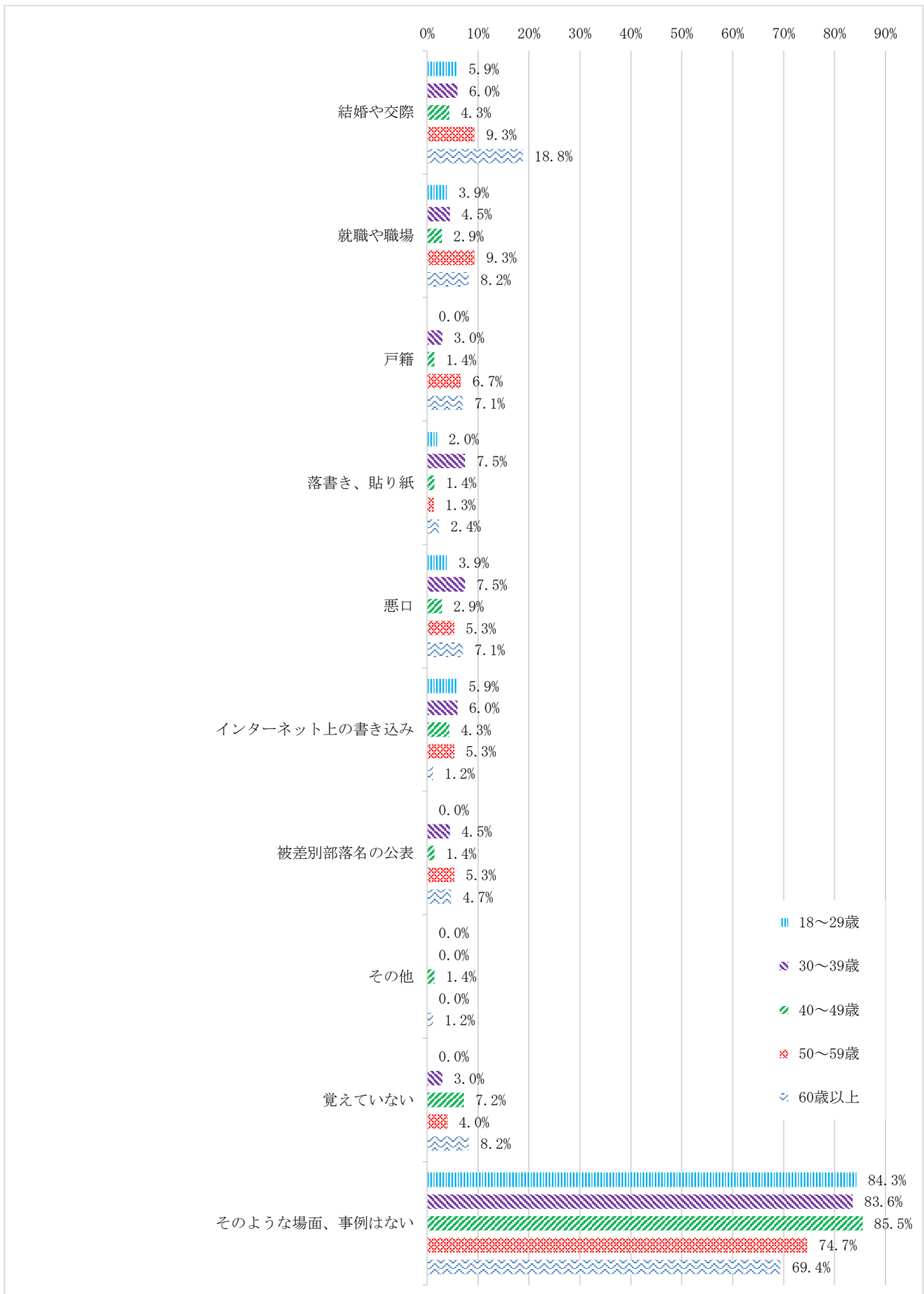
部落差別に当たる事例の中では「結婚や交際」が9.5%と最も高くなっており、次いで「就職や職場」が6.1%となっている。

項目	回答数	割合
結婚や交際	33	9.5%
就職や職場	21	6.1%
戸籍	14	4.0%
落書き、貼り紙	10	2.9%
悪口	19	5.5%
インターネット上の書き込み	15	4.3%
被差別部落名の公表	12	3.5%
その他	2	0.6%
覚えていない	17	4.9%
そのような場面、事例はない	273	78.7%
計	416	



【年代別】

60歳以上において、「結婚や交際」が18.8%と他の年代と比べて高くなっている。30～39歳では、「落書き、貼り紙」と「悪口」が同率で7.5%と最も高くなっている。

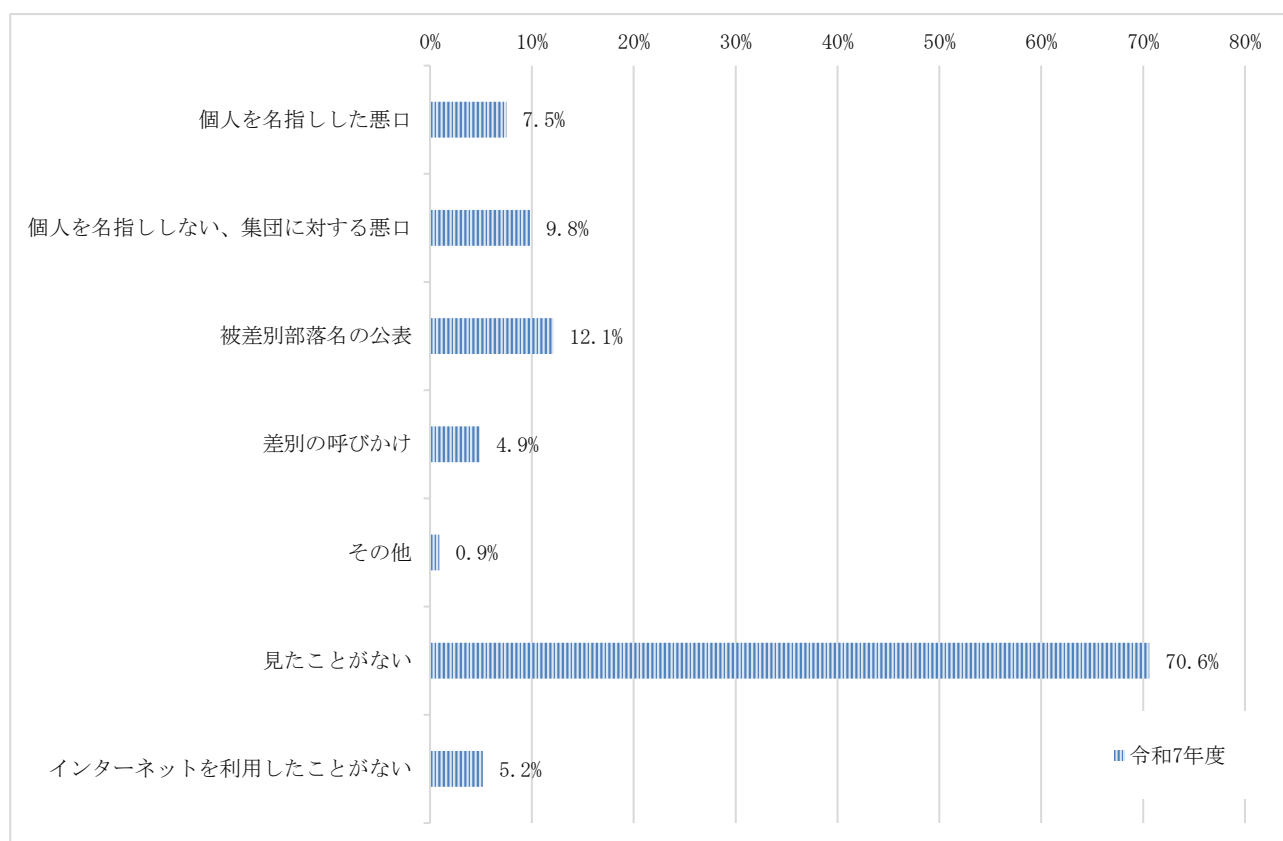


(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-5 あなたは、部落差別に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか。あるとしたら、どのような内容のものでしたか。(該当するものすべてに○)
 ※今回の調査から追加した設問

【全体】

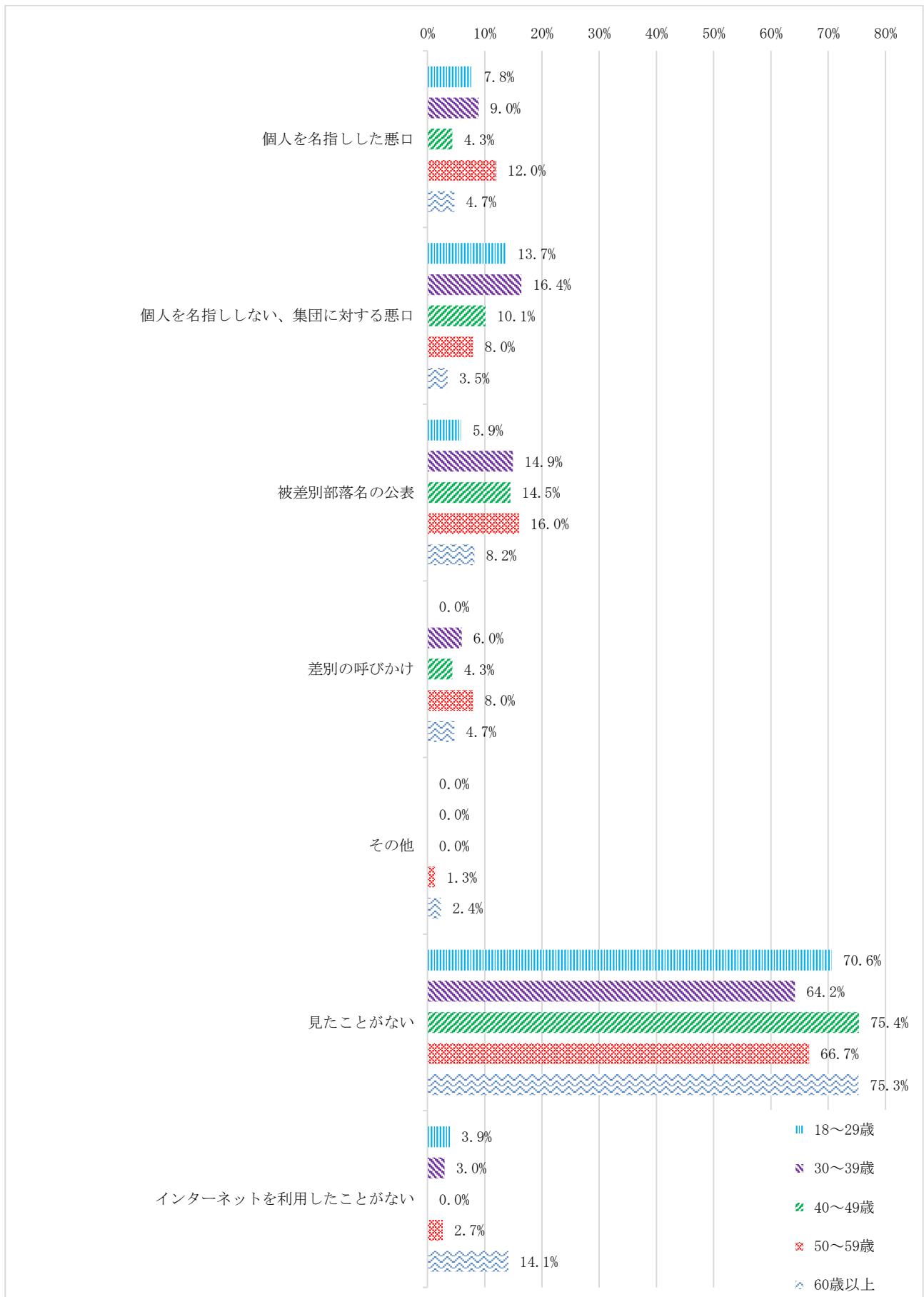
人権侵害に当たる事例の中では「被差別部落名の公表」が12.1%と最も高くなっており、次いで「個人を名指ししない、集団に対する悪口」が9.8%となっている。

項目	回答数	割合
個人を名指した悪口	26	7.5%
個人を名指ししない、集団に対する悪口	34	9.8%
被差別部落名の公表	42	12.1%
差別の呼びかけ	17	4.9%
その他	3	0.9%
見たことがない	245	70.6%
インターネットを利用したことがない	18	5.2%
計	385	



【年代別】

人権侵害に当たる事例の中では、18～29歳、30～39歳において「個人を名指ししない、集団に対する悪口」が最も高くなっている。



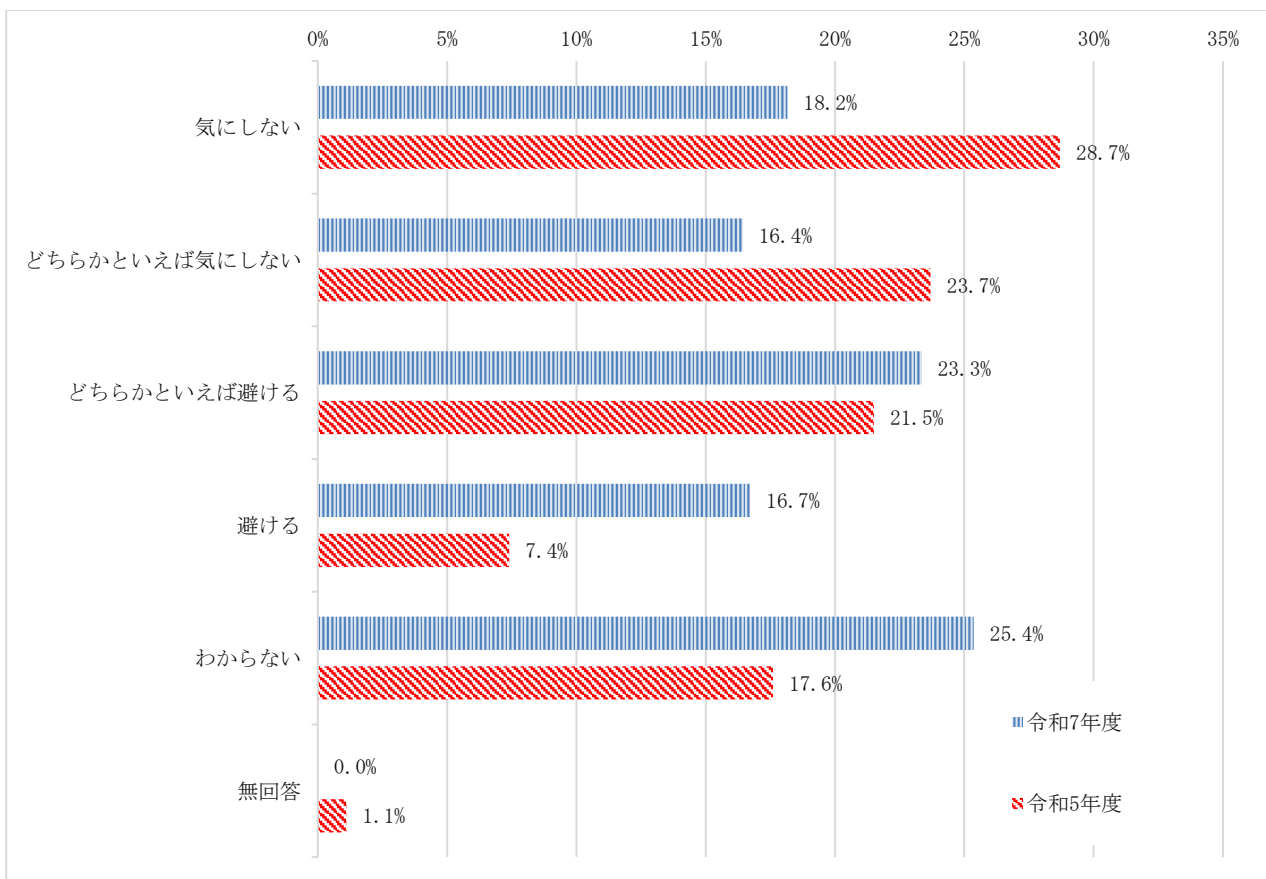
(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-6 あなたは、住宅の購入や生活環境を選ぶ際に、仮にその場所が被差別部落であった場合、避けますか。(〇は1つ)

【全体】

「わからない」が25.4%と最も高くなっており、次いで「どちらかといえば避ける」が23.3%となっている。

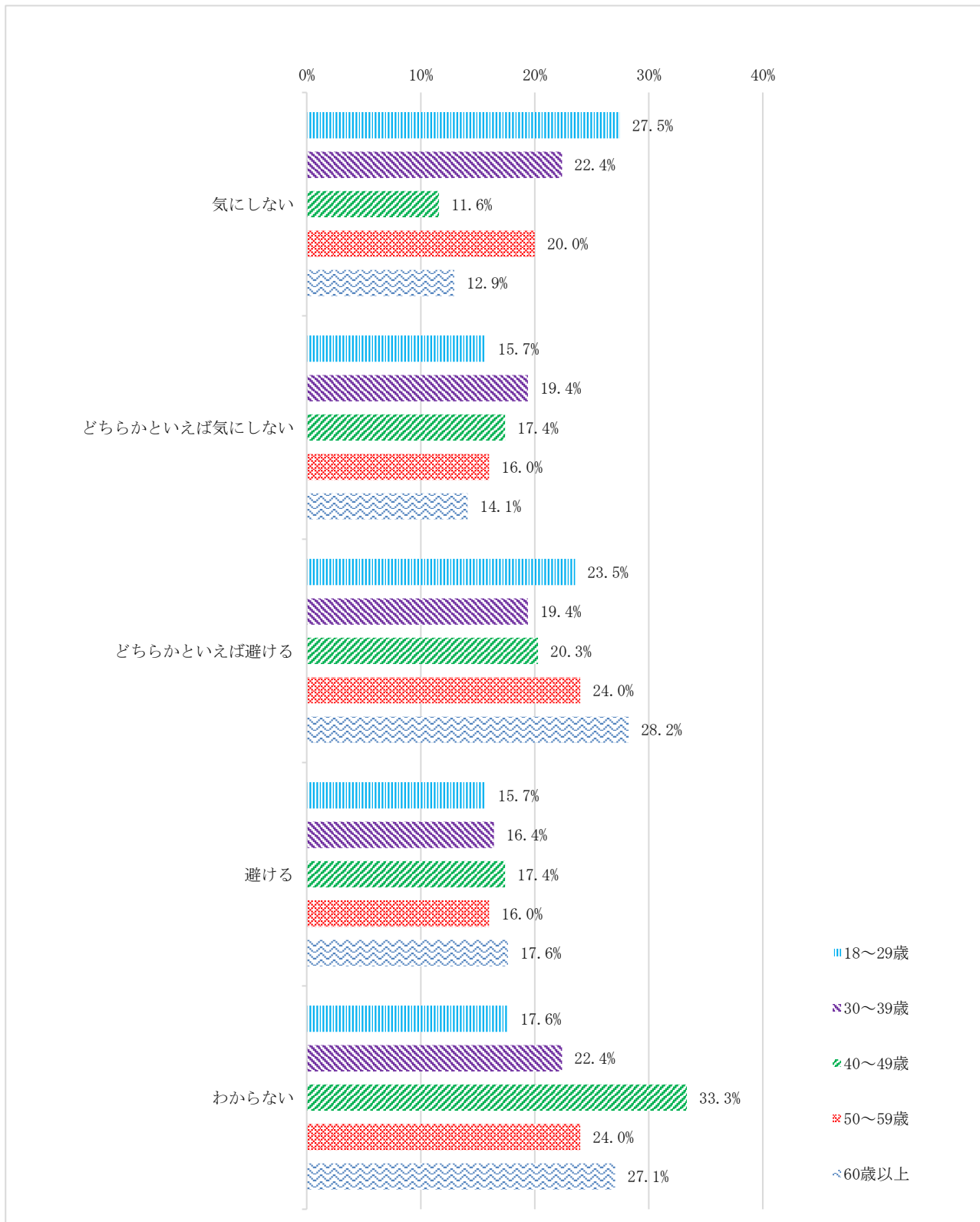
前回調査と比べて、「避ける」と「どちらかといえば避ける」が増加している。

項目	回答数	割合	前回割合
気にしない	63	18.2%	28.7%
どちらかといえば気にしない	57	16.4%	23.7%
どちらかといえば避ける	81	23.3%	21.5%
避ける	58	16.7%	7.4%
わからない	88	25.4%	17.6%
無回答	0	0.0%	1.1%
計	347	100.0%	100.0%



【年代別】

「気にしない」は、18～29歳で27.5%と最も高くなっている。30～39歳がこれに次いで22.4%と高くなっており、おおむね若い年代において高い傾向が見られる。



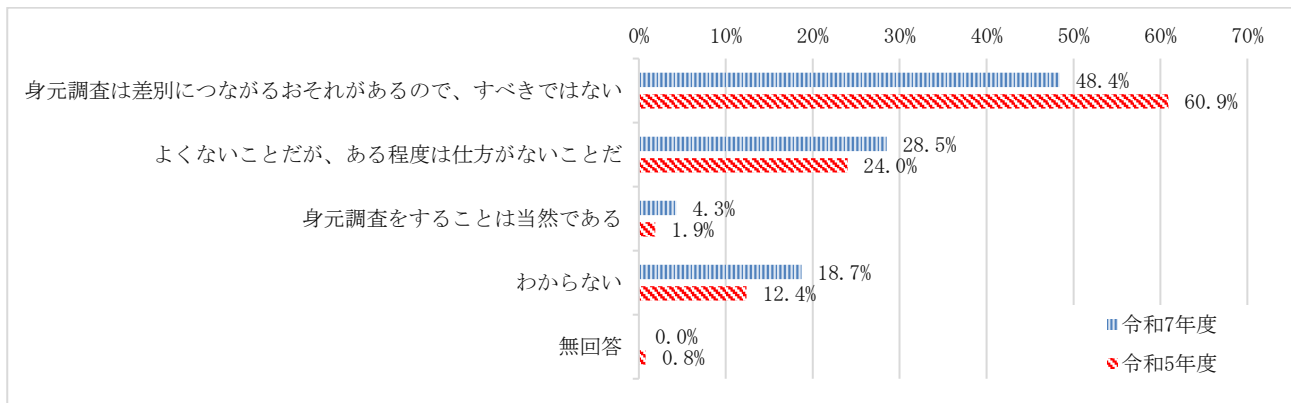
(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)

問15-7 あなたは、結婚や就職の際に、被差別部落出身者であるかについて身元調査をすることをどう思いますか。(〇は1つ)

【全体】

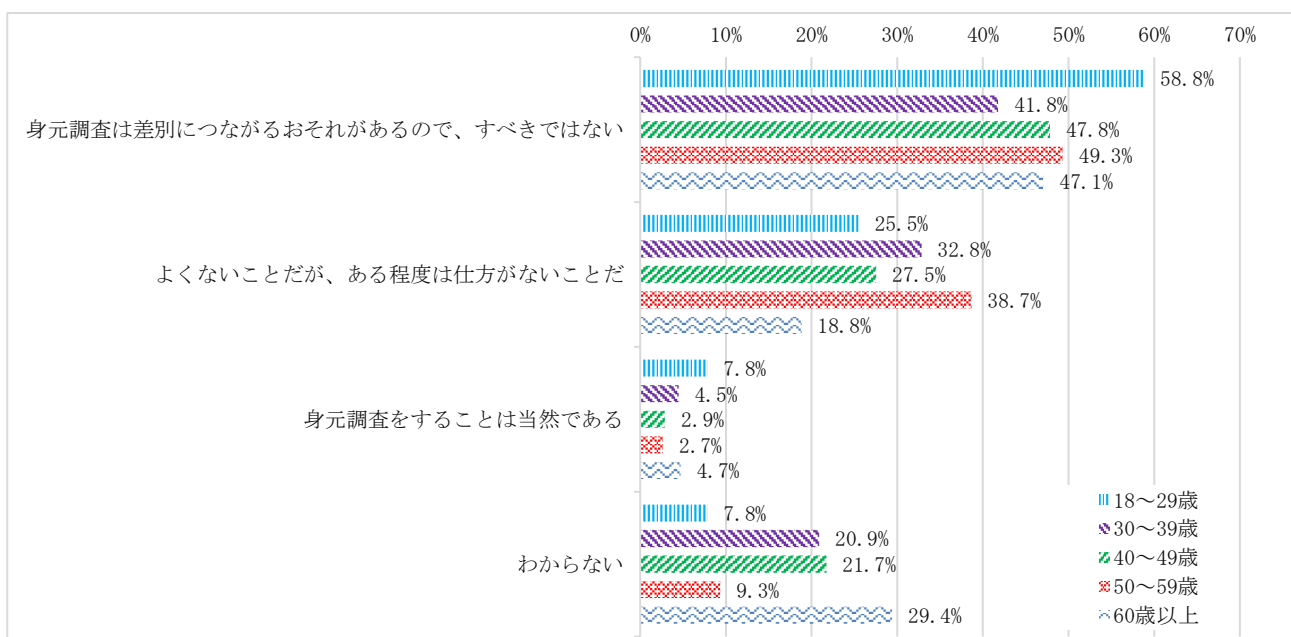
「身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきではない」が48.4%と最も高くなっている。次いで「よくないことだが、ある程度は仕方がないことだ」が28.5%となっており、前回調査と同様の傾向が見られる。

項目	回答数	割合	前回割合
身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきではない	168	48.4%	60.9%
よくないことだが、ある程度は仕方がないことだ	99	28.5%	24.0%
身元調査をすることは当然である	15	4.3%	1.9%
わからない	65	18.7%	12.4%
無回答	0	0.0%	0.8%
計	347	100.0%	100.0%



【年代別】

各年代において「身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきではない」が最も高くなっており、特に18～29歳では58.8%と、他の年代と比べて高くなっている。



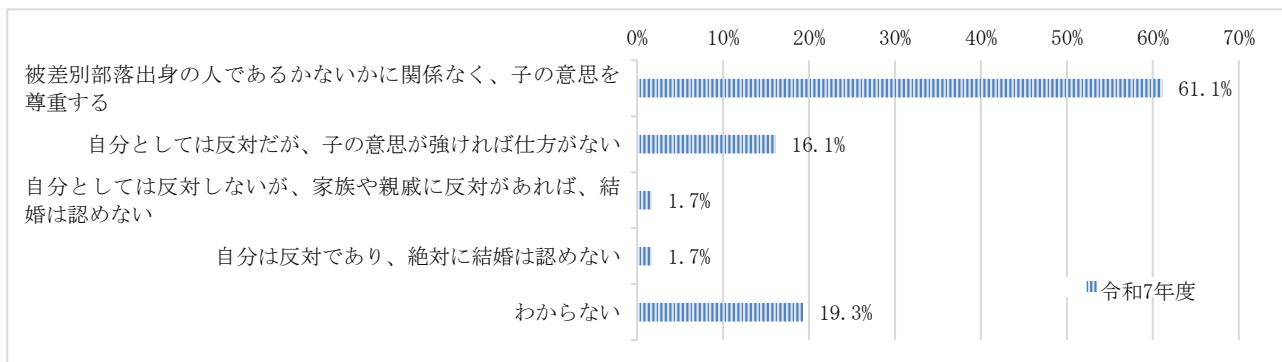
(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)

問15-8 あなたのお子さんが被差別部落出身の人と結婚しようとした場合、あなたはどのように対応しますか。(○は1つ) ※今回の調査から追加した設問

【全体】

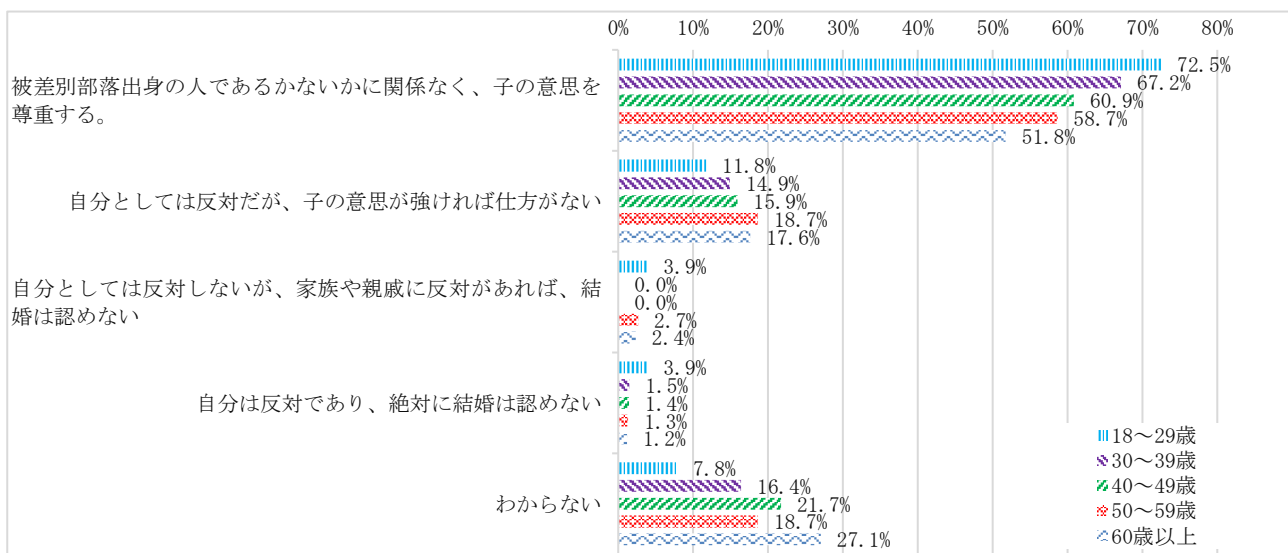
「被差別部落出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する」が61.1%と最も高くなっており、一定の理解が示されている一方、「わからない」や「自分としては反対だが、子の意思が強ければ仕方がない」といった判断を留保する、または条件付きで容認する回答も一定数見られる。

項目	回答数	割合
被差別部落出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する	212	61.1%
自分としては反対だが、子の意思が強ければ仕方がない	56	16.1%
自分としては反対しないが、家族や親戚に反対があれば、結婚は認めない	6	1.7%
自分は反対であり、絶対に結婚は認めない	6	1.7%
わからない	67	19.3%
計	347	100.0%



【年代別】

各年代において、「被差別部落出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する」が最も高くなっており、年代が若くなるにつれて高い傾向が見られる。

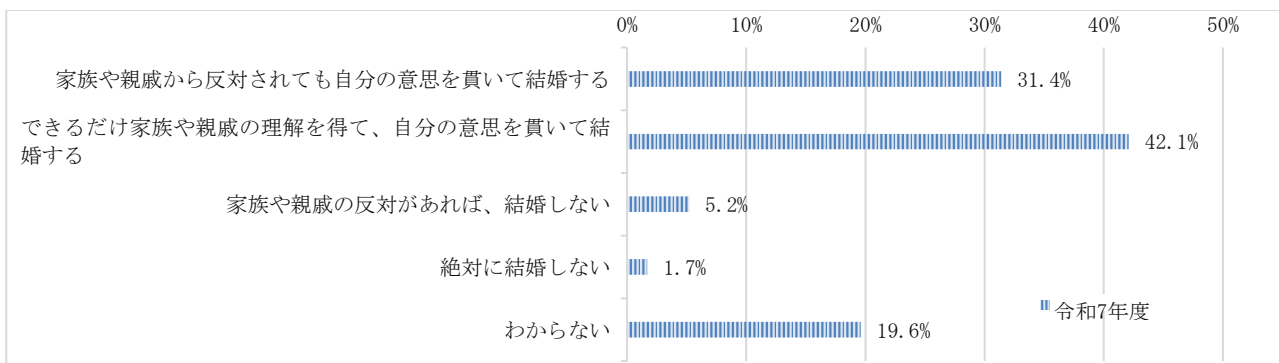


(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-9 あなたは、結婚しようとする相手が被差別部落出身者であると分かった場合、あなたは
 どうしますか。(〇は1つ) ※今回の調査から追加した設問

【全体】

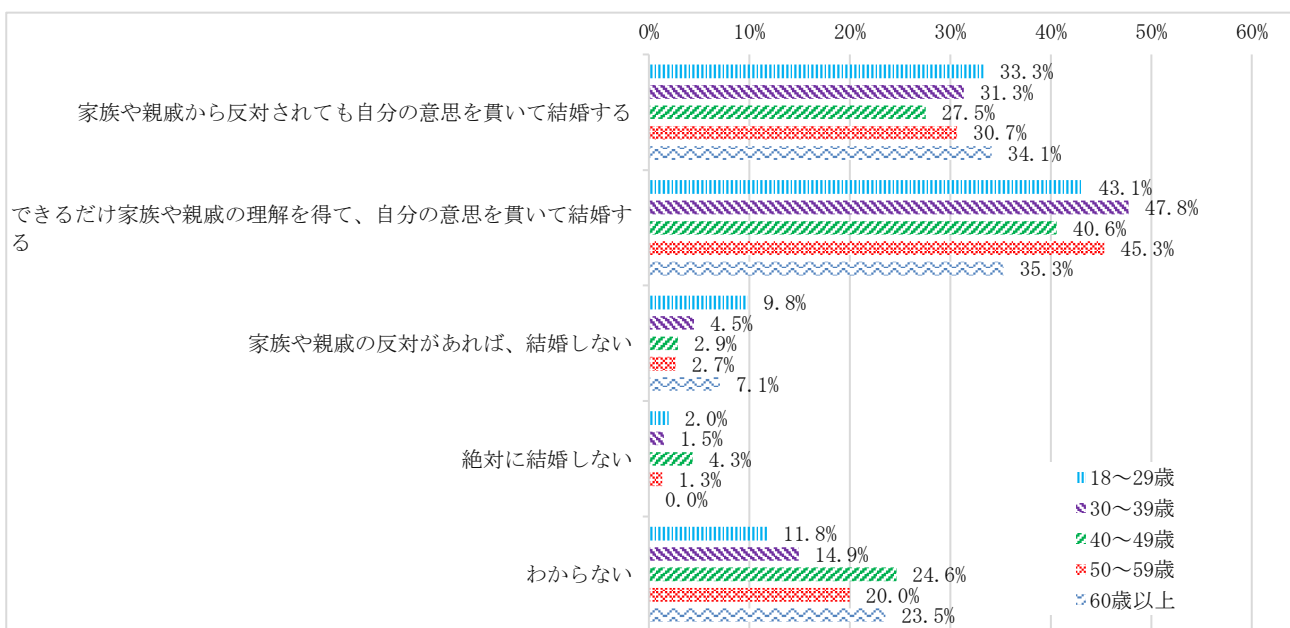
「できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」が42.1%と最も高くなっており、次いで「家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する」が31.4%となっている。

項目	回答数	割合
家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する	109	31.4%
できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する	146	42.1%
家族や親戚の反対があれば、結婚しない	18	5.2%
絶対に結婚しない	6	1.7%
わからない	68	19.6%
計	347	100.0%



【年代別】

各年代において、「できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」が最も高くなっており、年代を問わず共通した傾向が見られる。また、「家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する」とする回答も各年代で一定の割合を占めている。

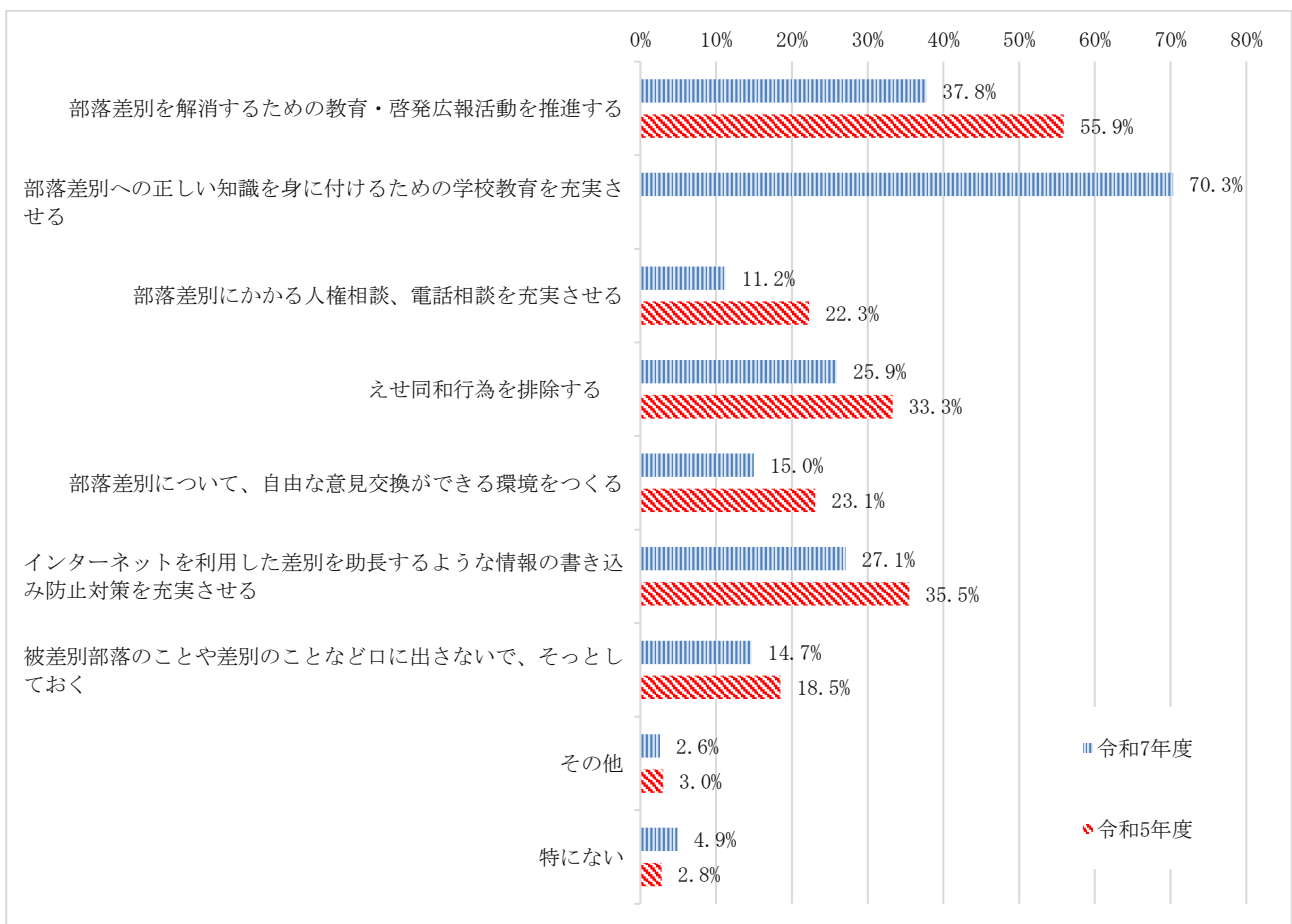


(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-10 あなたは、部落差別を解消するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
 (〇は3つまで)

【全体】

「部落差別への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実させる」が70.3%と最も高くなっており、次いで「部落差別を解消するための教育・啓発広報活動を推進する」が37.8%、「インターネットを利用した差別を助長するような情報の書き込み防止対策を充実させる」が27.1%となっている。

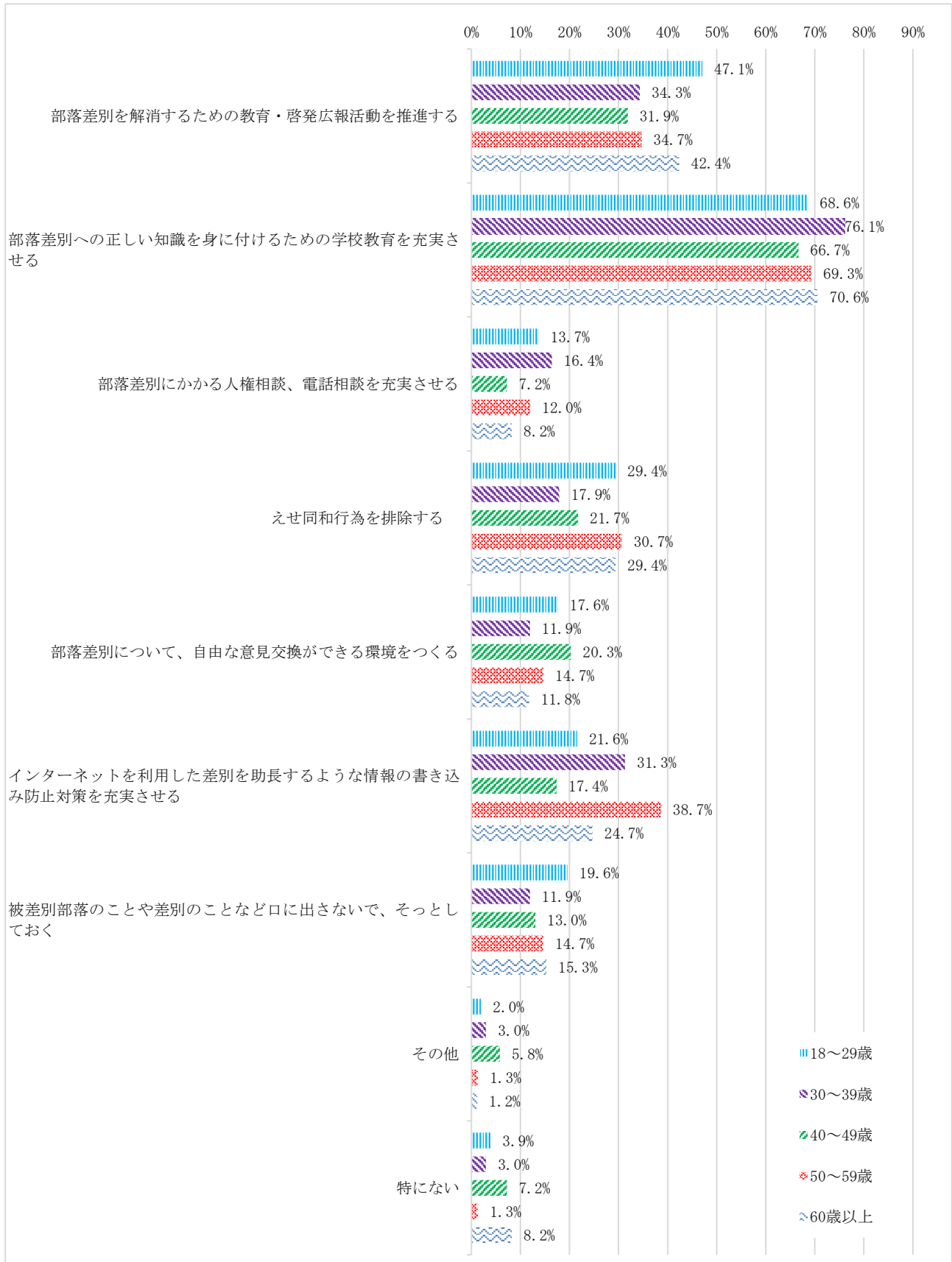
項目	回答数	割合	前回割合
部落差別を解消するための教育・啓発広報活動を推進する	131	37.8%	55.9%
部落差別への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実させる	244	70.3%	—
部落差別にかかる人権相談、電話相談を充実させる	39	11.2%	22.3%
えせ同和行為を排除する	90	25.9%	33.3%
部落差別について、自由な意見交換ができる環境をつくる	52	15.0%	23.1%
インターネットを利用した差別を助長するような情報の書き込み防止対策を充実させる	94	27.1%	35.5%
被差別部落のことや差別のことなど口に出さなくて、そっとしておく	51	14.7%	18.5%
その他	9	2.6%	3.0%
特にない	17	4.9%	2.8%
計	727		



【年代別】

各年代において、「部落差別への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実させる」が最も高くなっており、年代を問わず共通した傾向が見られる。

また、「インターネットを利用した差別を助長するような情報の書き込み防止対策を充実させる」については、30～39歳及び50～59歳での割合が他の年代と比べて高く、年代により関心が異なる。



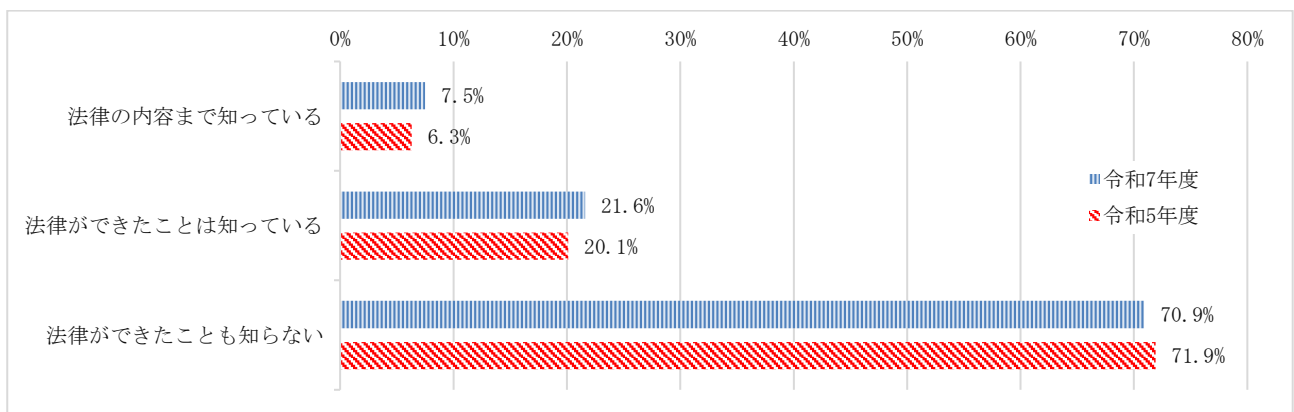
(問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
 問15-11 あなたは、「部落差別の解消の推進に関する法律(いわゆる「部落差別解消推進法」)をご存じですか。(〇は1つ)

【全体】

「法律の内容まで知っている」は7.5%で前回調査と比べて1.2ポイント増加し、「法律ができたことは知っている」は21.6%で前回調査と比べて1.5ポイント増加した。

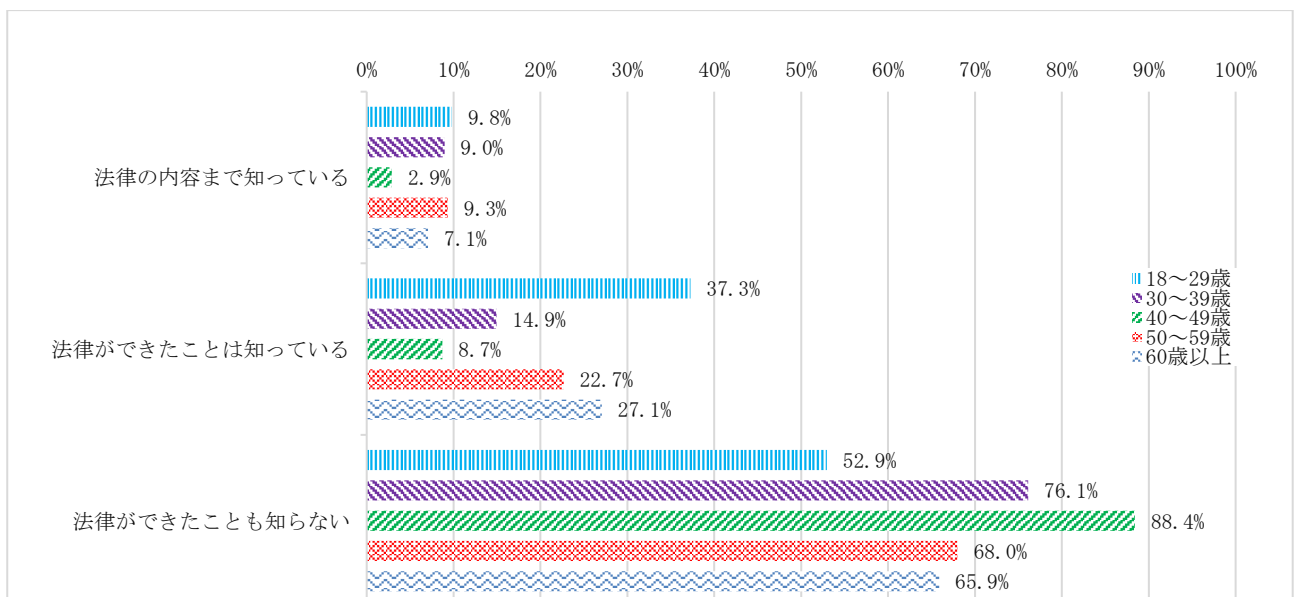
しかしながら、法の認知が十分とはいえない状況であることから、引き続き「部落差別の解消の推進に関する法律」について周知に努める必要がある。

項目	回答数	割合	前回割合
法律の内容まで知っている	26	7.5%	6.3%
法律ができたことは知っている	75	21.6%	20.1%
法律ができたことも知らない	246	70.9%	71.9%
計	347	100.0%	100.0%



【年代別】

「法律ができたことも知らない」の割合は各年代でも最も高くなっており、特に40～49歳では88.4%と高くなっている。その一方で、18～29歳では「法律の内容まで知っている」及び「法律ができたことは知っている」と回答した割合がいずれも高くなっており、他の年代と比べて法の認知が進んでいる傾向が見られる。



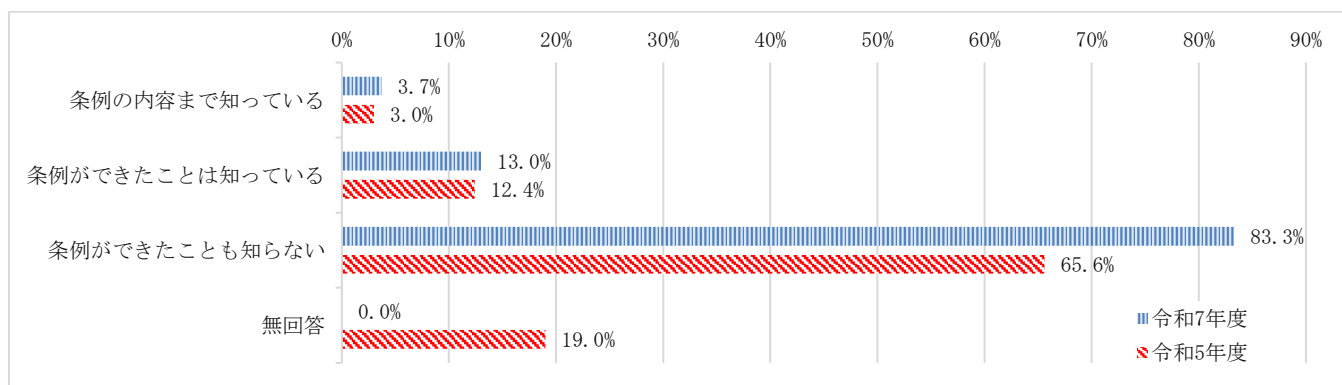
(※問15で、「部落差別を知らない」以外を回答した人(347人)に対して)
問15-12 あなたは、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」をご存じですか。(〇は1つ)

【全体】

「条例の内容まで知っている」は3.7%で前回調査と比べて0.7ポイント増加し、「条例ができたことは知っている」は13.0%で前回調査と比べて0.6ポイント増加している。

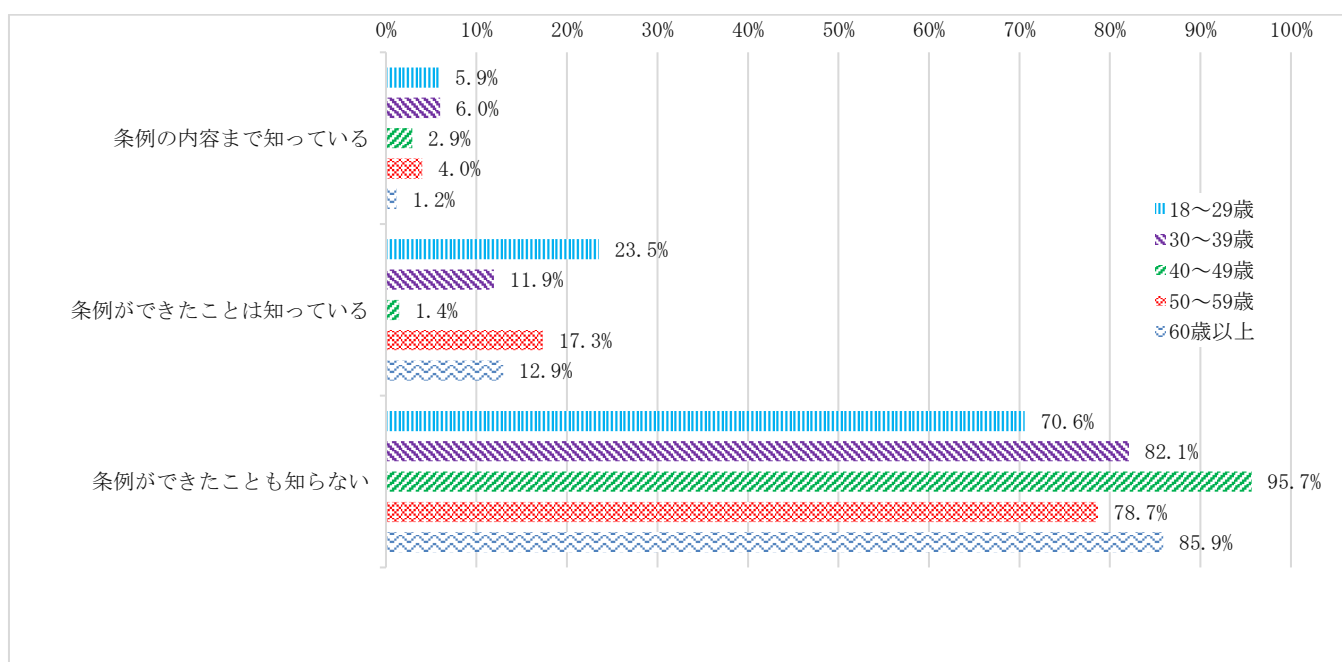
しかしながら、条例の認知が十分とはいえない状況であることから、引き続き「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について周知に努める必要がある。

項目	回答数	割合	前回割合
条例の内容まで知っている	13	3.7%	3.0%
条例ができたことは知っている	45	13.0%	12.4%
条例ができたことも知らない	289	83.3%	65.6%
無回答	0	0.0%	19.0%
計	347	100.0%	100.0%



【年代別】

「条例ができたことも知らない」は、いずれの年代においても最も高くなっており、特に40～49歳では95.7%となっている。その一方で、18～29歳では「条例の内容まで知っている」及び「条例ができたことは知っている」とする回答の合計が29.4%となり、他の年代と比べて割合が高くなっている。



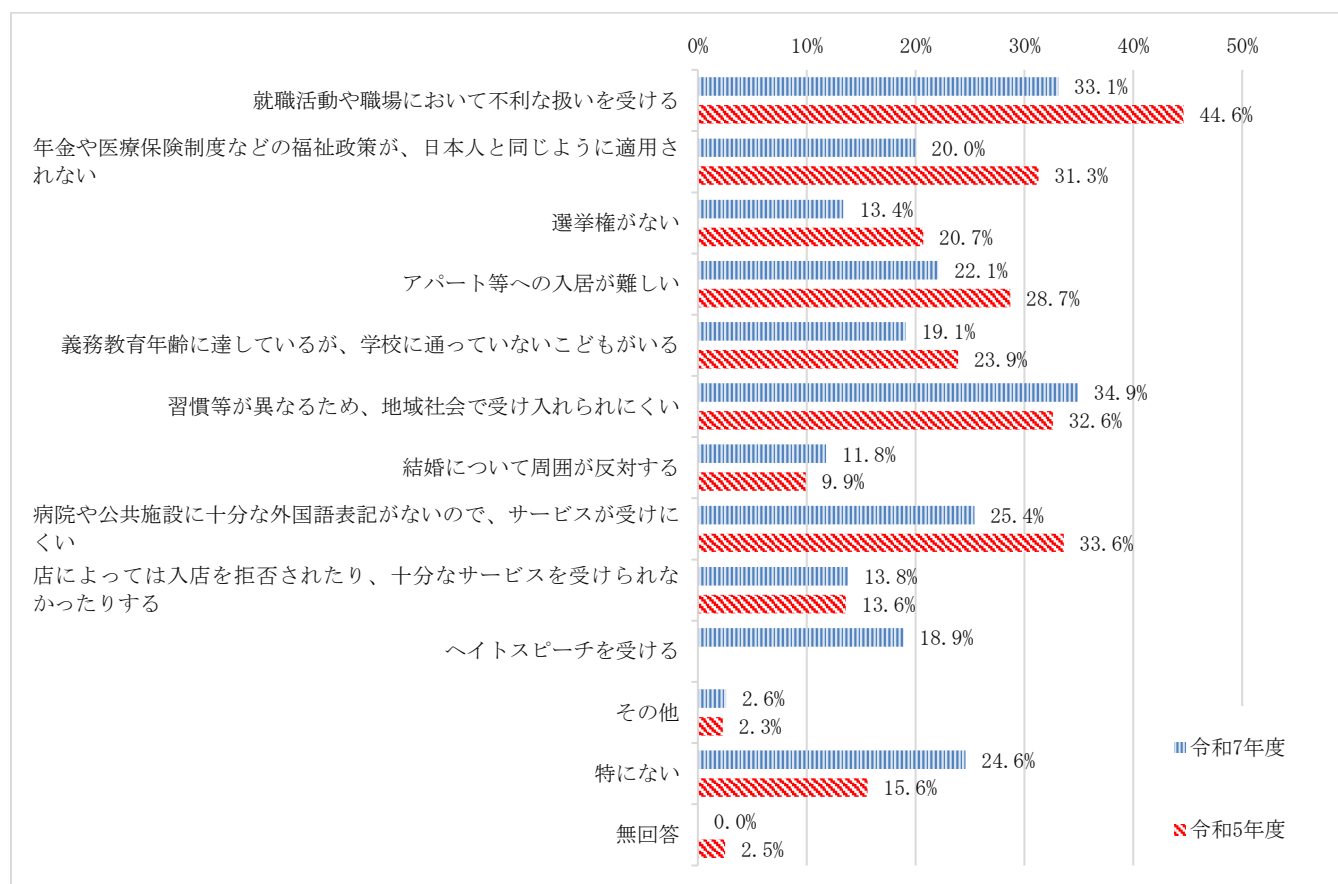
7 外国人の人権に対する意識

問16 あなたは、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

【全体】

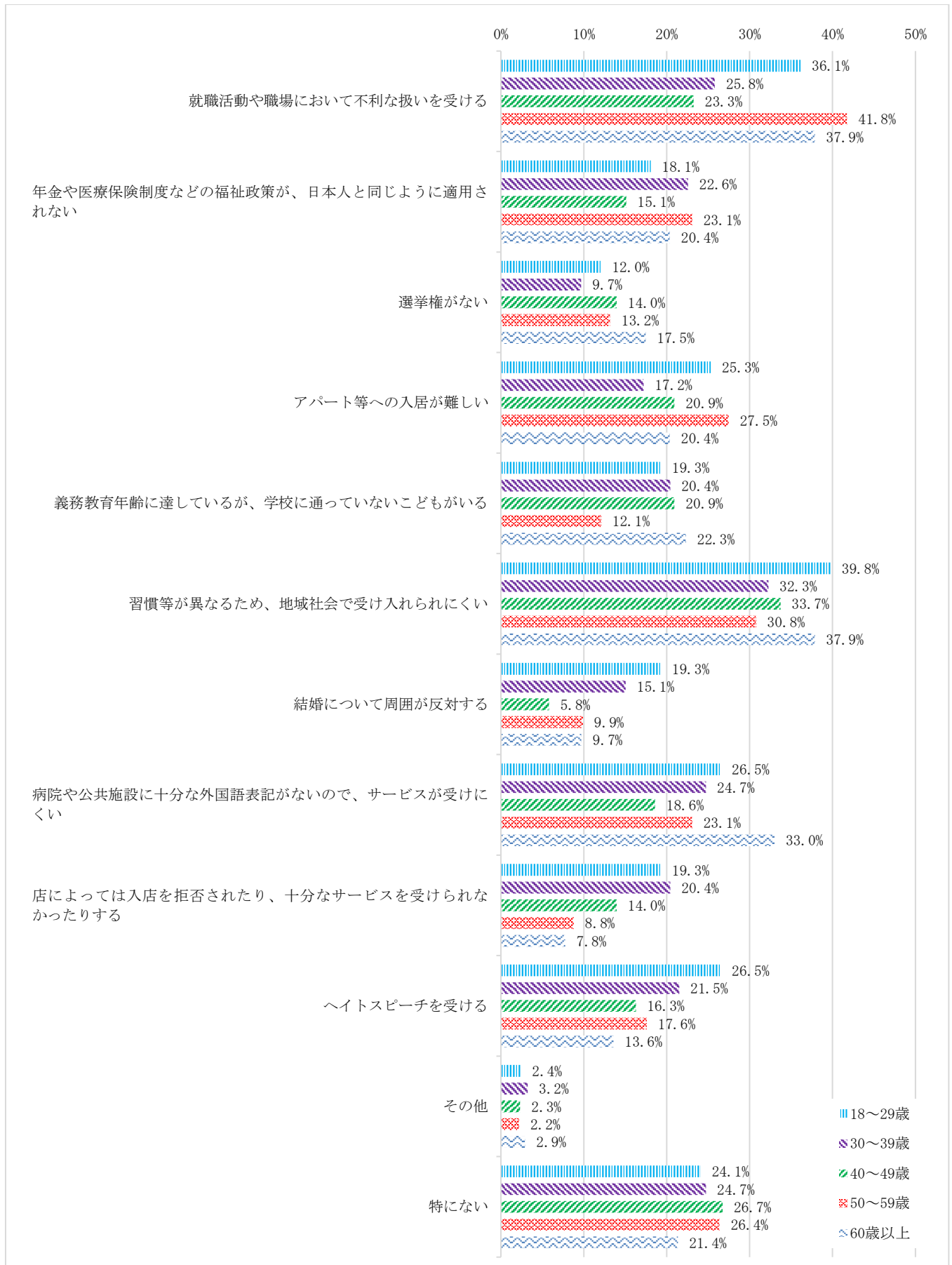
「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい」が34.9%で最も高くなっており、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が33.1%となっている。また、前回調査において最も高かった「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が11.5ポイント減少している。

項目	回答数	割合	前回割合
就職活動や職場において不利な扱いを受ける	151	33.1%	44.6%
年金や医療保険制度などの福祉政策が、日本人と同じように適用されない	91	20.0%	31.3%
選挙権がない	61	13.4%	20.7%
アパート等への入居が難しい	101	22.1%	28.7%
義務教育年齢に達しているが、学校に通っていない子どもがいる	87	19.1%	23.9%
習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい	159	34.9%	32.6%
結婚について周囲が反対する	54	11.8%	9.9%
病院や公共施設に十分な外国語表記がないので、サービスが受けにくい	116	25.4%	33.6%
店によっては入店を拒否されたり、十分なサービスを受けられなかったりする	63	13.8%	13.6%
ヘイトスピーチを受ける	86	18.9%	-
その他	12	2.6%	2.3%
特にない	112	24.6%	15.6%
無回答	0	0.0%	2.5%
計	1,093		



【年代別】

今回の調査から追加した「ヘイトスピーチを受ける」が18～29歳において26.5%で最も高くなっており、60歳以上において13.6%で最も低くなっている。

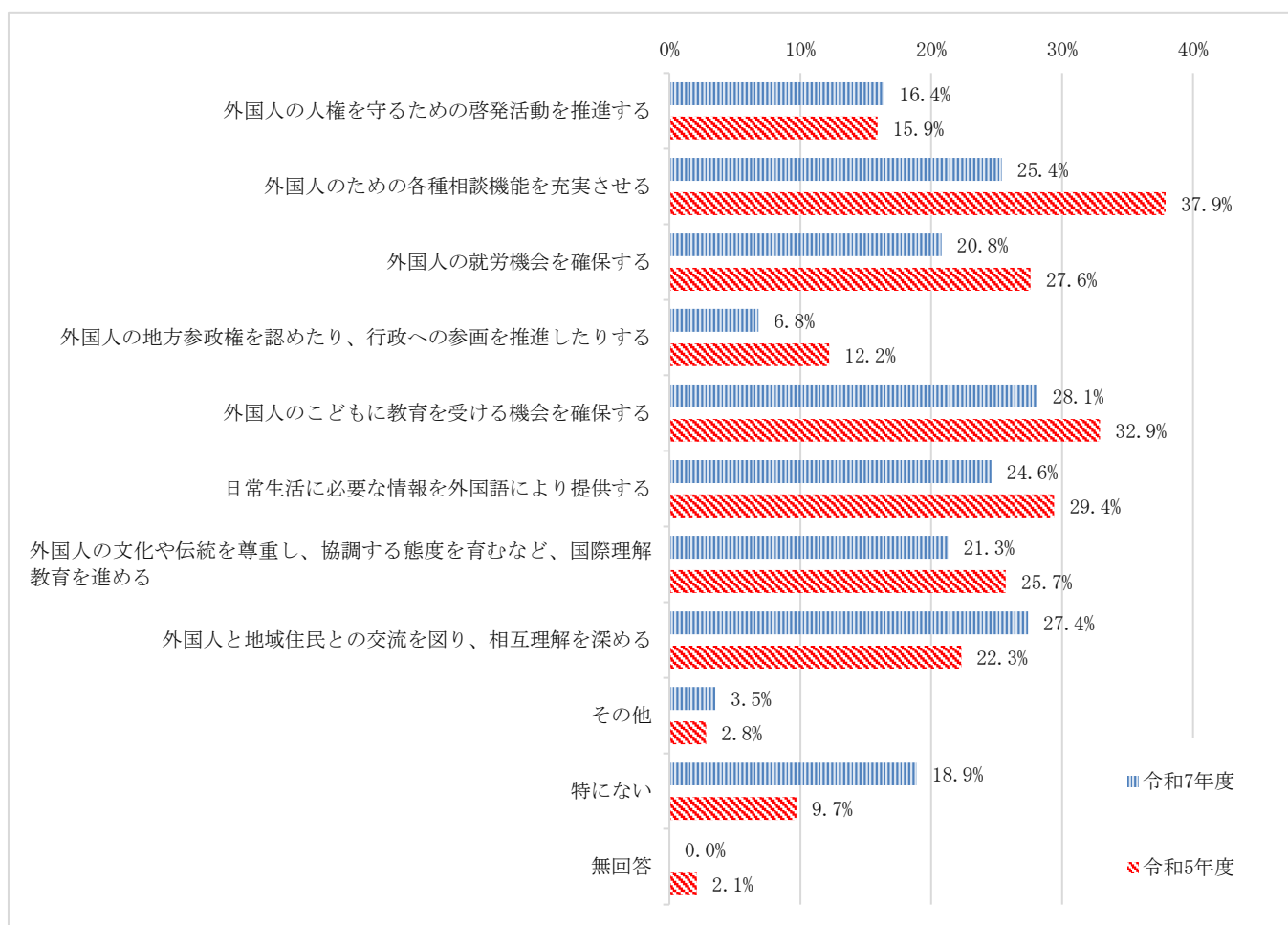


問17 あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

【全体】

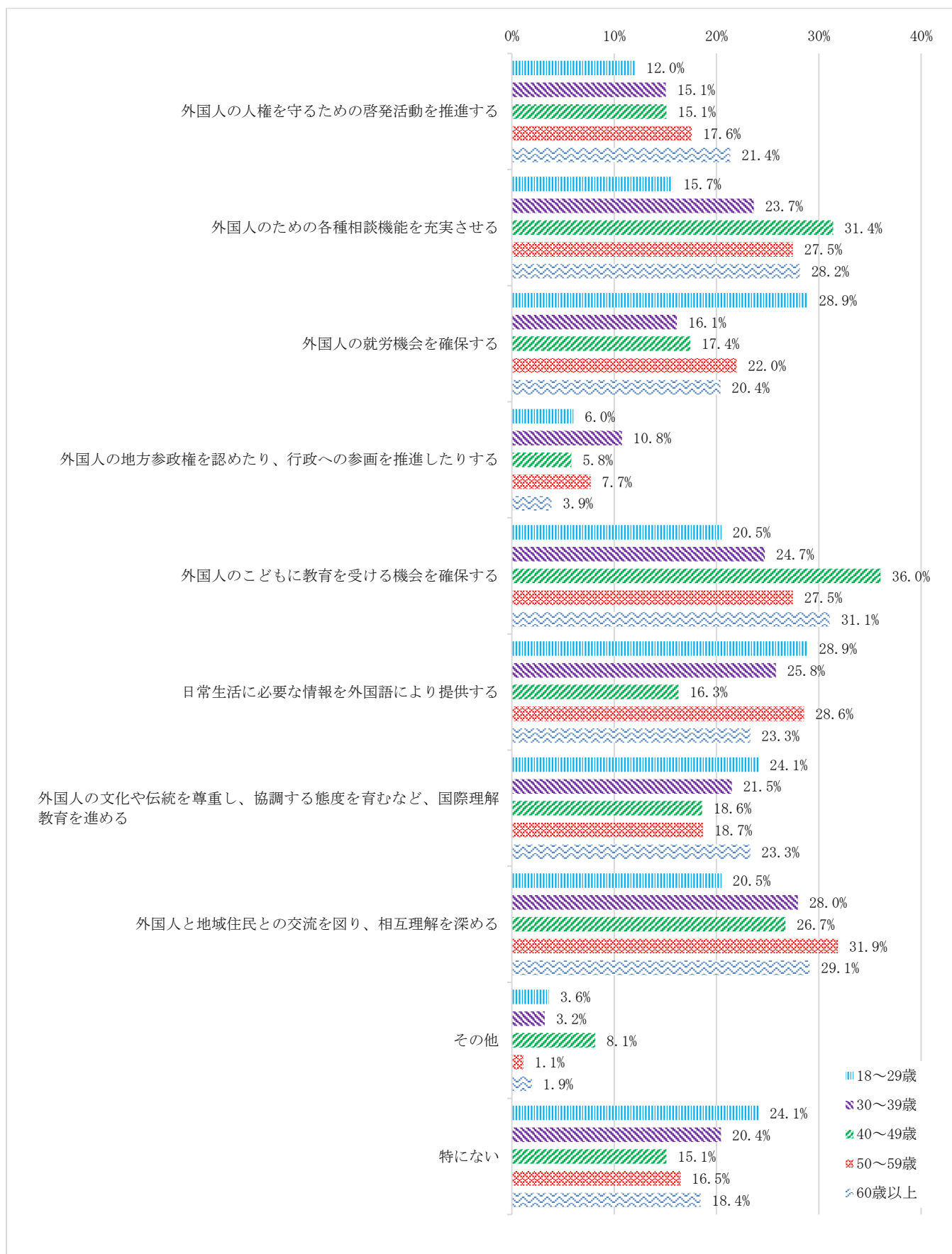
「外国人のこどもに教育を受ける機会を確保する」が28.1%で最も高くなっており、次いで「外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める」が27.4%となっている。また、前回調査において最も高かった「外国人のための各種相談機能を充実させる」が12.5ポイント減少している。

項目	回答数	割合	前回割合
外国人の人権を守るための啓発活動を推進する	75	16.4%	15.9%
外国人のための各種相談機能を充実させる	116	25.4%	37.9%
外国人の就職機会を確保する	95	20.8%	27.6%
外国人の地方参政権を認めたり、行政への参画を推進したりする	31	6.8%	12.2%
外国人のこどもに教育を受ける機会を確保する	128	28.1%	32.9%
日常生活に必要な情報を外国語により提供する	112	24.6%	29.4%
外国人の文化や伝統を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を進める	97	21.3%	25.7%
外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める	125	27.4%	22.3%
その他	16	3.5%	2.8%
特にない	86	18.9%	9.7%
無回答	0	0.0%	2.1%
計	881		



【年代別】

40～49歳、60歳以上の各年代において「外国人のこどもに教育を受ける機会を確保する」が最も高くなっている。18～29歳においては「外国人の就労機会を確保する」が28.9%となっており、他の年代と比べて高い傾向が見られる。



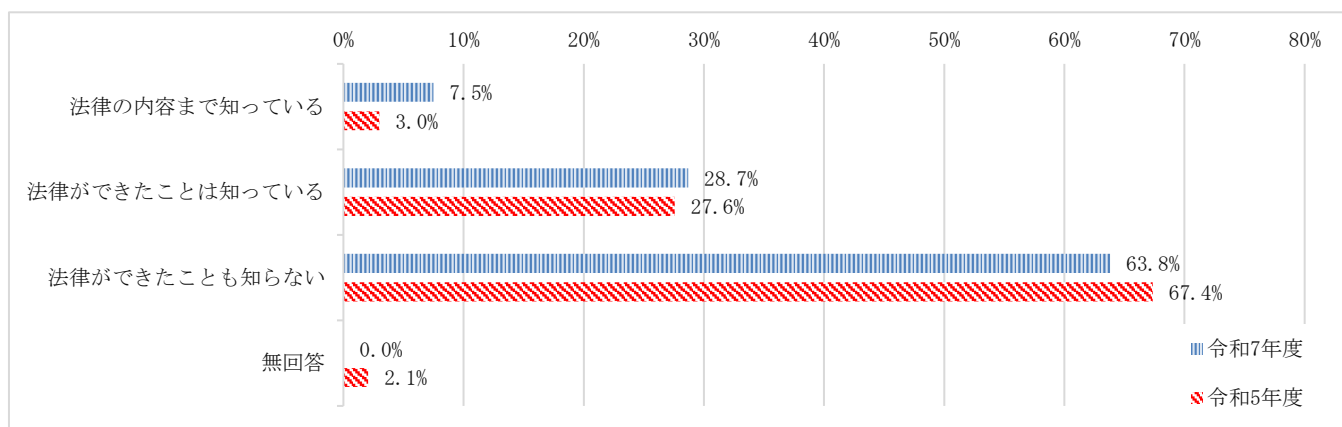
問18 あなたは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）をご存じですか。（○は1つ）

【全体】

「法律の内容まで知っている」は7.5%で前回調査と比べて4.5ポイント増加し、「法律ができたことは知っている」は28.7%で前回調査と比べて1.1ポイント増加している。

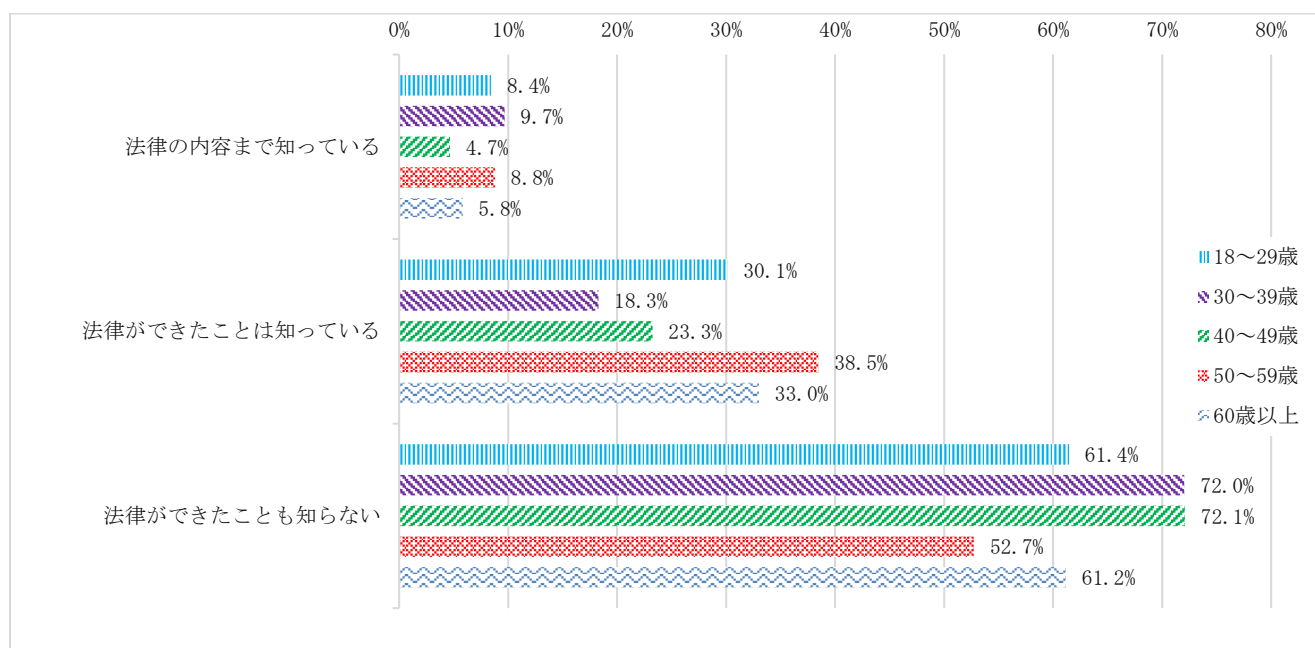
しかしながら、法の認知が十分とはいえない状況であることから、引き続き「ヘイトスピーチ解消法」について周知に努める必要がある。

項目	回答数	割合	前回割合
法律の内容まで知っている	34	7.5%	3.0%
法律ができたことは知っている	131	28.7%	27.6%
法律ができたことも知らない	291	63.8%	67.4%
無回答	0	0.0%	2.1%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

18～29歳、50～59歳、60歳以上の各年代において「法律ができたことは知っている」が30%を超えている。その一方で、「法律の内容まで知っている」は各年代において10%未満となっている。



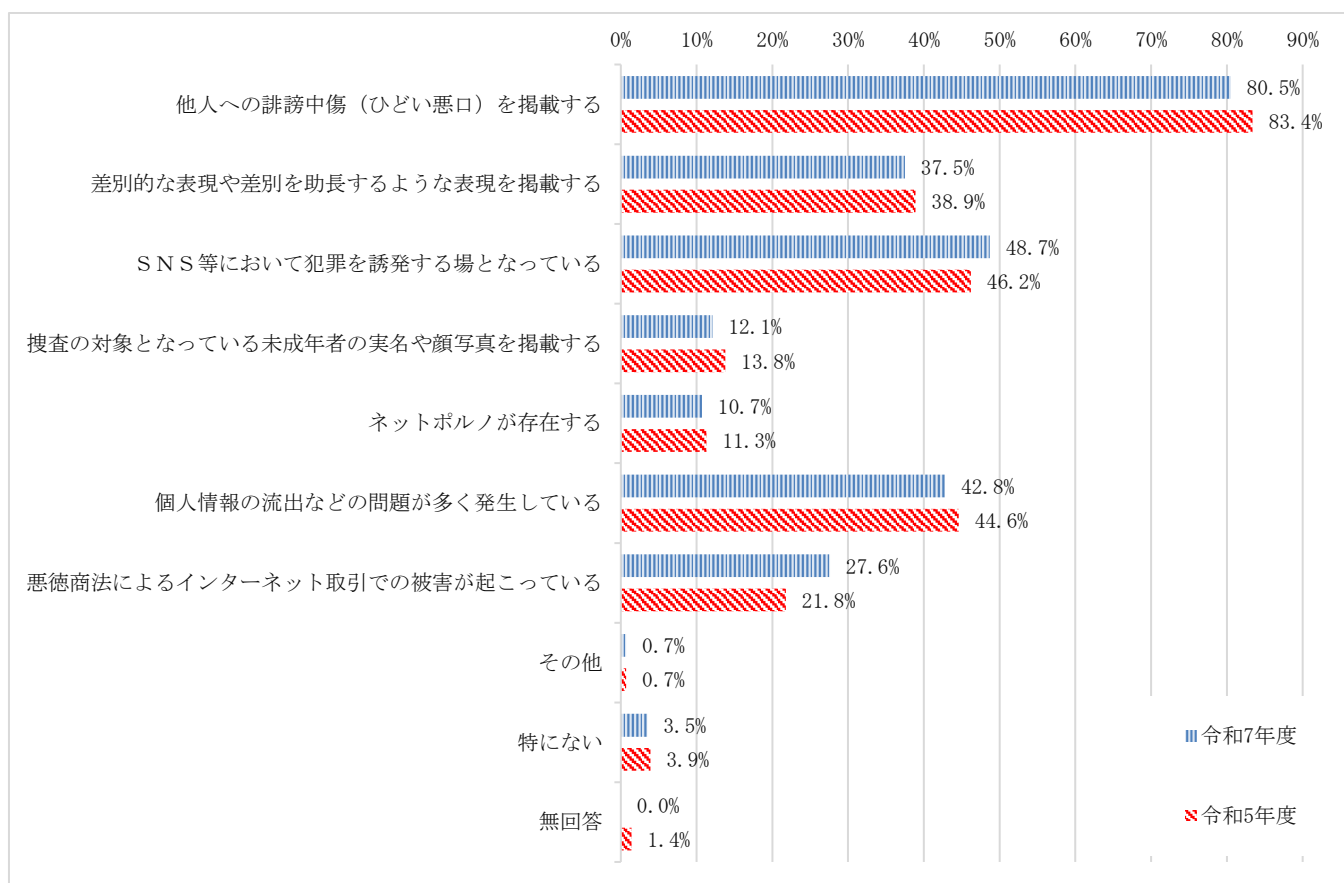
8 インターネットによる人権侵害に対する意識

問19 あなたは、インターネット上での人権侵害に関して、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

【全体】

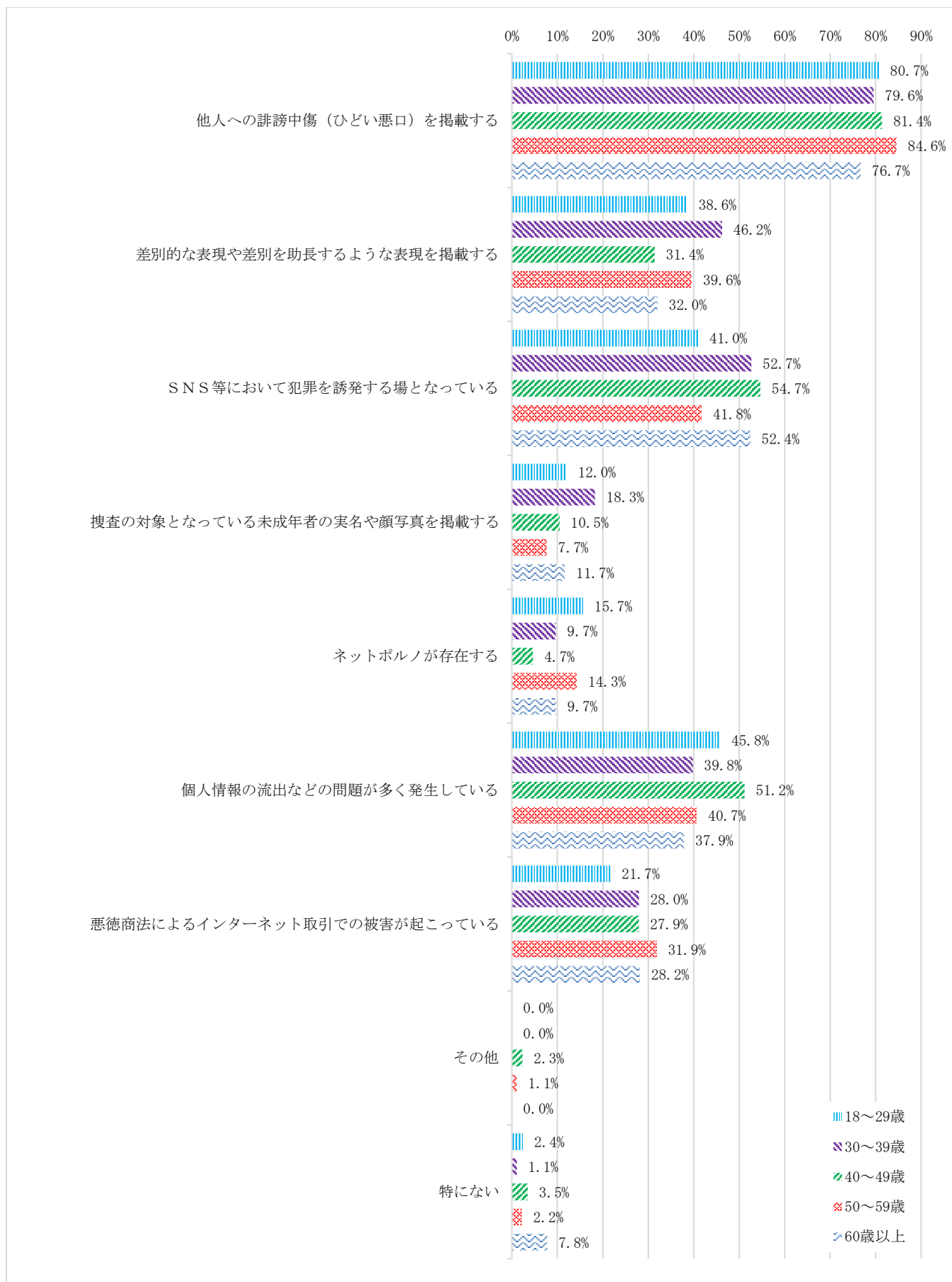
「他人への誹謗中傷（ひどい悪口）を掲載する」が80.5%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「SNS等において犯罪を誘発する場となっている」が48.7%となっている。また、前回調査より「悪徳商法によるインターネット取引での被害が起こっている」が5.8ポイント増加している。

項目	回答数	割合	前回割合
他人への誹謗中傷（ひどい悪口）を掲載する	367	80.5%	83.4%
差別的な表現や差別を助長するような表現を掲載する	171	37.5%	38.9%
SNS等において犯罪を誘発する場となっている	222	48.7%	46.2%
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	55	12.1%	13.8%
ネットポルノが存在する	49	10.7%	11.3%
個人情報の流出などの問題が多く発生している	195	42.8%	44.6%
悪徳商法によるインターネット取引での被害が起こっている	126	27.6%	21.8%
その他	3	0.7%	0.7%
特にない	16	3.5%	3.9%
無回答	0	0.0%	1.4%
計	1,204		



【年代別】

「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する」が18～29歳において12.0%、30～39歳において18.3%となっており、子育て世代を中心に高い傾向が見られる。



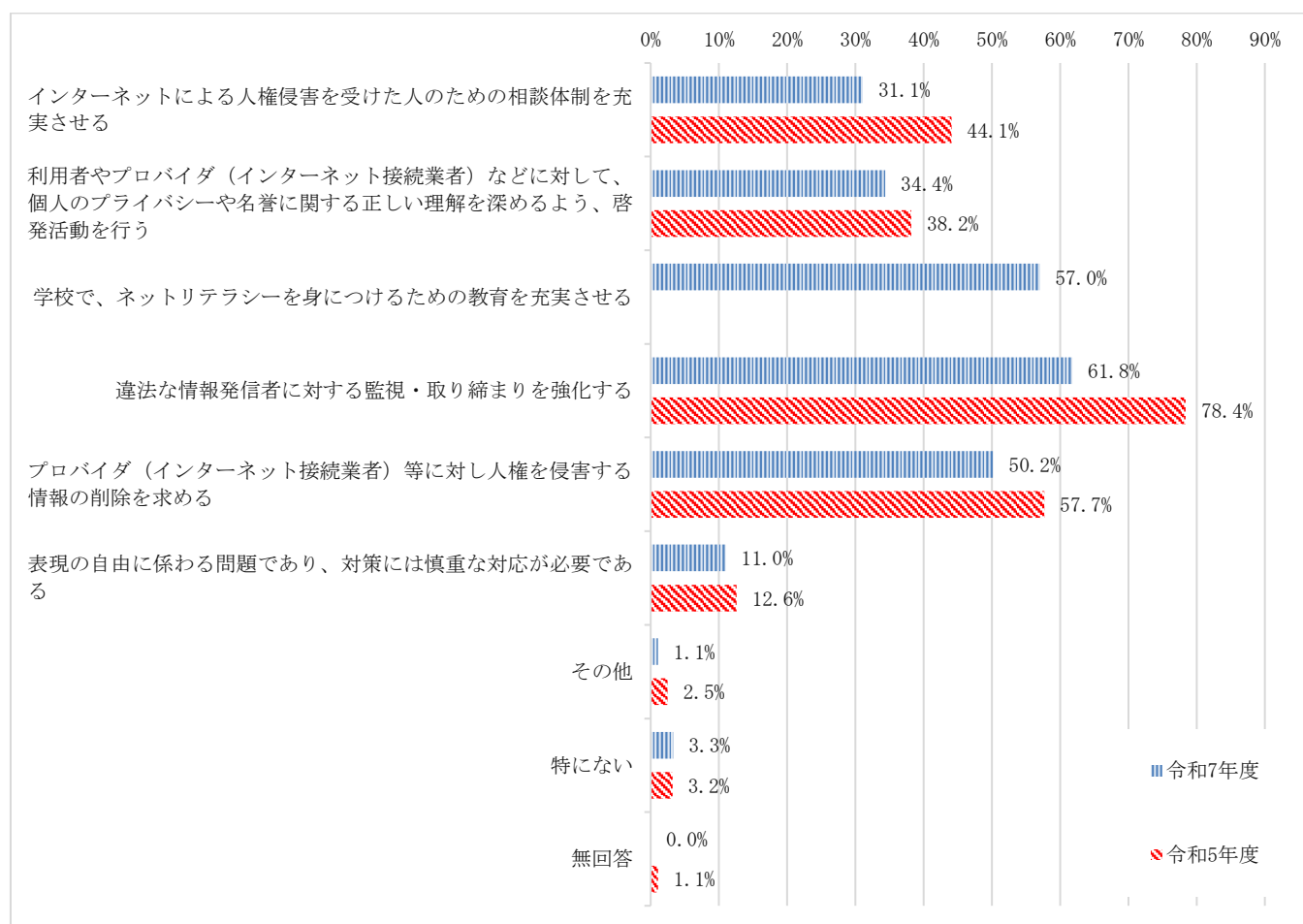
問20 あなたは、インターネット上の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

【全体】

「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」が61.8%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「学校で、ネットリテラシーを身につけるための教育を充実させる」が57.0%となっている。

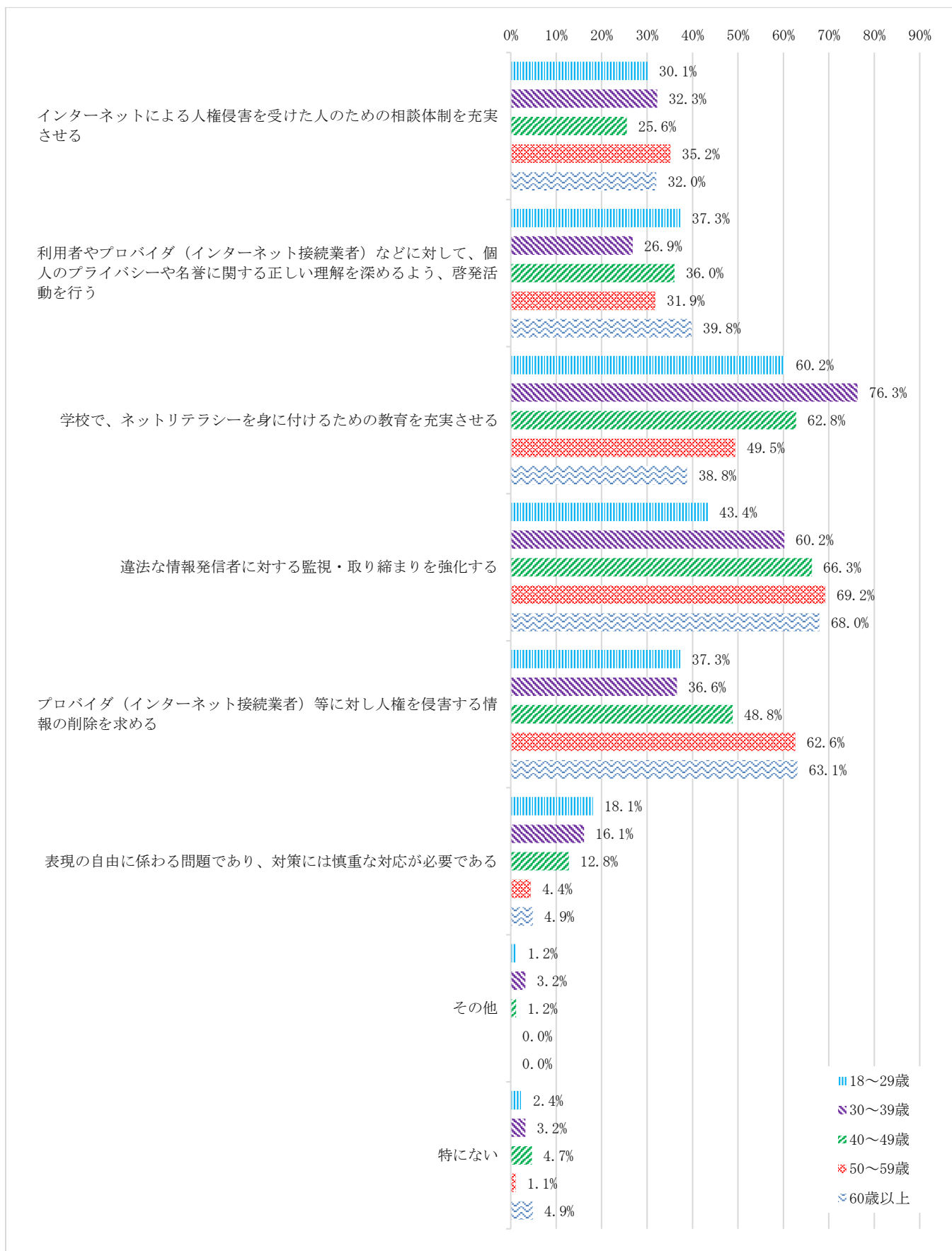
また、前回調査より「プロバイダ（インターネット接続業者）等に対し人権を侵害する情報の削除を求める」が7.5ポイント減少している。

項目	回答数	割合	前回割合
インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる	142	31.1%	44.1%
利用者やプロバイダ（インターネット接続業者）などに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう、啓発活動を行う	157	34.4%	38.2%
学校で、ネットリテラシーを身につけるための教育を充実させる	260	57.0%	-
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	282	61.8%	78.4%
プロバイダ（インターネット接続業者）等に対し人権を侵害する情報の削除を求める	229	50.2%	57.7%
表現の自由に係わる問題であり、対策には慎重な対応が必要である	50	11.0%	12.6%
その他	5	1.1%	2.5%
特にない	15	3.3%	3.2%
無回答	0	0.0%	1.1%
計	1,140		



【年代別】

18～29 歳、30～39 歳、40～49 歳の各年代において「学校で、ネットリテラシーを身に付けるための教育を充実させる」、「表現の自由に係わる問題であり、対策には慎重な対応が必要である」が他の年代と比べて高い傾向が見られる。



問2-1 あなたは、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）をご存じですか。（○は1つ）

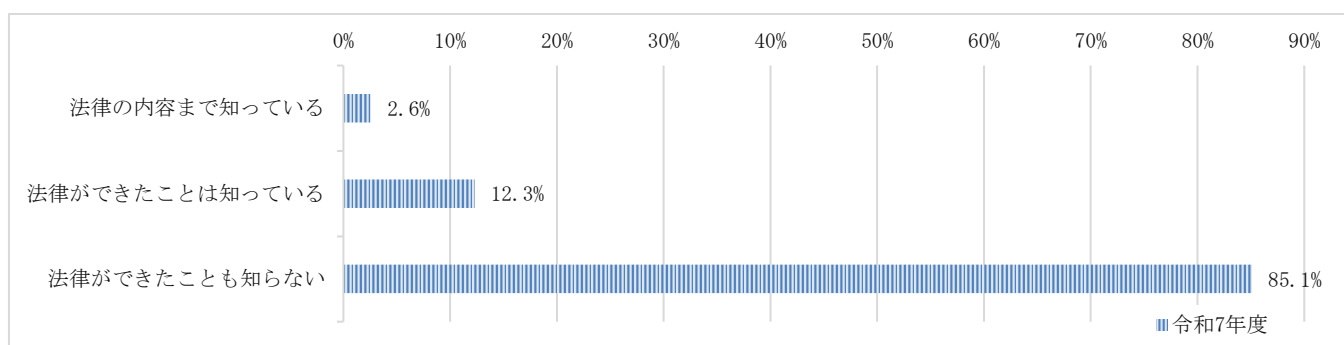
※今回の調査から追加した設問

【全体】

「法律ができたことも知らない」が85.1%で最も高くなっており、次いで「法律ができたことは知っている」は12.3%となっている。

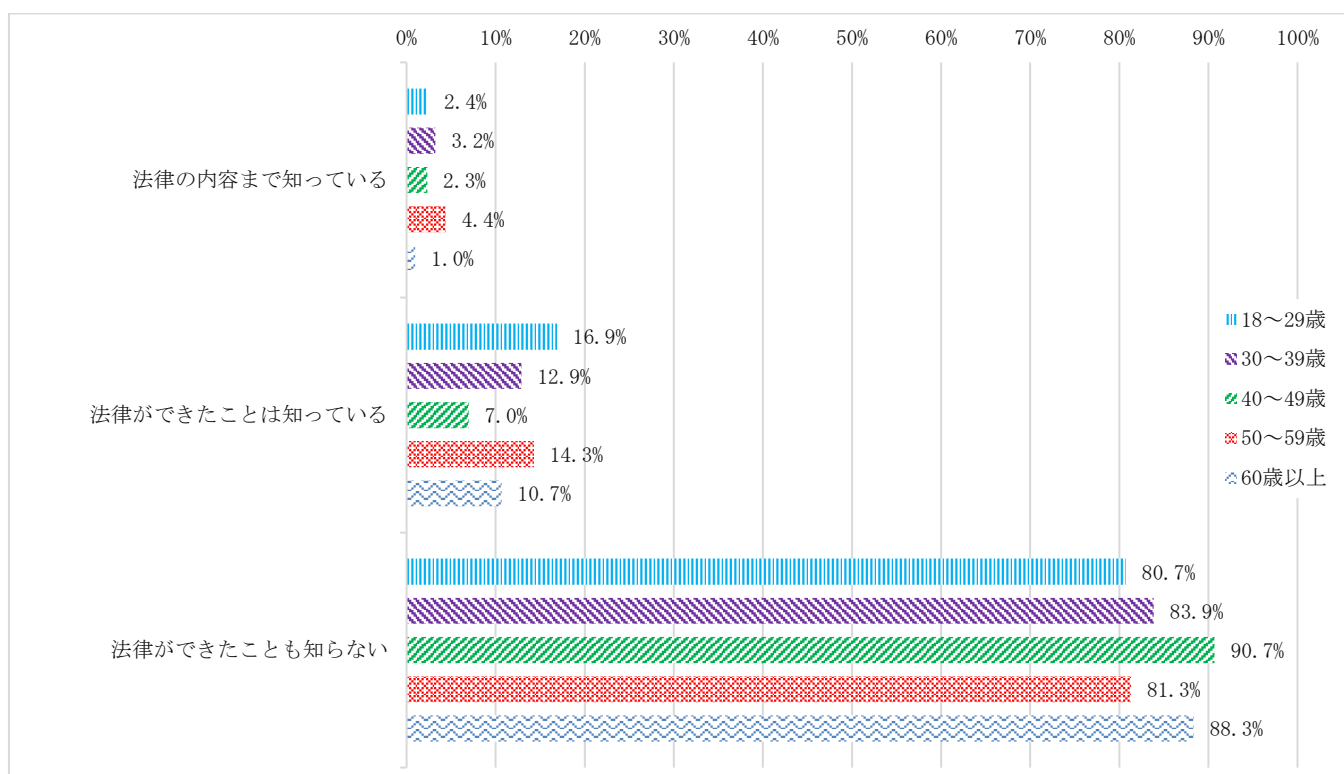
法の認知が十分といえない状況であることから、「情報流通プラットフォーム対処法」について周知に努める必要がある。

項目	回答数	割合
法律の内容まで知っている	12	2.6%
法律ができたことは知っている	56	12.3%
法律ができたことも知らない	388	85.1%
計	456	100.0%



【年代別】

「法律の内容まで知っている」又は「法律ができたことは知っている」と回答した合計を年代別で比べると18～29歳が19.3%と最も高くなっている。



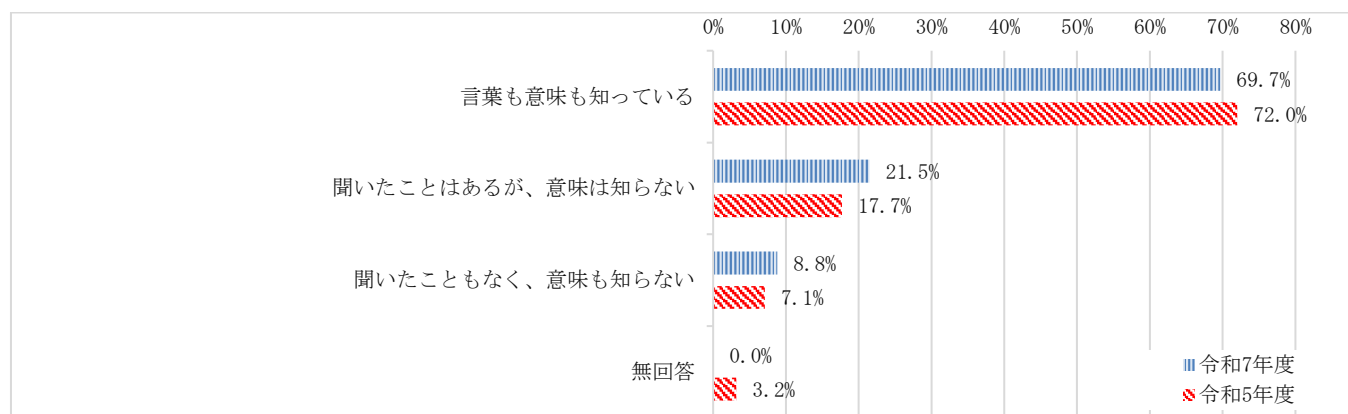
9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

問22 あなたは、性的マイノリティ（LGBTQ+）という言葉をご存じですか。（〇は1つ）

【全体】

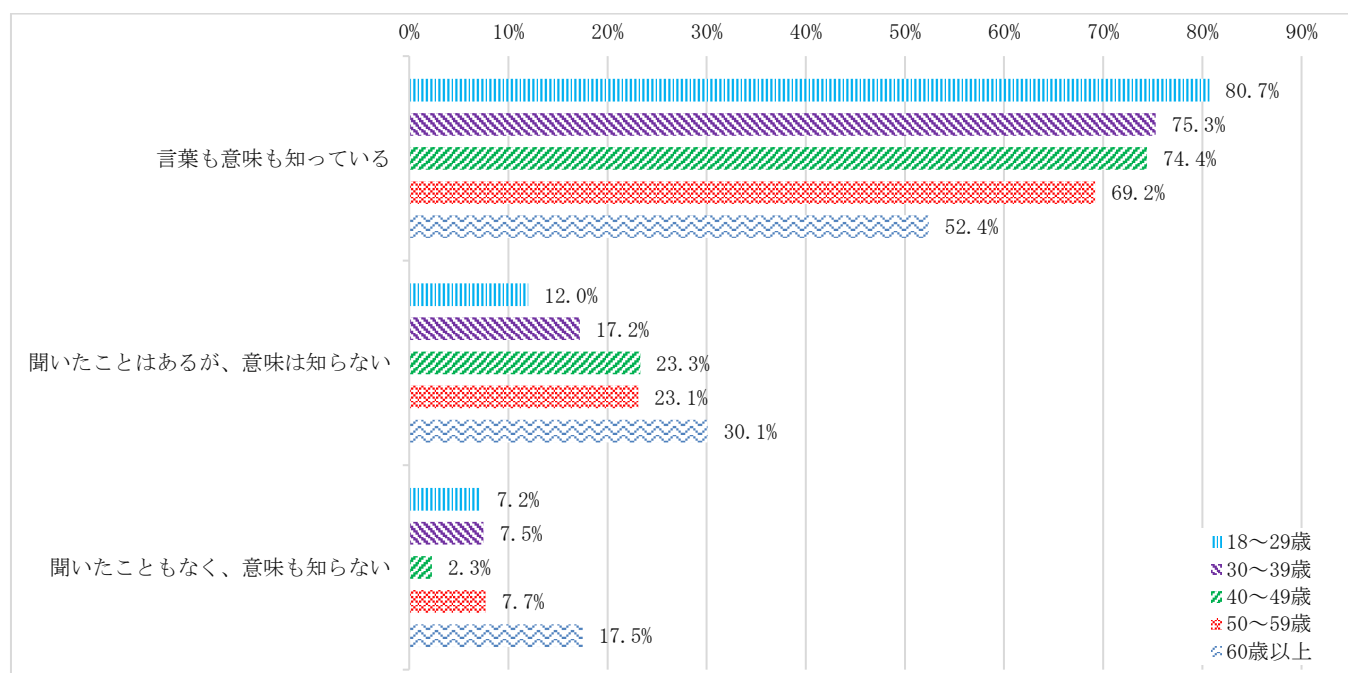
「言葉も意味も知っている」が69.7%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「聞いたことはあるが、意味は知らない」が21.5%となっている。

項目	回答数	割合	前回割合
言葉も意味も知っている	318	69.7%	72.0%
聞いたことはあるが、意味は知らない	98	21.5%	17.7%
聞いたこともなく、意味も知らない	40	8.8%	7.1%
無回答	0	0.0%	3.2%
計	456	100.0%	100.0%



【年代別】

60歳以上では「言葉も意味も知っている」が他の年代より16ポイント以上低くなっており、「聞いたことはあるが、意味は知らない」と「聞いたこともなく、意味も知らない」が他の年代より高くなっている。また、「言葉も意味も知っている」は、年代が若くなるにつれて高い傾向が見られる。



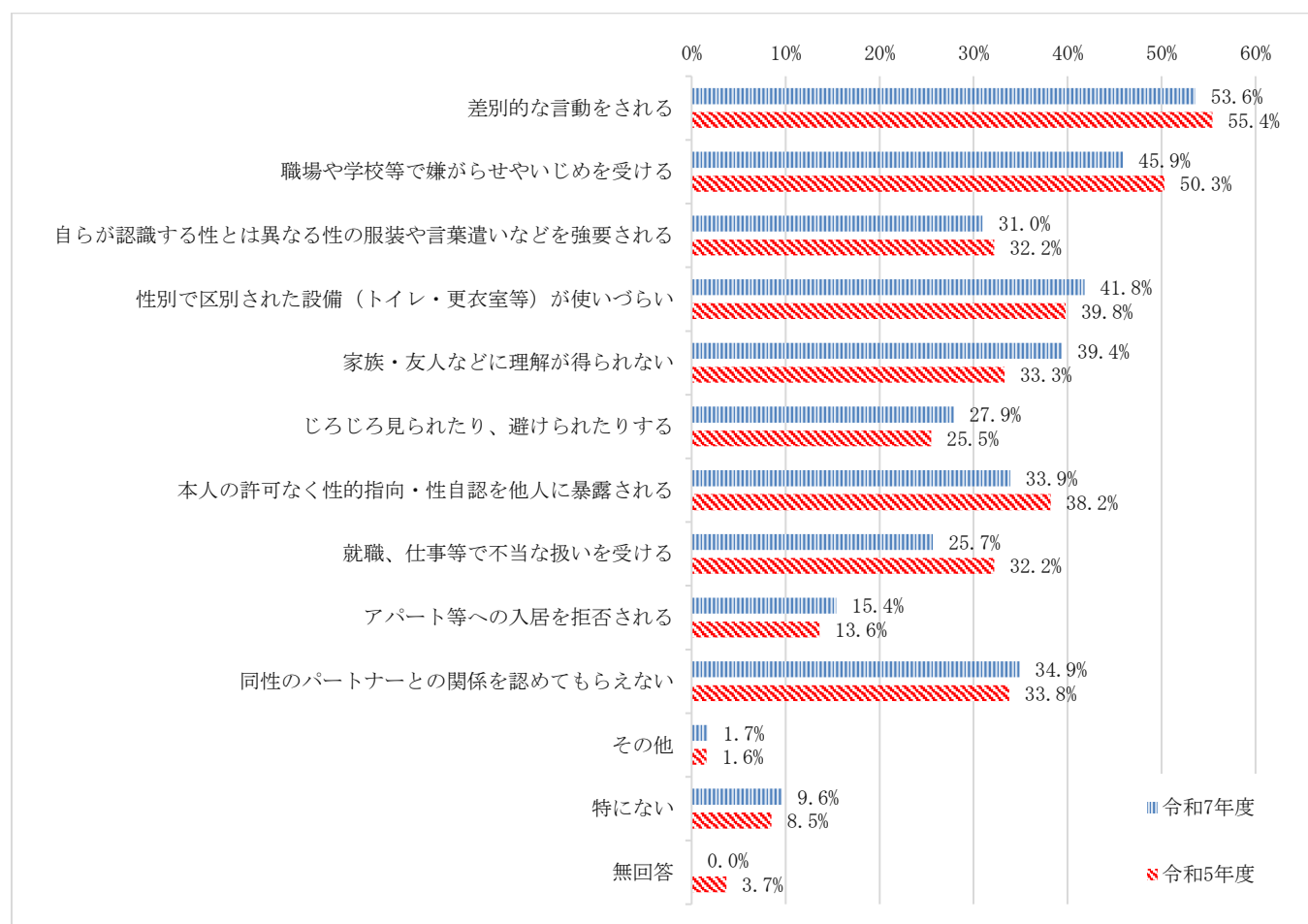
9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

（問22で、「聞いたこともなく、意味も知らない」以外を回答した人（416人）に対して）
 問22-1 あなたは、性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権侵害に関して、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（該当するものすべてに○）

【全体】

「差別的な言動をされる」が53.6%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受ける」が45.9%となっている。

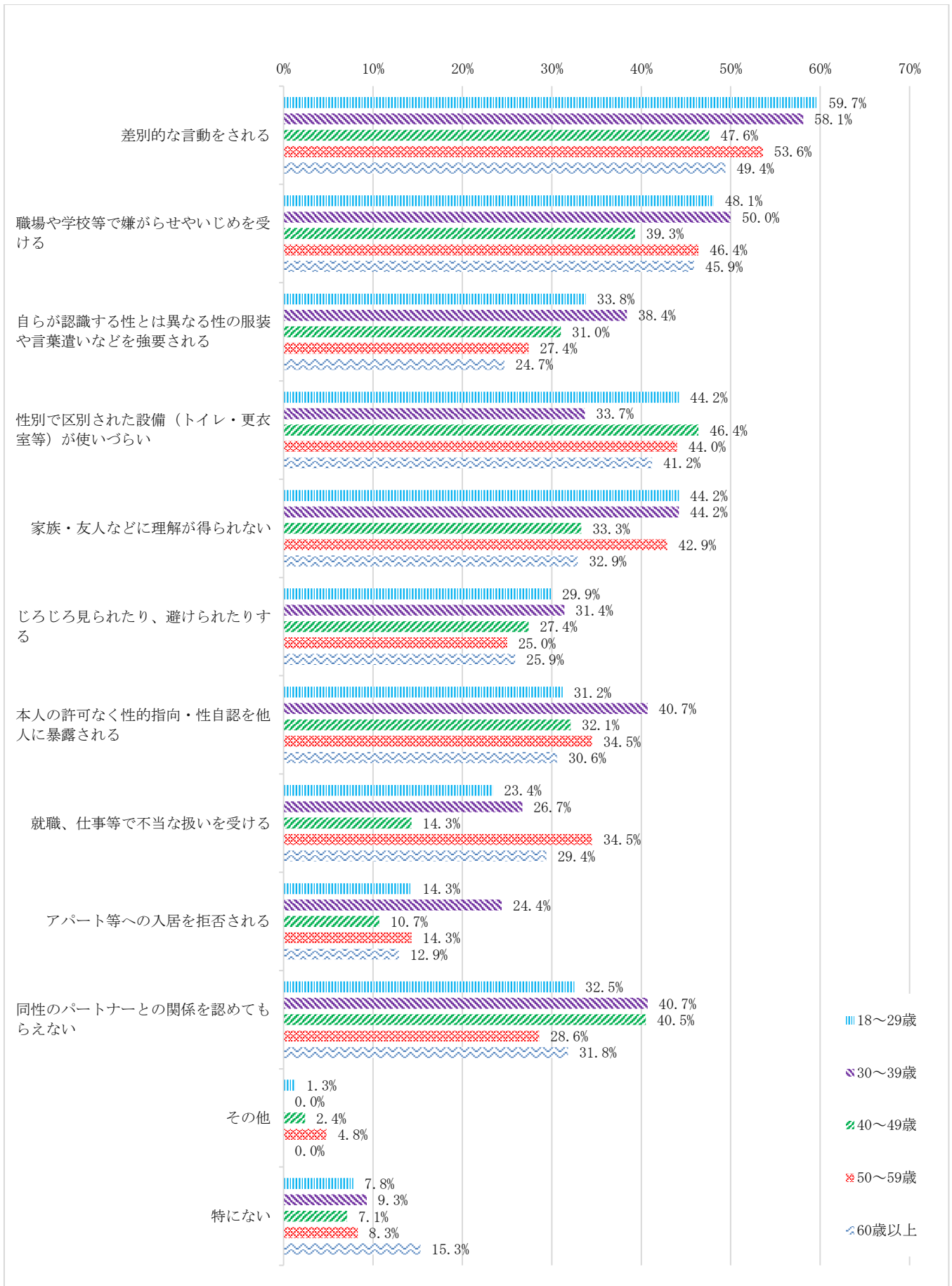
項目	回答数	割合	前回割合
差別的な言動をされる	223	53.6%	55.4%
職場や学校等で嫌がらせやいじめを受ける	191	45.9%	50.3%
自らが認識する性とは異なる性の服装や言葉遣いなどを強要される	129	31.0%	32.2%
性別で区別された設備（トイレ・更衣室等）が使いづらい	174	41.8%	39.8%
家族・友人などに理解が得られない	164	39.4%	33.3%
じろじろ見られたり、避けられたりする	116	27.9%	25.5%
本人の許可なく性的指向・性自認を他人に暴露される	141	33.9%	38.2%
就職、仕事等で不当な扱いを受ける	107	25.7%	32.2%
アパート等への入居を拒否される	64	15.4%	13.6%
同性のパートナーとの関係を認めてもらえない	145	34.9%	33.8%
その他	7	1.7%	1.6%
特になし	40	9.6%	8.5%
無回答	0	0.0%	3.7%
計	1,501		



9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

【年代別】

各年代において「差別的な言動をされる」が最も高くなっており、特に18～29歳、30～39歳において高い傾向が見られる。



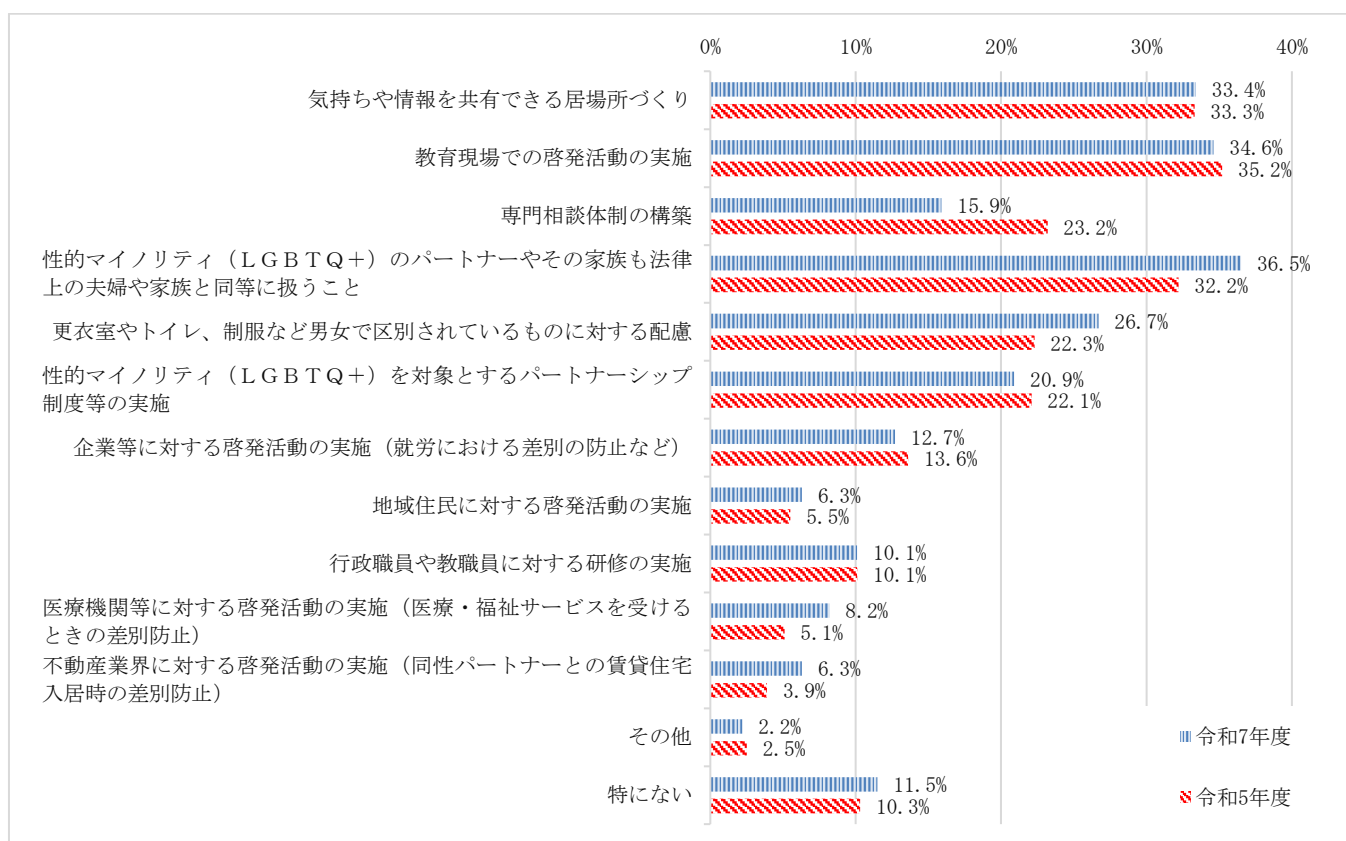
9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

（問22で、「聞いたこともなく、意味も知らない」以外を回答した人（416人）に対して）
 問22-2 あなたは、性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

【全体】

「性的マイノリティ（LGBTQ+）のパートナーやその家族も法律上の夫婦や家族と同等に扱うこと」が36.5%と最も高くなっている。その一方で、「専門相談体制の構築」は15.9%となっており、前回調査と比べて7.3ポイント減少している。

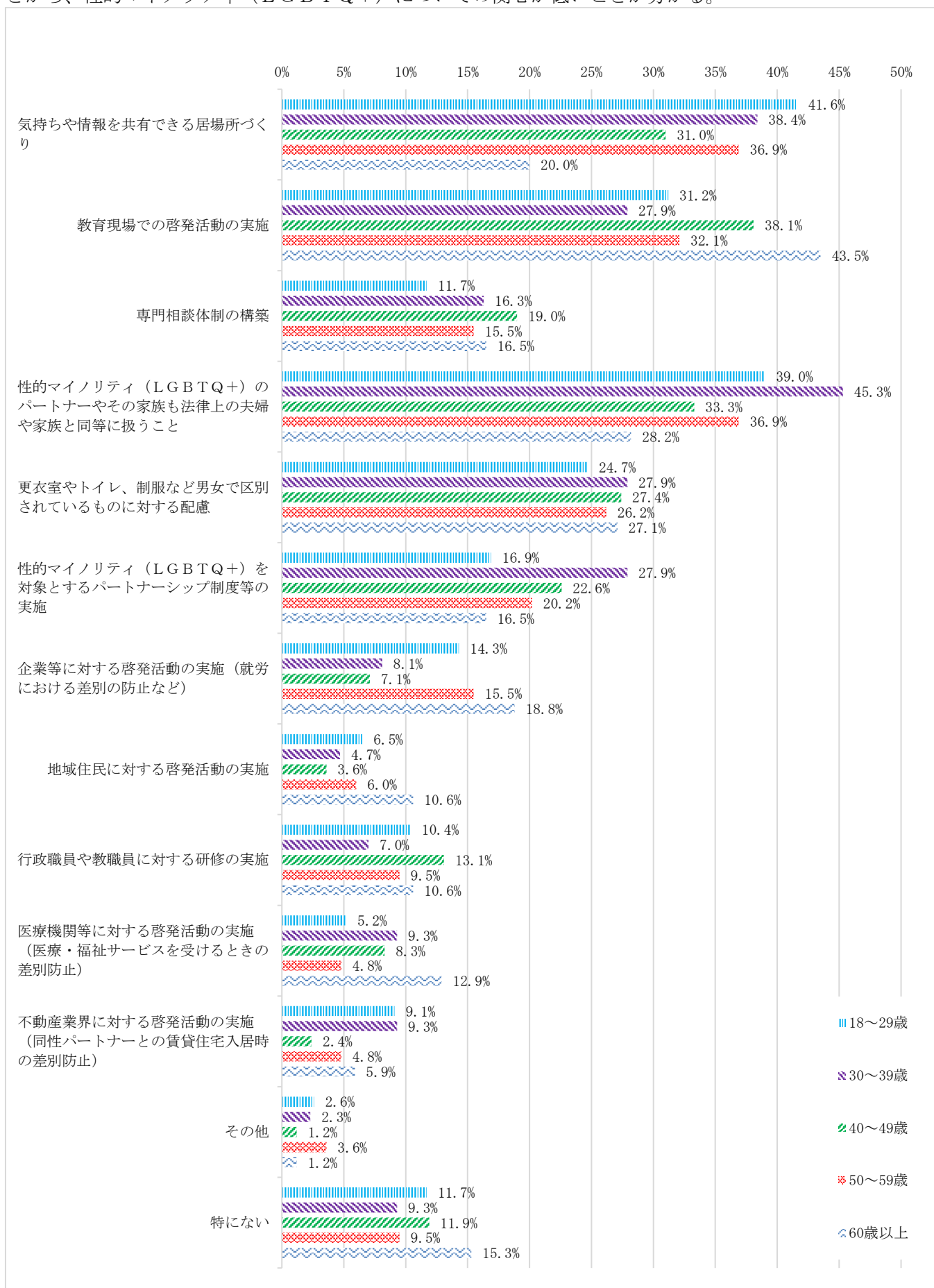
項目	回答数	割合	前回割合
気持ちや情報を共有できる居場所づくり	139	33.4%	33.3%
教育現場での啓発活動の実施	144	34.6%	35.2%
専門相談体制の構築	66	15.9%	23.2%
性的マイノリティ（LGBTQ+）のパートナーやその家族も法律上の夫婦や家族と同等に扱うこと	152	36.5%	32.2%
更衣室やトイレ、制服など男女で区別されているものに対する配慮	111	26.7%	22.3%
性的マイノリティ（LGBTQ+）を対象とするパートナーシップ制度等の実施	87	20.9%	22.1%
企業等に対する啓発活動の実施（就労における差別の防止など）	53	12.7%	13.6%
地域住民に対する啓発活動の実施	26	6.3%	5.5%
行政職員や教職員に対する研修の実施	42	10.1%	10.1%
医療機関等に対する啓発活動の実施（医療・福祉サービスを受けるときの差別防止）	34	8.2%	5.1%
不動産業界に対する啓発活動の実施（同性パートナーとの賃貸住宅入居時の差別防止）	26	6.3%	3.9%
その他	9	2.2%	2.5%
特になし	48	11.5%	10.3%
無回答	0	0.0%	4.6%
計	937		



9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

【年代別】

各年代でポイントの高い項目が異なっている。60歳以上においては「特にない」が他の年代より高いことから、性的マイノリティ（LGBTQ+）についての関心が低いことが分かる。



9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

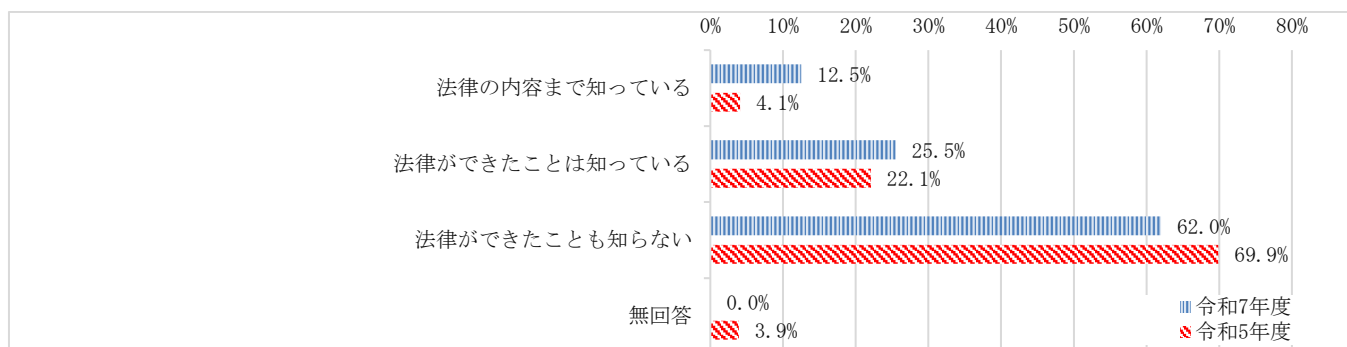
（問22で、「聞いたこともなく、意味も知らない」以外を回答した人（416人）に対して）
 問22-3 あなたは、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（いわゆる「LGBT理解増進法）」をご存じですか。（〇は1つ）

【全体】

「法律の内容まで知っている」は12.5%で前回調査と比べて8.4ポイント増加し、「法律ができたことは知っている」は25.5%で前回調査と比べて3.4ポイント増加した。

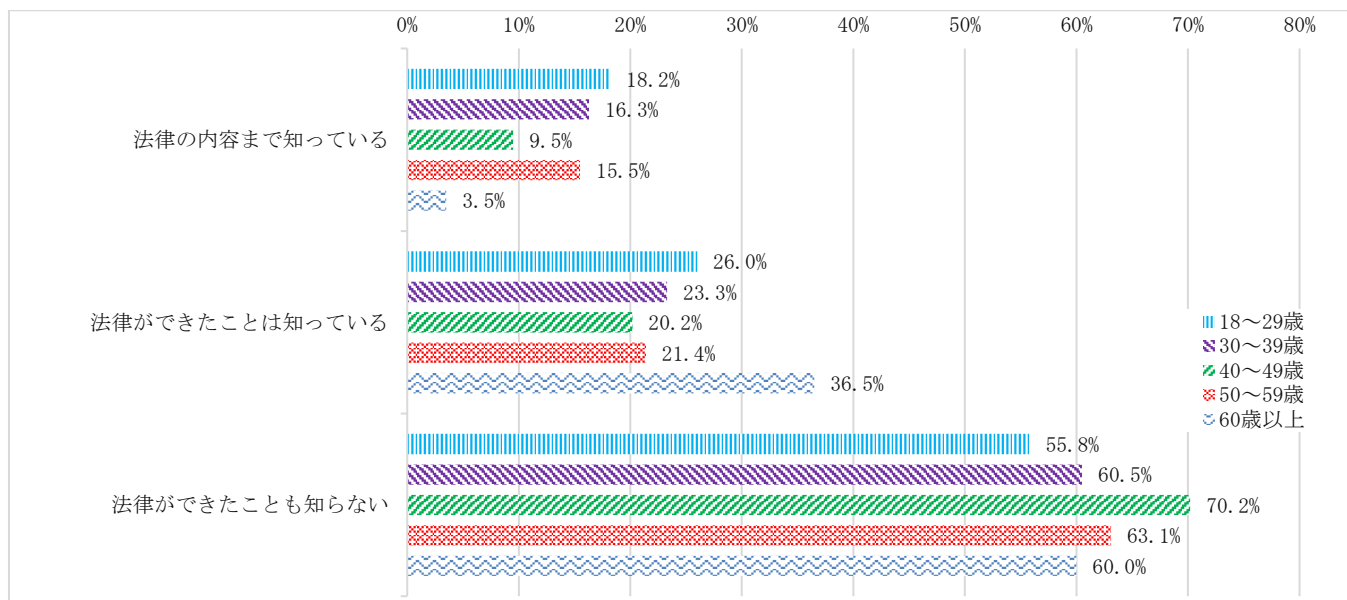
しかしながら、法の認知が十分とはいえない状況であることから、引き続き「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（いわゆる「LGBT理解増進法）」について周知に努める必要がある。

項目	回答数	割合	前回割合
法律の内容まで知っている	52	12.5%	4.1%
法律ができたことは知っている	106	25.5%	22.1%
法律ができたことも知らない	258	62.0%	69.9%
無回答	0	0.0%	3.9%
計	416	100.0%	100.0%



【年代別】

「法律ができたことも知らない」と回答した割合はいずれの年代においても最も高くなっており、特に40～49歳では70.2%となっている。その一方で、18歳～29歳では「法律の内容まで知っている」及び「法律ができたことは知っている」とする回答の合計が44.2%となり、他の年代と比べて割合が高くなっている。



Ⅲ 調 査 票

◆人権に関する意識調査票◆

※該当する番号に○をつけてください。

性 別	(1) 男 ・ (2) 女 ・ (3) その他
-----	-------------------------

※差し支えなければ、あなたの性別をお答えください。

年 齢	生年月日により年齢を選択してください。 (令和7年10月1日現在の年齢をお答えください。)
(1) 18～29歳	平成7年10月2日生 ～ 平成19年10月1日生
(2) 30～39歳	昭和60年10月2日生 ～ 平成7年10月1日生
(3) 40～49歳	昭和50年10月2日生 ～ 昭和60年10月1日生
(4) 50～59歳	昭和40年10月2日生 ～ 昭和50年10月1日生
(5) 60歳以上	昭和40年10月1日生以前

人権全般に対する意識についておたずねします

問1 あなたは、人権について、どのように考えていますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) すべての人に関わる大切な問題 | (2) 関係ある一部の人の問題 |
| (3) 自分とは関わりがない問題 | (4) わからない |

問2 いまの日本の社会には様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 女性の人権 | (2) こどもの人権 |
| (3) 高齢者の人権 | (4) 障がいのある人の人権 |
| (5) 部落差別 | (6) アイヌの人々の人権 |
| (7) 外国人の人権 | (8) 感染症に関する差別 |
| (9) ハンセン病患者・元患者とその家族の人権 | (10) 刑を終えて出所した人とその家族の人権 |
| (11) 犯罪被害者とその家族の人権 | (12) インターネット上の人権侵害 |
| (13) ホームレスの人権 | (14) 性的マイノリティ (LGBTQ+) の人権 |
| (15) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 | (16) 人身取引に関する人権問題(※) |
| (17) 地震や台風など災害を起因とする人権問題 | (18) ゲノム情報 (遺伝情報) に関する人権 |
| (19) その他 () | (20) 特にない |

(※) 「人身取引」には、性的搾取や強制労働、臓器売買などが含まれます

問5 あなたは、市や町において、人権教育・啓発をどのように進めたらよいと思いますか。
(○は1つ)

- (1) もっと積極的に行ったほうがよい
- (2) 今までどおりでよい
- (3) 必要に応じて行えばよい
- (4) 行う必要はない
- (5) その他 ()
- (6) わからない



埼玉市町で実施している職員研修の様子

こどもの人権についておたずねします

問8 あなたは、こどもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。（該当するものすべてに○）

- (1) 仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることの強制・強要
- (2) いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬ振りをする
- (3) 教師によるこどもへの体罰
- (4) 保護者によるこどもへの虐待・暴力
- (5) 親がこどもに自分の考えを強制し、こどもの意見を尊重しない
- (6) 児童買春、児童ポルノ等
- (7) ヤングケアラー問題（※）
- (8) その他（ ）
- (9) 特にない

（※）ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどもをさすとされています。

問9 あなたは、こどもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

- (1) こどもの人権を守るための啓発活動を推進する
- (2) こどものための人権相談、電話相談を充実させる
- (3) 教師の人間性、指導力を高める
- (4) 家庭内の人間関係を安定させる
- (5) こどもに自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える
- (6) こどもの人格を尊重する教育や意識啓発に力を入れる
- (7) 地域の人々が、どのこどもにも関心を持って接する
- (8) こどもが被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
- (9) 児童虐待の発見や、その解決のための体制を強化する
- (10) マスメディアの情報（テレビの暴力シーン等）発信のあり方を見直す
- (11) インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用等にかかわる規制を強化する
- (12) その他（ ）
- (13) 特にない

問14 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）を、ご存じですか。（○は1つ）

- (1) 法律の内容まで知っている
- (2) 法律ができたことは知っている
- (3) 法律ができたことも知らない

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）とは】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に制定された法律で、平成28年4月に施行されました。

この法律では、国や地方公共団体などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」の義務化などについて規定されています。

合理的配慮の提供とは

社会生活において提供されている設備やサービスが、障がいのある方にとっては利用が難しく、活動を制限してしまっている場合があります。

このような社会的なバリアを、取り除いてほしいという意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、合理的な対応をすることを「合理的配慮の提供」といいます。

合理的配慮の提供に当たっては、事業者等と障がいのある方との間で対話を重ね、共に解決策を検討する「建設的対話」が重要です。

申出への対応が難しい場合でも、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

部 落 差 別 に つ い て お た ず ね し ま す

問 1 5 あなたは、部落差別についてご存じですか。(○は1つ)

- (1) 言葉は知っている
- (2) 言葉も内容も知っている
- (3) 知らない

※問 1 5 で、「(3)」とお答えの方は問 1 6 へお進みください。

※問 1 5 で、「(1)」か「(2)」とお答えの方に引き続きおたずねします。

問 1 5 - 1 あなたは、部落差別について、初めて知ったのはいつですか。(○は1つ)

- (1) 6 歳まで
- (2) 7 ~ 1 2 歳まで (小学生)
- (3) 1 3 ~ 1 5 歳まで (中学生)
- (4) 1 6 ~ 1 8 歳まで (高校生等)
- (5) 1 9 歳以上
- (6) はっきりと覚えていない

問15-2 あなたは、部落差別について、初めて知ったきっかけは、何からですか。
(○は1つ)

- (1) 家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた
- (2) 親戚の人から聞いた
- (3) 近所の人から聞いた
- (4) 職場の人から聞いた
- (5) 学校の友だちから聞いた
- (6) 学校の授業で教わった
- (7) テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
- (8) 部落差別に関する講演会や研修会で知った
- (9) 都道府県や市区町村の広報紙やホームページ、冊子等で知った
- (10) インターネットの書き込み等で知った
- (11) きっかけは覚えていない
- (12) その他 ()

問15-3 あなたは、部落差別の起こりについて、どのように受け止めていますか。
(該当するものすべてに○)

- (1) 江戸時代の支配者によって、民衆を支配する手段としてつくられた。
- (2) 人種(民族)が違う
- (3) 宗教が違う
- (4) 職業(仕事)が違う
- (5) 生活が貧しかった
- (6) その他 ()

問15-4 あなたは、過去に実社会やインターネット上で、部落差別による被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしたことがありますか。あるいは、あなたの親族・知人が、過去に同様の被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしているのを見聞きしたことがありますか。あるとしたら、どのような場面、事例でしたか。
(該当するものすべてに○)

- (1) 結婚や交際
- (2) 就職や職場
- (3) 戸籍
- (4) 落書き、貼り紙
- (5) 悪口
- (6) インターネット上の書き込み
- (7) 被差別部落名の公表
- (8) その他 ()
- (9) 覚えていない
- (10) そのような場面、事例はない

問15-5 あなたは、部落差別に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか。あるとしたら、どのような内容のものでしたか。
(該当するものすべてに○)

- (1) 個人を名指しした悪口
- (2) 個人を名指ししない、集団に対する悪口
- (3) 被差別部落名の公表
- (4) 差別の呼びかけ
- (5) その他 ()
- (6) 見たことがない
- (7) インターネットを利用したことがない

問 15-6 あなたは、住宅の購入や生活環境を選ぶ際に、仮にその場所が被差別部落であった場合、避けますか。(○は1つ)

- (1) 気にしない
- (2) どちらかといえば気にしない
- (3) どちらかといえば避ける
- (4) 避ける
- (5) わからない

問 15-7 あなたは、結婚や就職の際に、被差別部落出身者であるかについて身元調査をすることをどう思いますか。(○は1つ)

- (1) 身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきではない
- (2) よくないことだが、ある程度は仕方がないことだ
- (3) 身元調査をすることは当然である
- (4) わからない

問 15-8 あなたのお子さんが被差別部落出身の人と結婚しようとした場合、あなたはどのように対応しますか。(○は1つ)

- (1) 被差別部落出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する。
- (2) 自分としては反対だが、子の意思が強ければ仕方がない
- (3) 自分としては反対しないが、家族や親戚に反対があれば、結婚は認めない
- (4) 自分は反対であり、絶対に結婚は認めない
- (5) わからない

問 15-9 あなたは、結婚しようとする相手が被差別部落出身者であると分かった場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)

- (1) 家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する
- (2) できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する
- (3) 家族や親戚の反対があれば、結婚しない
- (4) 絶対に結婚しない
- (5) わからない

問 15-12 あなたは、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」をご存じですか。
(○は1つ)

- (1) 条例の内容まで知っている
- (2) 条例ができたことは知っている
- (3) 条例ができたことも知らない

【埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例とは】

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律第2条に規定する基本理念にのっとり、令和4年7月に施行されました。

この条例では、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的に制定されました。

また、この条例では第3条において「何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。」とし、部落差別の禁止を定めています。

問18 あなたは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）をご存じですか。（○は1つ）

- (1) 法律の内容まで知っている
- (2) 法律ができたことは知っている
- (3) 法律ができたことも知らない

【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）とは】

日本以外の国・地方の出身者又はその子孫で国内に住む人（本邦外出身者）を地域社会から排除することを煽動（せんだう）する「不当な差別的言動」が行われていることを踏まえ、こうした本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」を解消することを目的に制定された法律で、平成28年6月に施行されました。

この法律では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」のない社会の実現のため、国や地方公共団体の責務や教育の充実、相談体制の整備、啓発活動などについて規定されています。

人権に国境はありません

外国人の人たちは、地域で暮らしていく上で、人種や言語、宗教、習慣等の違いからくる偏見や誤解などにより、様々な問題に直面しています。

アパートへの入居を断られたり、職場で不利な取り扱いを受けるなどの事例が多く発生しています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、大きな社会問題となっています。

外国人も日本人も一人の人間として、同じ地域で暮らす一員として、お互いを理解し合い、助け合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を築いていきましょう。

問 2 1 あなたは、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）をご存じですか。（○は1つ）

- (1) 法律の内容まで知っている
- (2) 法律ができたことは知っている
- (3) 法律ができたことも知らない

【特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）とは】

特定電気通信による情報の流通（SNS、掲示板の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務を定めた法律で、令和7年4月に施行されました。

性的マイノリティ (LGBTQ+) の人権についておたずねします

問 2 2 あなたは、性的マイノリティ (LGBTQ+) という言葉をご存じですか。(○は1つ)

- (1) 言葉も意味も知っている
- (2) 聞いたことはあるが、意味は知らない
- (3) 聞いたこともなく、意味も知らない

L : レズビアン (同性を好きになる女性) G : ゲイ (同性を好きになる男性) B : バイセクシュアル (同性も異性も好きになる人) T : トランスジェンダー (心と身体の性が一致しない人)
Q+ : クエスチョニング等 (性別未決定、感じないなど)
LGBTQ+ は上記頭文字をつなげた単語で性的マイノリティの総称の一つです。

※問 2 2 で、「(3)」とお答えの方は問 2 3 へお進みください。

※問 2 2 で、「(1)」か「(2)」とお答えの方に引き続きおたずねします。

問 2 2—1 あなたは、性的マイノリティ (LGBTQ+) の人権侵害に関して、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(該当するものすべてに○)

- (1) 差別的な言動をされる
- (2) 職場や学校等で嫌がらせやいじめを受ける
- (3) 自らが認識する性とは異なる性の服装や言葉遣いなどを強要される
- (4) 性別で区別された設備 (トイレ・更衣室等) が使いづらい
- (5) 家族・友人などに理解が得られない
- (6) じろじろ見られたり、避けられたりする
- (7) 本人の許可なく性的指向・性自認を他人に暴露される
- (8) 就職、仕事等で不当な扱いを受ける
- (9) アパート等への入居を拒否される
- (10) 同性のパートナーとの関係を認めてもらえない
- (11) その他 ()
- (12) 特にない

人権に関する意識調査報告書
(令和7年度調査版)
令和8年3月

編集・発行 埼葛郡市人権施策推進協議会